

第4次市障がい者計画(後期)
第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画

— 素案 —

平成 30 年 1 月

いわき市 保健福祉部

【「障がい」の表記について】

市では、障がいの「害」という漢字表記について、平成16年2月に策定しました『新・いわき市障がい者計画』から「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

【「障がい者」及び「障がいのある方」等の表記について】

- (1) 原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記します。
- (2) 名称等で「障がいのある方」と表記することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。
- (3) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。

はじめに

平成 30 年 3 月

いわき市長 清水 敏男

目次(案)

第1編 第4次いわき市障がい者計画(後期)	1
第1章 計画策定の趣旨等	3
1 計画の背景と趣旨	3
2 法令等の改正の動き	4
第2章 本計画の位置づけ等	7
1 計画の位置づけ	7
2 3つの計画の関係	8
3 計画の期間	9
4 計画の対象範囲	9
5 本市における圏域(区域設定)の考え方	9
6 計画の改定手続	10
第3章 障がい者等を取り巻く現状と課題	13
1 本市における障がい者数等の状況	13
2 障がい者(児)実態調査結果(障がい福祉に関するアンケート調査結果)	26
3 障がい者(児)関連法人・施設実態調査結果	43
4 障がい者(児)関連団体実態調査結果	47
5 各種実態調査から見える主な課題	49
6 現計画の進捗状況	52
第4章 基本理念及び基本目標	55
1 基本理念	55
2 基本目標	56
3 計画の視点	57
4 計画の体系	58
第5章 施策分野と基本的方向性	61
1 施策分野1 『啓発・広報』	62
2 施策分野2 『生活支援』	75
3 施策分野3 『保健・医療』	91
4 施策分野4 『生活環境』	103
5 施策分野5 『教育・育成』	112
6 施策分野6 『雇用・就業』	121
第6章 計画の推進	129
1 各主体の役割	129
2 計画の進行管理	130

第2編 第5期いわき市障害福祉計画.....	131
第1章 成果目標と目標達成のための方策.....	133
1 平成32年度までの目標値の設定.....	133
第2章 障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策.....	139
1 障害福祉サービス等の体系図.....	139
2 障害福祉サービス.....	140
3 相談支援.....	149
4 地域生活支援事業.....	151
第3編 第1期いわき市障害児福祉計画.....	163
第1章 成果目標と目標達成のための方策.....	165
1 平成32年度までの目標値の設定.....	165
第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策.....	167
1 障害児通所支援・障害児相談支援.....	167
2 医療的ケア児調整コーディネーターの配置.....	172
3 子ども・子育ての支援等における体制整備.....	173
資料編.....	175
1 用語解説.....	177
2 いわき市地域自立支援協議会設置要綱.....	188
3 いわき市地域自立支援協議会委員名簿.....	190
4 第4次市障がい者計画・第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画策定経緯 . .	191

第1編 第4次いわき市障がい者計画(後期)



第1章 計画策定の趣旨等

1 計画の背景と趣旨

本市では、平成26年2月に障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定めた『第4次いわき市障がい者計画』、平成27年3月には障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた『第4期いわき市障害福祉計画』を策定しました。その中で「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、共に生きる社会の実現」を計画の基本理念として掲げ、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

一方、国においては、平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に署名し、批准に向けて「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成28年4月施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）の制定（平成28年5月施行）、「発達障害者支援法」の改正（平成28年8月施行）など、国内法を整備し、障がい者制度を充実させました。

さらに、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号）においては、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障害者支援の一層の充実が示されています。

このような動向を踏まえ、このたび、『第4次いわき市障がい者計画』の前期計画期間及び『第4期いわき市障害福祉計画』の計画期間が満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて『第4次いわき市障がい者計画』の見直し及び『第5期いわき市障害福祉計画』を策定することといたしました。

なお、今般の児童福祉法の改正に基づき、『第1期いわき市障害児福祉計画』を一体的に策定することとします。

2 法令等の改正の動き

(1) 障害者権利条約の批准

平成 19 年に「障害者権利条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者権利条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、平成 25 年に障害者基本法の一部が改正され、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

深刻化している家庭や施設での障がいのある方に対する虐待を防ぐため、平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、家庭や施設などで障がいのある方に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

また、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれました。

(4) 障害者総合支援法の施行と改正

身体・知的・精神の 3 障がいのサービス一元化などを規定し平成 18 年に施行した障害者自立支援法が、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正施行され、障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームがグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある方による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うことになりました。

(5) 障害者優先調達促進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達促進法」という。）が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達

する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある方の自立の促進に資することとされています。

（6）障害者差別解消法の施行

障がいのある方への差別を解消するため、平成 25 年に障害者差別解消法が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある方の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

（7）障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に障害者雇用促進法が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある方の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

（8）成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

（9）発達障害者支援法の改正

「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり、発達障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、平成 28 年 5 月に発達障害者支援法の一部が改正され、同年 8 月から発達障がいの早期発見と発達支援を行い支援が切れ目なく行われることや家族への支援などが規定されました。



第2章 本計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ

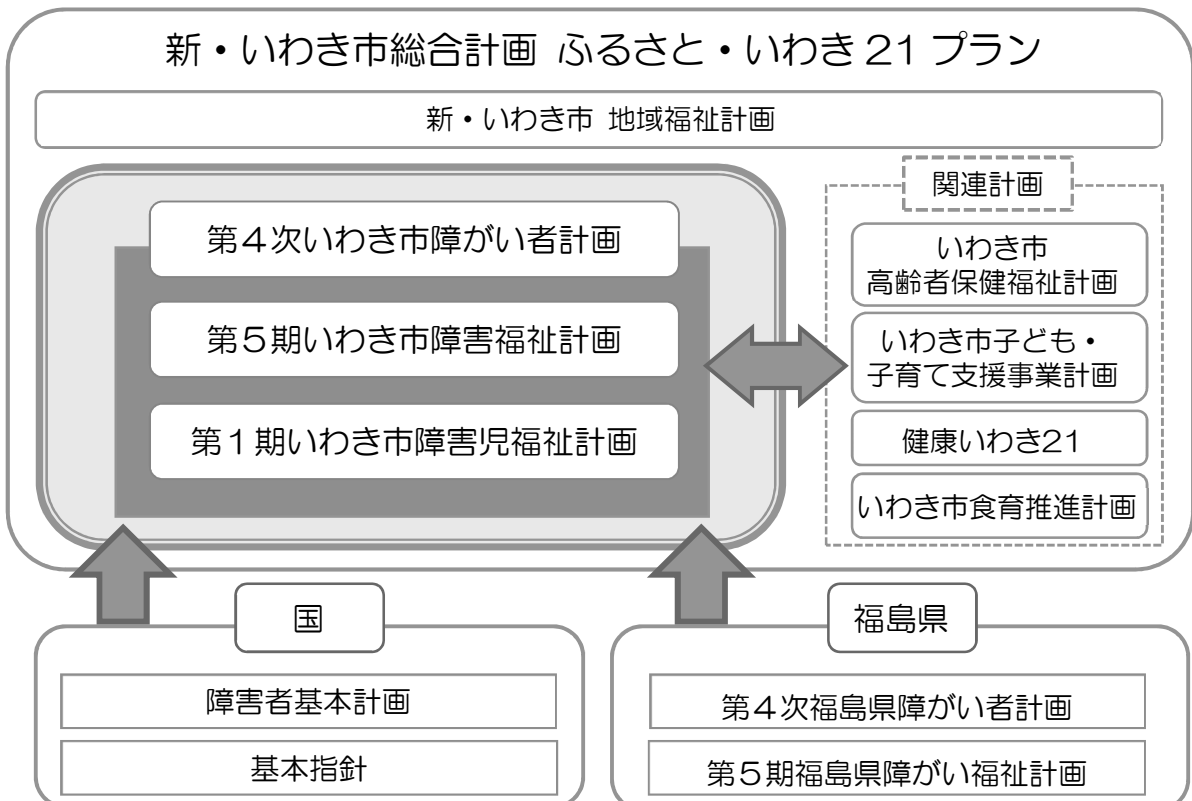
『第4次いわき市障がい者計画』は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画です。

『第5期いわき市障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。

『第1期いわき市障害児福祉計画』は、児童福祉法の一部改正により、同法第33条の20に基づき新たに策定する市町村障害児計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。なお、障害者総合支援法第88条第6項の規定により障害福祉計画と一体のものとして策定することができる計画であることから、『第5期いわき市障害福祉計画』と一体的に策定するものとします。

『第4次いわき市障がい者計画』、『第5期いわき市障害福祉計画』、『第1期いわき市障害児福祉計画』は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】



2 3つの計画の関係

本計画では、障がい者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定します。

各計画の根拠法と関係は以下の通りです。

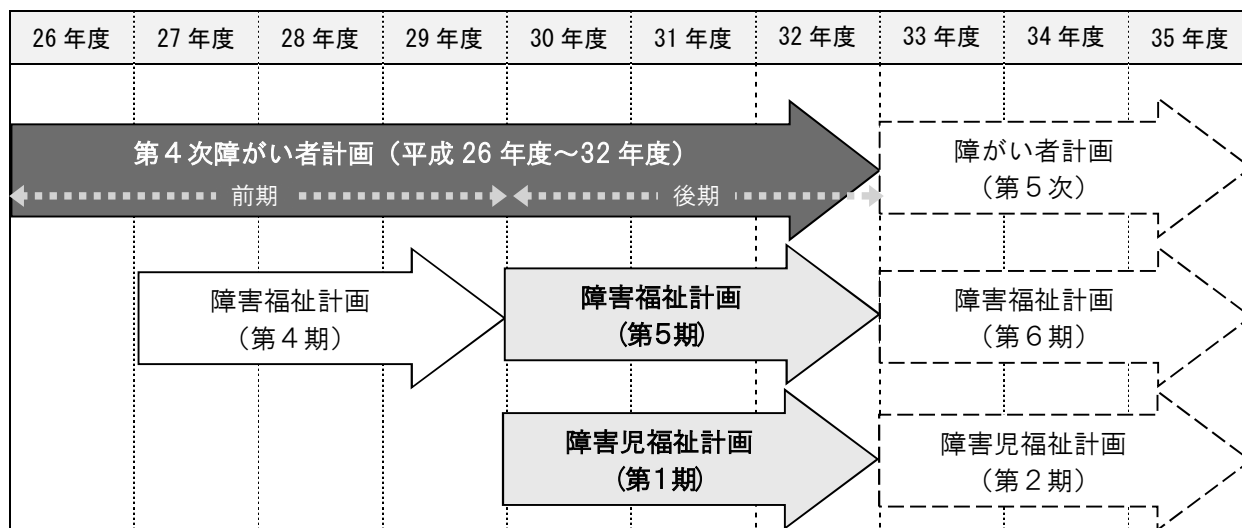
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	(第3次) 障害者基本計画 ・計画期間: H25年度～H29年度 ※現在、第4次計画に向け検討中	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県・市町村が計画策定に当たって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

3 計画の期間

『第4次いわき市障がい者計画』の計画期間は平成26年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする7か年計画で前期が平成26～29年度、後期が平成30～32年度とします。

『第5期いわき市障害福祉計画』及び『第1期いわき市障害児福祉計画』は、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

平成32年度にそれぞれ見直しを行い、次期計画を策定します。



4 計画の対象範囲

本市の障がい者計画においては、これまでも障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がいのいわゆる三障がいの方を支援の対象としつつ、難病等についても実情に応じて関係施策において対応してきました。

平成23年の障害者基本法の改正に伴い、「障害者」の定義についても、発達障がいのほか、難病に起因する障がいも新たに含まれることとなりましたが、本市でも、引き続き障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障がいのある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

5 本市における圏域（区域設定）の考え方

平成27年3月に策定された、『第4期いわき市障害福祉計画』と保健福祉分野のほかの個別計画を総合的に横につなぐ『新・いわき市地域福祉計画』において、地区保健福祉センターエリアを単位とした連携体制の確立を図ることとされたことから、本計画において、7つの圏域を基本に、障害福祉サービス等の提供のバランスに配慮した区域設定を行い、計画的に施策を推進してまいります。

6 計画の改定手続

(1) いわき市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

①調査の目的

障害福祉サービスの実態や障がいのある方の意向などを把握するとともに、本市の現状や課題など抽出・分析し、『第4次いわき市障がい者計画』の改定及び『第5期いわき市障害福祉計画』『第1期いわき市障害児福祉計画』の策定の基礎資料として活用することを目的とし、障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し調査を実施しました。

②調査期間

平成29年6月30日（金）～平成29年7月21日（金）

③調査対象

障がいのある方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び本市障害福祉サービスの利用者 4,000人
事業所：市内で障害福祉サービスを提供する事業所 181社
団体：市内の障がい者（児）団体 23団体

④調査方法

郵送による配布・回収

（3）関係団体ヒアリング調査の実施

『第4次いわき市障がい者計画』の改定及び『第5期いわき市障害福祉計画』『第1期いわき市障害児福祉計画』を策定するにあたり、市内の障がい児（者）団体及び事業者等に対し、現在の取り組みや、地域での生活、不安等の課題や市への要望などを中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

①障がい児（者）関連団体ヒアリング

i 実施日時

平成29年9月26日（火）～平成29年10月5日（木）

ii 参加団体

障がい児（者）団体 5団体

②障がい児（者）関連事業者ヒアリング

i 実施日時

平成29年10月16日（月）～平成29年10月24日（火）

ii 参加団体

市内障がい児（者）関連事業者 10団体

（4）パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、市障がい福祉課、市役所本庁舎1階市民ロビー、各支所の情報公開コーナーにおいて計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。





第3章 障がい者等を取り巻く現状と課題

1 本市における障がい者数等の状況

(1) 障がい者（児）数

①障害者手帳所持者

平成29年4月1日現在、本市における障がい者（児）数（精神障がい者については平成29年3月31日現在）は17,261人^(※)となっており、市の総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、4.99%となっています。

その内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）が12,868人（人口割合3.72%）、知的障がい者（療育手帳所持者数）が2,343人（同0.68%）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）が2,050人（同0.59%）となっています。

近年の動向としては、全障がい者の7割以上を占める身体障がい者の減少により、障がい者総数は減少となっています。その一方、精神障がい者数は年々増加傾向にあり、人口割合も増加しています。

【総人口及び障がい者（児）数】

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口（人）	330,876	327,890	325,893	324,370	348,445	346,119
障がい者数（人）	21,032	21,351	21,128	21,162	17,488	17,261
人口割合（%）	6.36	6.51	6.48	6.52	5.02	4.99
身体障がい者（人）	17,217	17,338	17,150	16,971	13,095	12,868
人口割合（%）	5.20	5.29	5.26	5.23	3.76	3.72
知的障がい者（人）	2,327	2,414	2,258	2,325	2,380	2,343
人口割合（%）	0.70	0.74	0.69	0.72	0.68	0.68
精神障がい者（人）	1,488	1,599	1,720	1,866	2,013	2,050
人口割合（%）	0.45	0.49	0.53	0.58	0.58	0.59

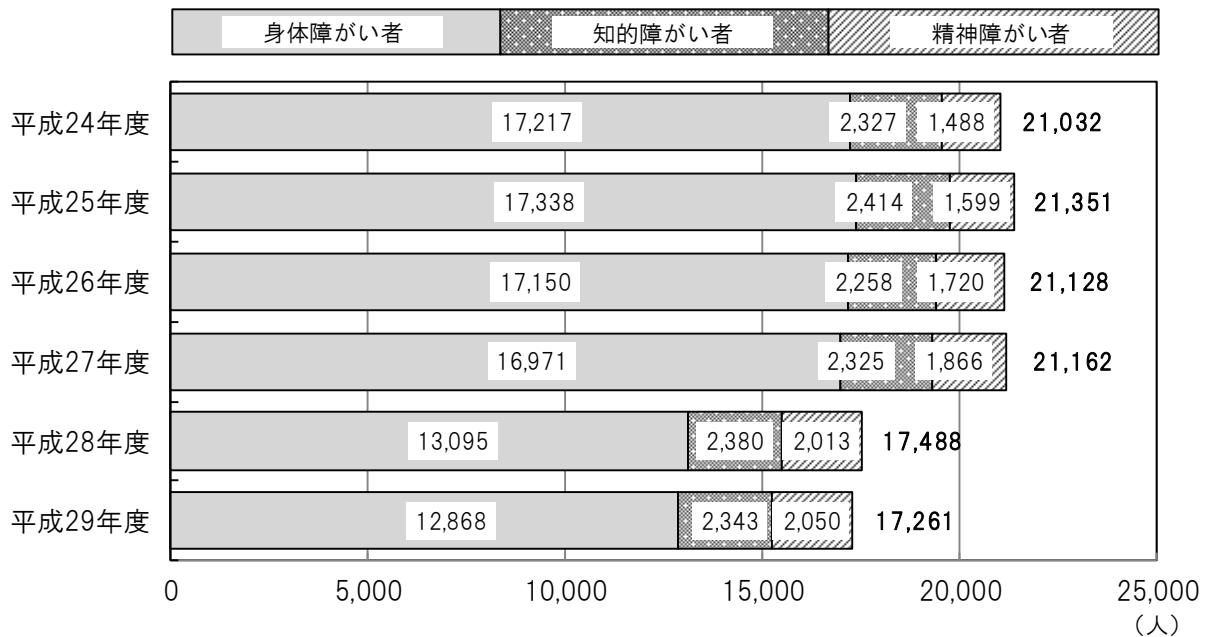
出典：【人口】いわき市現住人口調査／各年4月1日現在

【障がい者数】いわき市障がい福祉課資料／各年4月1日現在

※手帳の重複所持者の場合、手帳の種別毎に1人と計上。

※平成28年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数の減少については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）による個人番号の利用開始に伴い、死亡届未提出者等の確認を行った結果によるもの。

【総人口及び障がい者（児）数】



②発達障がい者（児）

平成 22 年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正、並びに平成 23 年の障害者基本法の改正により、発達障がい^(※1)が各法の対象となることが明文化されました。

発達障がいのある方の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している方もいますが、発達障がいを対象とした手帳はなく、その正確な数を把握することは困難となっています。
(※2)

※1 発達障害者支援法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

※2 平成 24 年に文部科学省から、発達障がいの可能性のある「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒は通常学級に推定値で 6.5%在籍しているとの調査結果が示されている。

③難病等

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等^{（※1）}が加わりました。

当初、障害者総合支援法における難病等の範囲は、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病（130疾病）と同じ範囲とされていましたが、平成27年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部改正法」（平成27年1月1日施行）が成立したことを踏まえ、順次対象疾病が拡大され、平成29年4月からは358疾病が対象となっています。

難病の方のなかには身体障害者手帳を所持している方もいますが、難病を対象とした手帳はなく、今回定められた難病等の対象となる方の正確な数を把握することは困難となっています。

次の表は、難病患者の医療費助成制度である「難病医療費助成制度（特定医療費助成制度）」の対象となっている330疾患の対象者数であり、対象疾患の拡大に伴い、本市において医療費の助成を受けている難病患者数は増加傾向にあり、平成29年12月1日現在で2,621人となっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数】

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
対象疾患数	56	56	56	110	306	330
所持者数	2,133	2,165	2,298	2,531	2,652	2,621

出典：いわき市保健所地域保健課資料

／平成24～25年：4月1日現在、平成26～28年：3月31日現在、平成29年：12月1日現在

※1 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

(2) 障がい種別内訳

①身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）

i) 年齢別

平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳交付者数は 12,868 人となっています。年齢別では、18 歳未満が 226 人（全体の 1.8%）、18 歳以上 65 歳未満が 3,454 人（同 26.8%）、65 歳以上が 9,188 人（同 71.4%）となっており、65 歳以上の高齢者が 7 割以上を占めています。

全体に占める 65 歳以上人口の割合は平成 25 年以降、毎年減少傾向にあります。

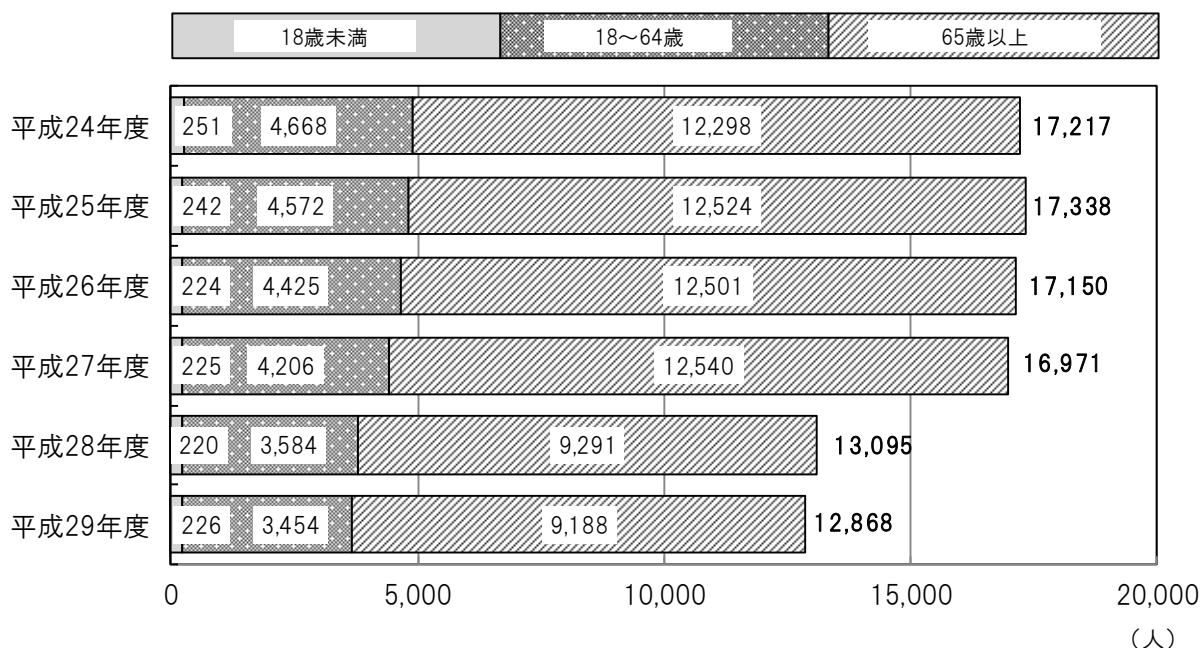
【年齢別 身体障がい者数（3区分）】

年齢	区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満 (障がい児)	人数(人)	251	242	224	225	220	226
	割合(%)	1.5	1.4	1.3	1.3	1.7	1.8
18 歳以上 65 歳未満	人数(人)	4,668	4,572	4,425	4,206	3,584	3,454
	割合(%)	27.1	26.4	25.8	24.8	27.4	26.8
65 歳以上	人数(人)	12,298	12,524	12,501	12,540	9,291	9,188
	割合(%)	71.4	72.2	72.9	73.9	71.0	71.4
合計(人)		17,217	17,338	17,150	16,971	13,095	12,868

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年 4 月 1 日現在

※平成 28 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数の減少については、平成 28 年 1 月 1 日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）による個人番号の利用開始に伴い、死亡届未提出者等の確認を行った結果によるもの。

【年齢別 身体障がい者数（3区分）】



ii) 障がい部位別

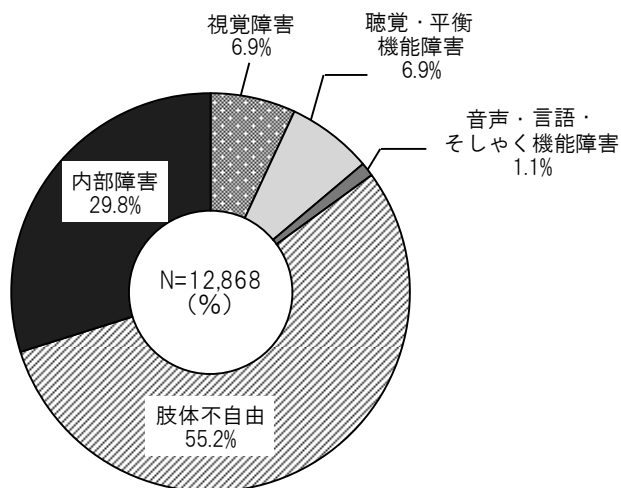
身体障がいの部位別にみると、平成29年4月1日現在では「肢体不自由」が最も多く、7,102人と全体の半数以上を占め、次いで「内部」(3,838人、29.8%)、となっています。

【部位別 身体障がい者数】

部位	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚	人数(人)	1,324	1,322	1,277	1,246	925	889
	割合(%)	7.7	7.6	7.4	7.3	7.1	6.9
聴覚 平衡機能	人数(人)	1,218	1,223	1,193	1,179	899	894
	割合(%)	7.1	7.1	7.0	6.9	6.9	6.9
音声・言語・ そしゃく機能	人数(人)	215	228	216	210	150	145
	割合(%)	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1
肢体不自由	人数(人)	9,896	9,949	9,827	9,663	7,327	7,102
	割合(%)	57.5	57.4	57.3	56.9	56.0	55.2
内部	人数(人)	4,564	4,616	4,637	4,673	3,794	3,838
	割合(%)	26.5	26.6	27.0	27.5	29.0	29.8
合計(人)		17,217	17,338	17,150	16,971	13,095	12,868

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年4月1日現在

【部位別 身体障がい者構成比（平成29年）】



iii) 等級別

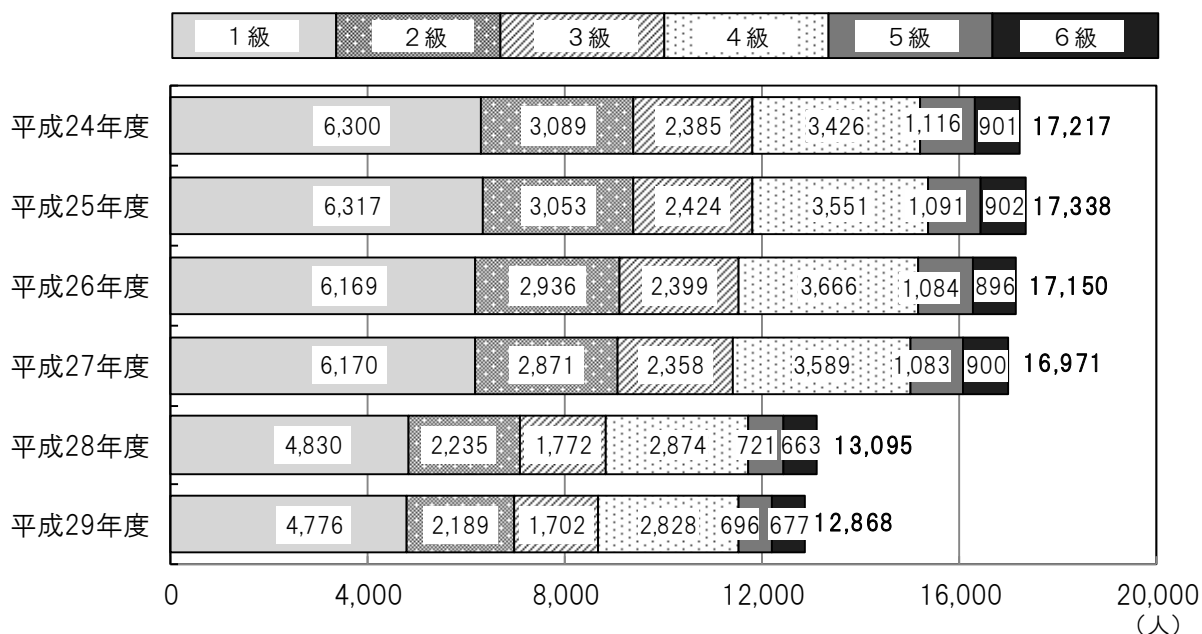
身体障害者手帳の等級別にみると、平成29年4月1日現在では「1級」及び「2級」の重度者が合わせて6,965人で全体の54.1%と半数以上を占めています。次いで「3級」及び「4級」の中度者が4,530人(35.2%)、「5級」及び「6級」の軽度者が1,373人(10.7%)となっており、等級別の障がい者数構成比は概ね横ばいで推移しています。

【等級別 身体障がい者数】

等級		区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
重度	1級	人数(人)	6,300	6,317	6,169	6,170	4,830	4,776
		割合(%)	36.6	36.4	36.0	36.4	36.9	37.1
	2級	人数(人)	3,089	3,053	2,936	2,871	2,235	2,189
		割合(%)	17.9	17.6	17.1	16.9	17.1	17.0
中度	3級	人数(人)	2,385	2,424	2,399	2,358	1,772	1,702
		割合(%)	13.9	14.0	14.0	13.9	13.5	13.2
	4級	人数(人)	3,426	3,551	3,666	3,589	2,874	2,828
		割合(%)	19.9	20.5	21.4	21.1	21.9	22.0
軽度	5級	人数(人)	1,116	1,091	1,084	1,083	721	696
		割合(%)	6.5	6.3	6.3	6.4	5.5	5.4
	6級	人数(人)	901	902	896	900	663	677
		割合(%)	5.2	5.2	5.2	5.3	5.1	5.3
合計(人)			17,217	17,338	17,150	16,971	13,095	12,868

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年4月1日現在

【等級別 身体障がい者数】



②知的障がい者（療育手帳所持者数）

i) 年齢別

平成29年4月1日現在の療育手帳所持者数は2,343人となっています。年齢別では、18歳未満が530人（全体の22.6%）、18歳以上65歳未満が1,624人（同69.3%）、65歳以上が189人（同8.1%）となっており、他の障がいに比べ18歳未満（障がい児）の占める割合が多くなっています。

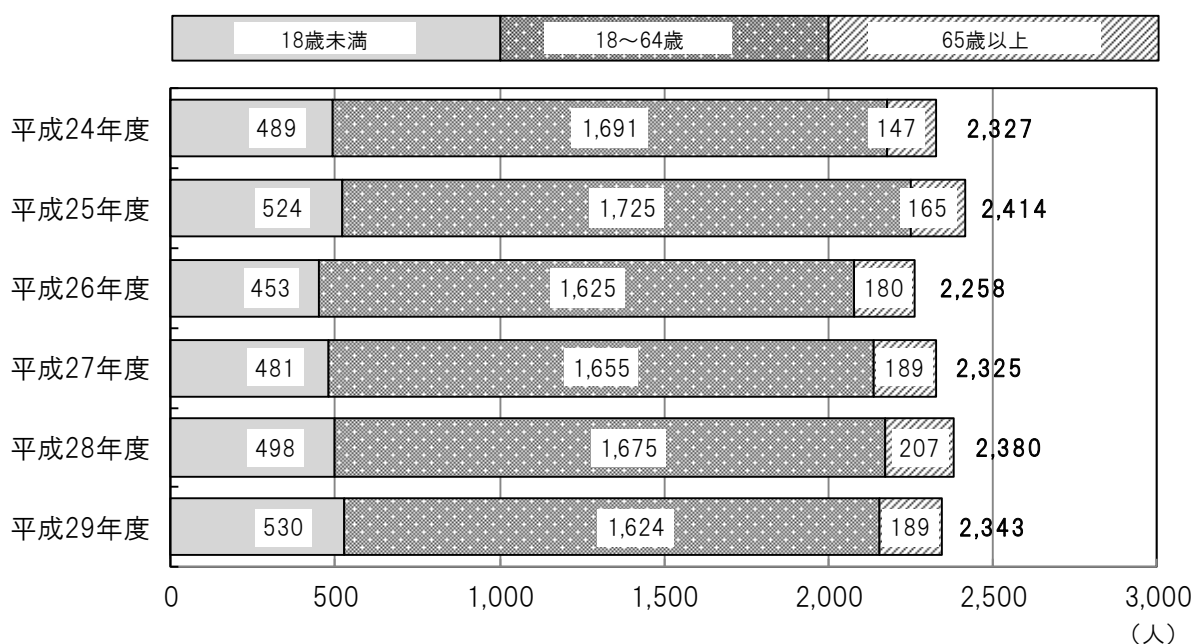
また、平成24年からの推移をみると、18歳未満で増加傾向がみられます。

【年齢別 知的障がい者数（3区分）】

年齢	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満 (障がい児)	人数(人)	489	524	453	481	498	530
	割合(%)	21.0	21.7	20.1	20.7	20.9	22.6
18歳以上 65歳未満	人数(人)	1,691	1,725	1,625	1,655	1,675	1,624
	割合(%)	72.7	71.5	72.0	71.2	70.4	69.3
65歳以上	人数(人)	147	165	180	189	207	189
	割合(%)	6.3	6.8	8.0	8.1	8.7	8.1
合計(人)		2,327	2,414	2,258	2,325	2,380	2,343

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年4月1日現在

【年齢別 知的障がい者数（3区分）】



ii) 程度別

知的障がい程度別にみると、平成29年4月1日現在では重度者（療育手帳A所持者）が818人（34.9%）、中軽度者（療育手帳B所持者）が1,525人（65.1%）となっています。

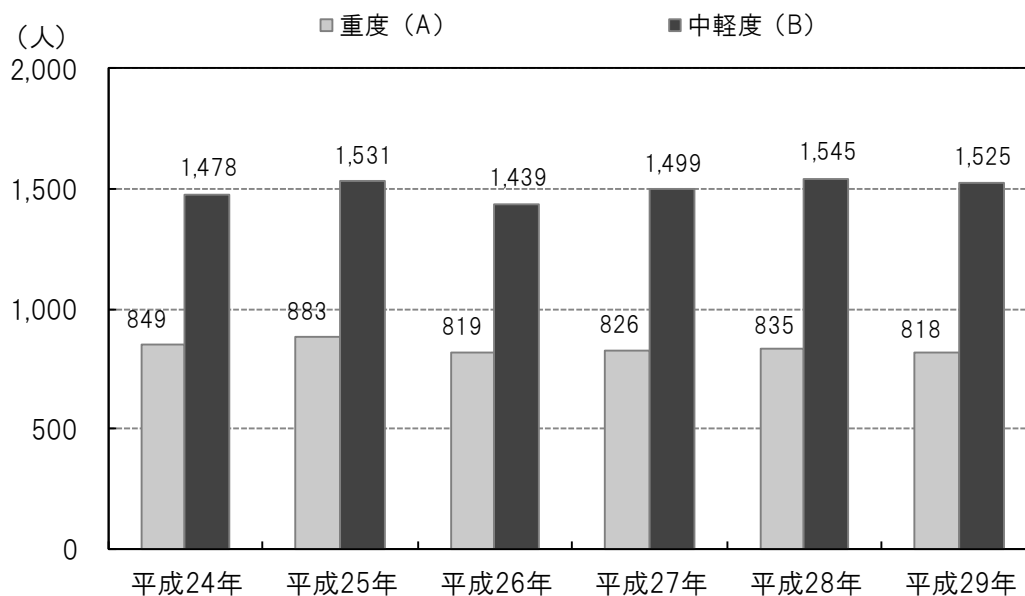
重度者、中軽度者ともに概ね横ばいで推移しています。

【等級別知的障がい者数】

等級	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
重度 (A)	人数(人)	849	883	819	826	835	818
	割合(%)	36.5	36.6	36.3	35.5	35.1	34.9
中軽度 (B)	人数(人)	1,478	1,531	1,439	1,499	1,545	1,525
	割合(%)	63.5	63.4	63.7	64.5	64.9	65.1
合計(人)		2,327	2,414	2,258	2,325	2,380	2,343

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年4月1日現在

【等級別 知的障がい者数】



③精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

i) 年齢別

平成29年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,050人となっています。

年齢別では、18歳未満が24人（全体の1.2%）と、平成24年以降概ね横ばいで推移しているのに対し、18歳以上65歳未満では1,655人（同80.7%）と平成24年からの5年間で約1.3倍、65歳以上では371人（同18.1%）で平成24年の約1.7倍となっており、増加傾向にあります。

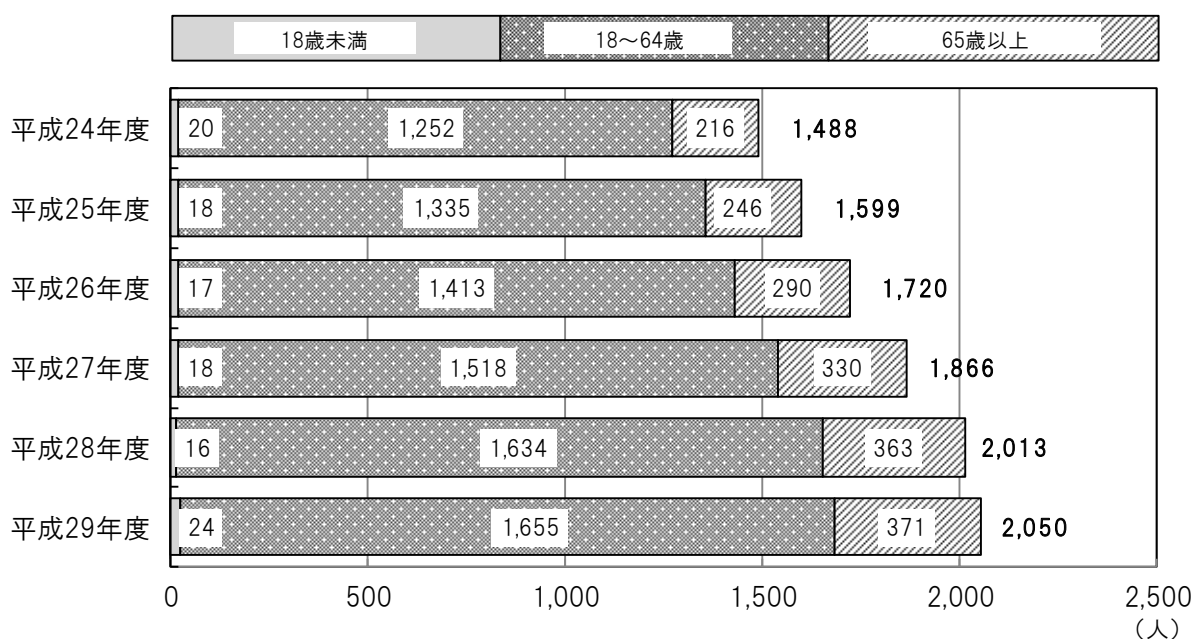
詳細な年代別でみると、特に40歳代でその傾向が強くみられます。

【年齢別 精神障がい者数（3区分）】

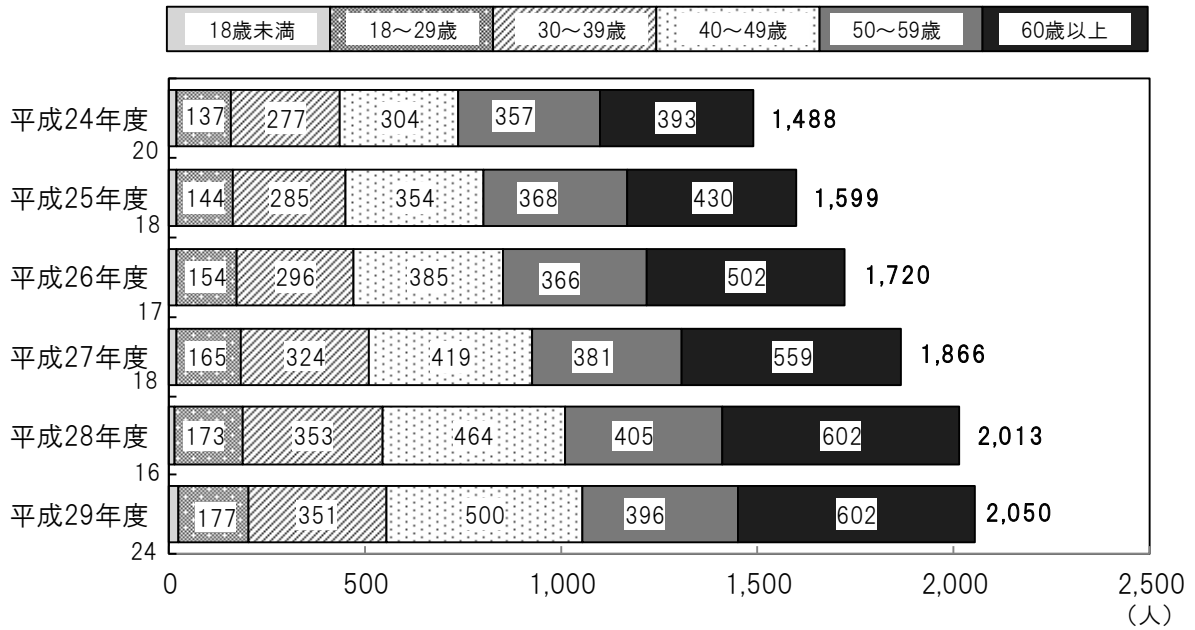
年齢	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満 (障がい児)	人数(人)	20	18	17	18	16	24
	割合(%)	1.3	1.1	1.0	1.0	0.8	1.2
18歳以上 65歳未満	人数(人)	1,252	1,335	1,413	1,518	1,634	1,655
	割合(%)	84.1	83.5	82.2	81.4	81.2	80.7
65歳以上	人数(人)	216	246	290	330	363	371
	割合(%)	14.5	15.4	16.9	17.7	18.0	18.1
合計(人)		1,488	1,599	1,720	1,866	2,013	2,050

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年3月31日現在

【年齢別 精神障がい者数（3区分）】



【年齢別 精神障がい者数（6区分）】



ii) 等級別

精神障害者保健福祉手帳の等級別にみると、平成29年3月31日現在では「2級」がもっとも多く1,046人で全体の6割以上を占めています。

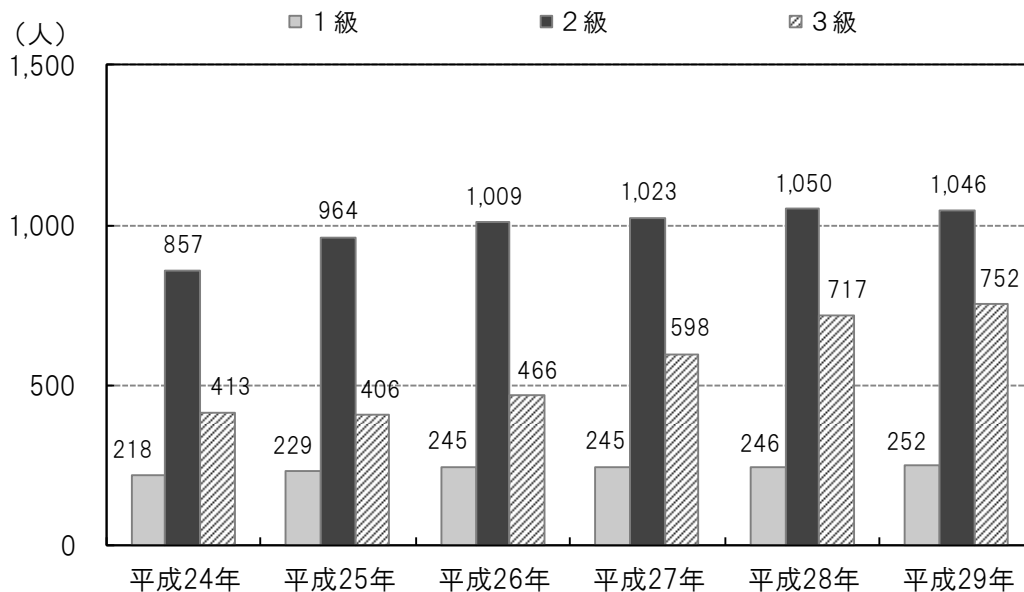
各等級ともに、障がい者数は増加傾向にあり、特に「3級」では平成24年からの5年間で約1.8倍と、軽度者の増加が多くみられます。

【等級別 精神障がい者数】

等級	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級 (重度)	人数(人)	218	229	245	245	246	252
	割合(%)	14.7	14.3	14.2	13.1	12.2	12.3
2級 (中度)	人数(人)	857	964	1,009	1,023	1,050	1,046
	割合(%)	57.6	60.3	58.7	54.8	52.2	51.0
3級 (軽度)	人数(人)	413	406	466	598	717	752
	割合(%)	27.8	25.4	27.1	32.0	35.6	36.7
合計(人)		1,488	1,599	1,720	1,866	2,013	2,050

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年3月31日現在

【等級別 精神障がい者数】



iii) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数

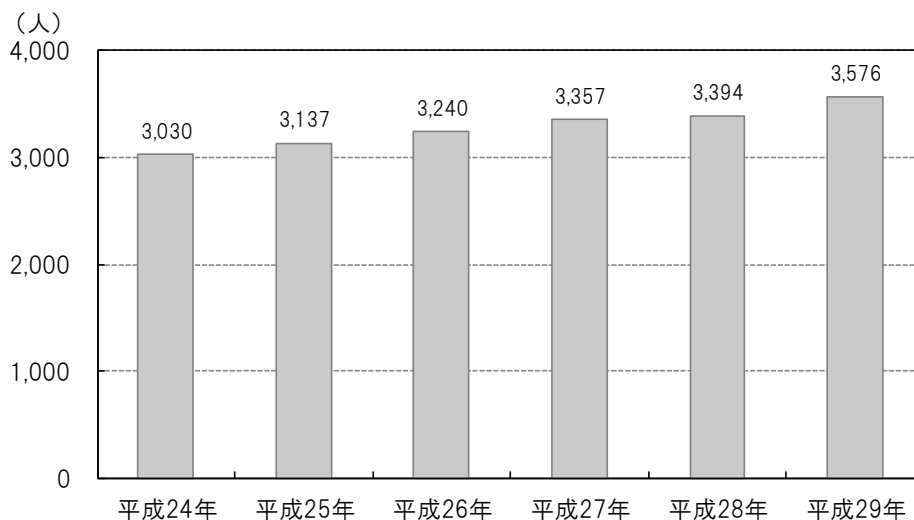
精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方に対し支給される精神通院医療の受給者数は、平成29年3月31日現在では3,576人おり、平成24年の3,030人から比べて、約1.2倍に増加しています。

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者数	3,030	3,137	3,240	3,357	3,394	3,576

出典：いわき市保健所地域保健課資料／各年3月31日現在

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】



④難病等（特定疾患医療受給者証所持者数）

i) 年齢別

平成 29 年 12 月 1 日現在の特定疾患医療受給者証所持者数は 2,621 人となっています。年齢別では、20 歳未満が 36 人（全体の 1.4%）、20 歳以上 60 歳未満が 1,232 人（同 47.0%）、60 歳以上が 1,353 人（同 51.6%）となっており、60 歳以上が約半数を占めています。

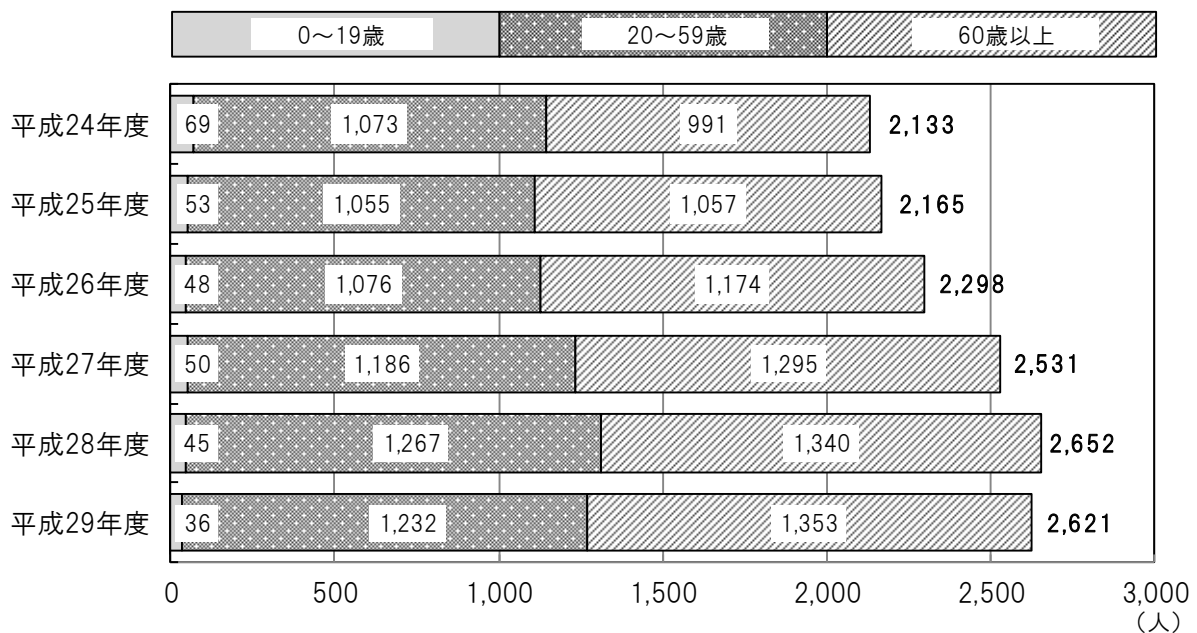
【年齢別特定疾患医療受給者証所持者数（3区分）】

年齢	区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
0～19 歳	人数（人）	69	53	48	50	45	36
	割合（%）	3.2	2.4	2.1	2.0	1.7	1.4
20～59 歳	人数（人）	1,073	1,055	1,076	1,186	1,267	1,232
	割合（%）	50.3	48.7	46.8	46.9	47.8	47.0
60 歳以上	人数（人）	991	1,057	1,174	1,295	1,340	1,353
	割合（%）	46.5	48.8	51.1	51.2	50.5	51.6
合計（人）		2,133	2,165	2,298	2,531	2,652	2,621

出典：いわき市保健所地域保健課資料

／平成 24～25 年：4 月 1 日現在、平成 26～28 年：3 月 31 日現在、平成 29 年：12 月 1 日現在

【年齢別特定疾患医療受給者証所持者数（3区分）】



（3）障害支援区分の状況

平成29年4月1日現在の障害支援区分の認定者は、1,695人となっており、区分別では、平成29年度は区分2が22.5%、区分6が21.6%と多くなっています。

区分1～区分3の比較的支援の度合いが低い区分については平成26年以降減少傾向にあります。一方、区分4～区分6の支援の度合いが高い区分については増加傾向となっています。

【障害支援区分別障がい者数】

区分	区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分1	人数（人）	262	207	135	62
	割合（%）	15.1	11.7	7.9	3.7
区分2	人数（人）	398	409	397	382
	割合（%）	22.9	23.1	23.1	22.5
区分3	人数（人）	374	380	336	316
	割合（%）	21.5	21.5	19.6	18.6
区分4	人数（人）	213	229	257	318
	割合（%）	12.2	13.0	15.0	18.8
区分5	人数（人）	200	223	243	251
	割合（%）	11.5	12.6	14.2	14.8
区分6	人数（人）	292	320	349	366
	割合（%）	16.8	18.1	20.3	21.6
合計（人）		1,739	1,768	1,717	1,695

出典：いわき市障がい福祉課資料／各年4月1日現在

2 障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果）

（1）アンケートの回収状況

①回収状況

対象	配布数①	総回収数②	有効回収数	回収率 ②／①
障がいのある方	4,000	2,040	1,959	51.0%

②有効回答者の構成

（上段：実数、下段：構成比）

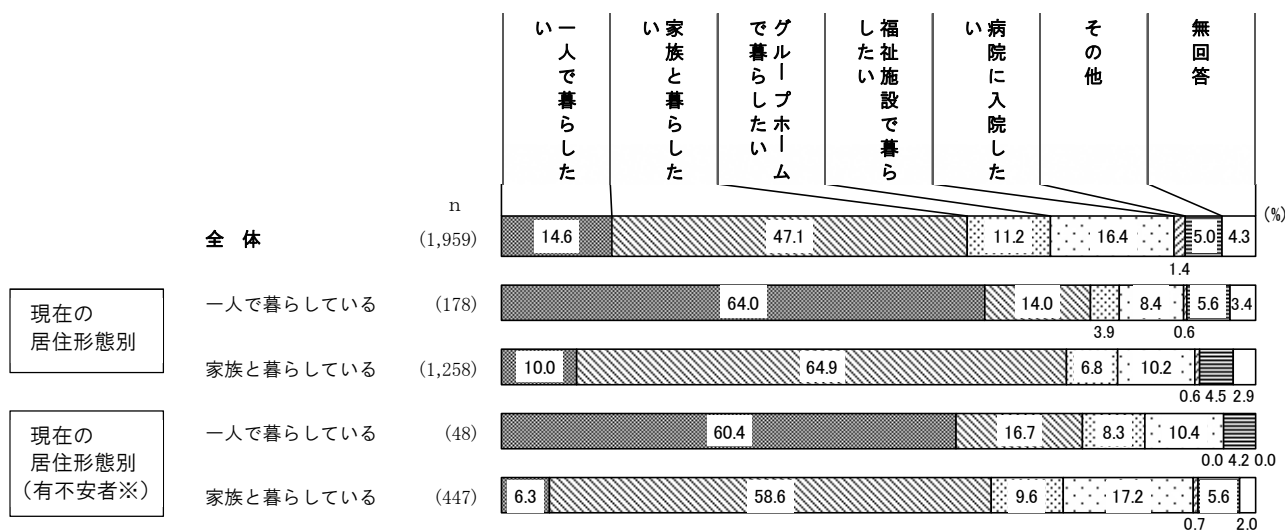
		調査数	10歳代以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	無回答
全体		1,959	334	167	261	285	274	356	151	114	17
		100.0	17.0	8.5	13.3	14.5	14.0	18.2	7.7	5.8	0.9
障がい種別	身体障がい	947	97	42	95	109	140	226	120	107	11
		100.0	10.2	4.4	10.0	11.5	14.8	23.9	12.7	11.3	1.2
	知的障がい	968	232	122	181	169	133	90	25	7	9
		100.0	24.0	12.6	18.7	17.5	13.7	9.3	2.6	0.7	0.9
	精神障がい	402	22	43	70	88	75	78	17	4	5
		100.0	5.5	10.7	17.4	21.9	18.7	19.4	4.2	1.0	1.2
	難病（特定疾患）	261	22	10	31	35	32	79	34	16	2
	100.0	8.4	3.8	11.9	13.4	12.3	30.3	13.0	6.1	0.8	
高次脳機能障がい	34	4	3	5	4	5	7	3	3	-	
	100.0	11.8	8.8	14.7	11.8	14.7	20.6	8.8	8.8	-	
発達障がい	337	210	53	48	13	6	3	1	-	3	
	100.0	62.3	15.7	14.2	3.9	1.8	0.9	0.3	-	0.9	

（2）住まいや暮らしについて

①地域生活での支援

居住意向については、一人暮らしを希望する人が14.6%、家族と暮らしたい人が47.1%と6割以上が地域での生活を望んでいます。そのような中、現在一人暮らしをしている人の12.9%が、現在家族と同居している人の17.6%が、今後施設等（グループホーム、福祉施設、病院）での居住を希望しています。また、将来の援助や介護に不安を抱えている人ほどその傾向は強く、現在家族と同居している人の3割弱が施設等での居住を望んでいることがうかがえます。

【今後の居住意向】



※「将来の援助や介護」に不安を抱えている人

地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」を望む人が過半数となっています。今後一人暮らしを希望する人は「障がい者に適した住居の確保」について、家族との同居を希望する人は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」についてのニーズが高く、将来の援助や介護に不安を抱えている人ほどその傾向は強くなっています。

また、今後一人暮らしを希望する人は「民生委員・児童委員や地域住民による定期的な見守り・訪問」のニーズも比較的高くなっています。

【地域で生活するために必要な支援】

（上段：実数、下段：構成比）

	調査数	経済的な負担の軽減	必要に在宅サービス	居障がい者に適した住居の確保	在宅で医療ケアなど	相談対応の充実	生活訓練の充実	地域住民の理解	期や地域民生委員・児童委員・見守り・児童委員による定期的な訪問	その他	無回答
全体	1,959	1,016	695	672	530	489	344	341	165	103	115
	100.0	51.9	35.5	34.3	27.1	25.0	17.6	17.4	8.4	5.3	5.9
希望する居住形態	286	160	88	109	65	75	55	54	34	19	18
	100.0	55.9	30.8	38.1	22.7	26.2	19.2	18.9	11.9	6.6	6.3
一人暮らし	922	529	355	222	273	248	173	162	68	36	35
	100.0	57.4	38.5	24.1	29.6	26.9	18.8	17.6	7.4	3.9	3.8
希望する居住形態 (有不安者) ※	66	37	31	31	26	18	14	8	13	2	3
	100.0	56.1	47.0	47.0	39.4	27.3	21.2	12.1	19.7	3.0	4.5
一人暮らし	301	170	167	86	109	81	73	55	23	9	3
	100.0	56.5	55.5	28.6	36.2	26.9	24.3	18.3	7.6	3.0	1.0

※「将来の援助や介護」に不安を抱えている人

②自立生活（一人暮らし）への支援

現在施設等で生活しており、今後一人暮らしを希望している方（自立生活援助対象者）の地域生活でのニーズは、「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。また、全体に比べ、「生活訓練の充実」「相談対応の充実」「障がい者に適した住居の確保」「地域住民の理解」等へのニーズが高いことがうかがえます。

暮らしの中での困りごとについても、全体に比べ、住宅や就労に関する悩みが多く、外出時の困りごとについても費用の負担や「周囲の目が気になる」ことが多くあげられています。

【地域で生活するために必要な支援】

	調査数	経済的な負担の軽減	適切に必要な利用サービスが利用できること	障がい者に適した住居の確保	在宅で医療ケアなどが受けられること	相談対応の充実	生活訓練の充実	地域住民の理解	地域住民による定期的な見守り・訪問	民生委員・児童委員	その他	無回答
全体	1,959 100.0	1,016 51.9	695 35.5	672 34.3	530 27.1	489 25.0	344 17.6	341 17.4	165 8.4	103 5.3	115 5.9	
自立生活援助対象者	46 100.0	22 47.8	16 34.8	18 39.1	5 10.9	16 34.8	11 23.9	10 21.7	3 6.5	4 8.7	4 8.7	

【悩みごと・困ったこと（上位10項目を抜粋）】

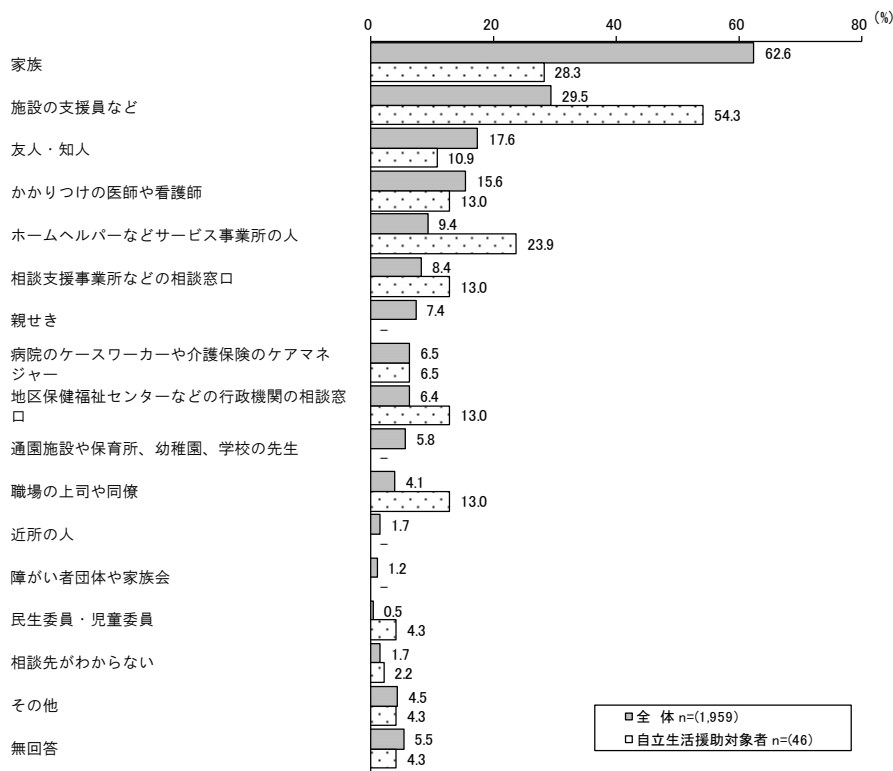
	調査数	将来の援助・介護のこと	経済的なこと	医療のこと	就労のこと	家庭生活のこと	教育・学習のこと	趣味や生きがいをもちこと	友人や相談相手をもつこと	住宅のこと	交通機関のこと	特に困ったことはない	無回答
全体	1,959 100.0	630 32.2	501 25.6	303 15.5	280 14.3	205 10.5	164 8.4	153 7.8	151 7.7	146 7.5	117 6.0	350 17.9	137 7.0
自立生活援助対象者	46 100.0	9 19.6	9 19.6	3 6.5	13 28.3	3 6.5	- -	4 8.7	4 8.7	5 10.9	2 4.3	9 19.6	3 6.5

【外出する時に困ること】

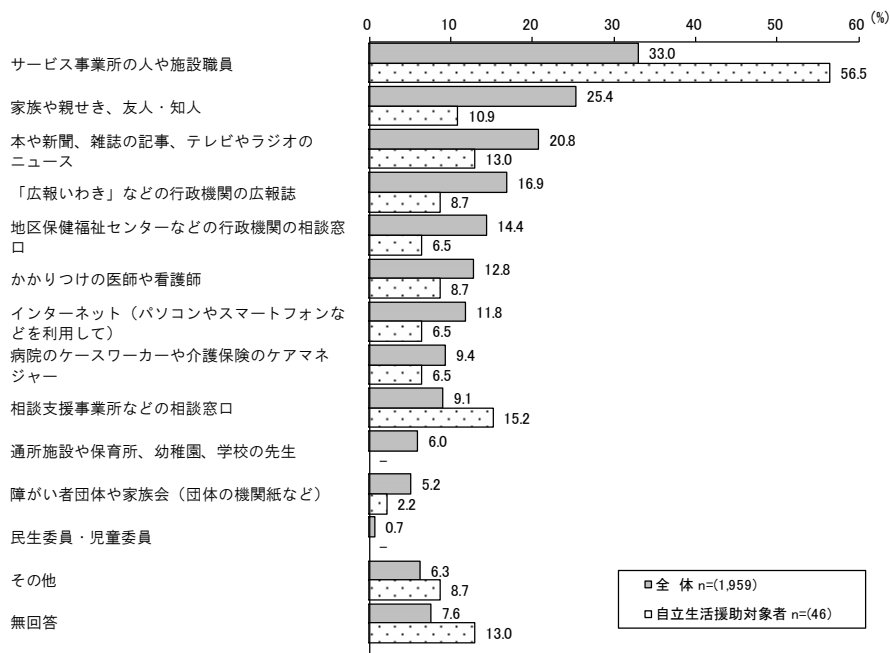
	調査数	困った時にどうすればいいか心配	公共交通機関が少ない、またははない	外出にお金がかかる	道路や駅に階段や段差が多い	列車やバスの乗り降り困難	介助者が確保できない	エレベーターなど（通路、トイレ、エレベーターなど）	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	発作など突然の身体の変化が心配	周囲の目が気になる	方法がわかりにくいや乗換の切符の買い方	その他	無回答
全体	1,959 100.0	667 34.0	459 23.4	383 19.6	371 18.9	344 17.6	318 16.2	297 15.2	292 14.9	259 13.2	196 10.0	234 11.9	166 8.5	
自立生活援助対象者	46 100.0	16 34.8	12 26.1	14 30.4	5 10.9	5 10.9	5 10.9	1 2.2	3 6.5	13 28.3	4 8.7	6 13.0	6 13.0	

相談相手については、全体に比べ、家族への相談が少なく、施設の支援員やサービス事業所の人が多くみられます。また、福祉サービスに関する情報源についても、「家族や親せき、友人・知人」などが1割程度であるのに対し、「サービス事業所の人や施設職員」が過半数となっています。

【相談相手】



【福祉サービスに関する情報源】

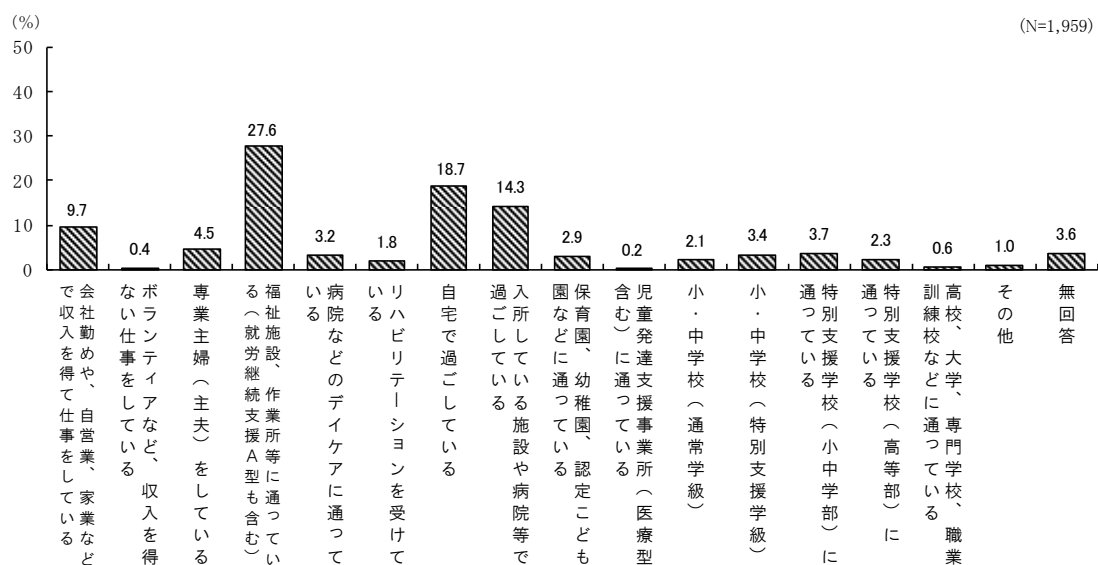


(3) 日中活動や就労について

①日中の主な過ごし方

日中の主な過ごし方は、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が27.6%と最も多くなっています。以下、「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」などとなっており、収入のある仕事をしている人は全体の1割程度です。

【日中の主な過ごし方】

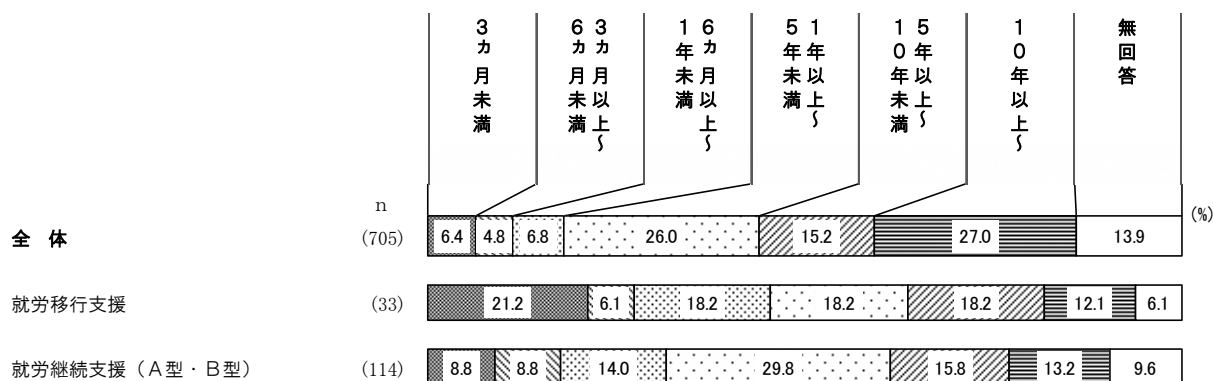


②過去の就労状況

過去に退職経験がある人の勤務期間については、5年未満の人が全体の約4割、就労移行支援利用者・就労継続支援（A型・B型）の利用者では、ともに6割以上を占めています。

また、過去の会社等の退職理由については、「障がい状態の変化・体調の悪化」「職場での人間関係」などが主な理由としてあがっており、概ね勤務期間が短いほどその傾向が強くなっています。

【勤務期間（18歳以上で退職経験のある人のみ回答）】



【会社等の退職理由（18歳以上の人のみ回答）】

（上段：実数、下段：構成比）

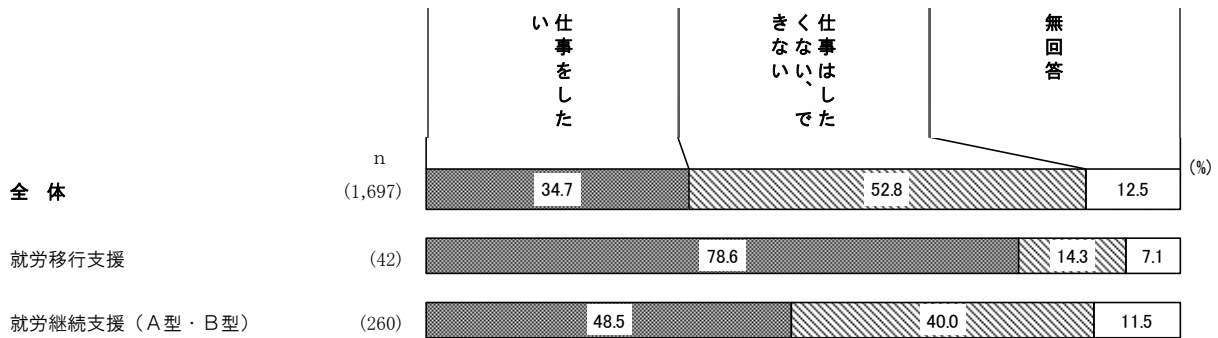
勤務期間別	調査数	障がい状態の変化・体調の悪化	職場での人間関係	会社からのリストラ・会社倒産	自身のスキル・能力の不足	配属が不足していた	障がいに対する理解がなかった	結婚・出産・育児・介護	給与や待遇への不満	仕事内容への不満	契約期間の満了	勤務時間・日数への不満	会社の将来性への不安	勤務地への不満	雇用形態への不満	その他
全体	705	251	189	85	85	81	78	54	53	52	20	18	14	10	136	
	100.0	35.6	26.8	12.1	12.1	11.5	11.1	7.7	7.5	7.4	2.8	2.6	2.0	1.4	19.3	
3ヵ月未満	45	22	20	4	10	7	1	2	5	2	2	-	1	-	4	
	100.0	48.9	44.4	8.9	22.2	15.6	2.2	4.4	11.1	4.4	4.4	-	2.2	-	8.9	
3ヵ月以上～6ヵ月未満	34	14	16	2	8	12	1	4	4	6	3	1	-	3	4	
	100.0	41.2	47.1	5.9	23.5	35.3	2.9	11.8	11.8	17.6	8.8	2.9	-	8.8	11.8	
6ヵ月以上～1年未満	48	17	20	5	9	10	3	4	7	1	1	4	1	-	4	
	100.0	35.4	41.7	10.4	18.8	20.8	6.3	8.3	14.6	2.1	2.1	8.3	2.1	-	8.3	
1年以上～5年未満	183	67	61	32	27	28	34	17	14	12	6	5	7	5	13	
	100.0	36.6	33.3	17.5	14.8	15.3	18.6	9.3	7.7	6.6	3.3	2.7	3.8	2.7	7.1	
5年以上～10年未満	107	47	25	16	13	8	21	7	10	5	3	4	1	1	12	
	100.0	43.9	23.4	15.0	12.1	7.5	19.6	6.5	9.3	4.7	2.8	3.7	0.9	0.9	11.2	
10年以上～	190	59	29	21	10	10	8	11	7	23	4	1	3	1	62	
	100.0	27.9	15.3	11.1	5.3	5.3	4.2	5.8	3.7	12.1	2.1	0.5	1.6	0.5	32.6	

③今後の就労意向

現在就労していない人の今後の就労意向は、全体が3割強であるのに対し、就労移行支援利用者では8割弱、就労継続支援（A型・B型）利用者では5割弱と高くなっています。

障がいのある方の就労支援としては、「職場における障がい者理解」「通勤手段の確保」「給料の充実」などの環境改善や待遇に関するニーズが高く、就労移行支援等の利用者では「職場で介助や援助等が受けられること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「仕事についての職場外での相談対応、支援」等の就労サポートに関するニーズも比較的高くなっています。

【就労意向】



【障がいのある方の就労支援として必要だと思うこと】

（上段：実数、下段：構成比）

	調査数	職場における障がい者理解	通勤手段の確保	給料の充実	短時間勤務や勤務日数の配慮	職場で介助や援助等が受けられること	職場と支援機関の連携	就労後のフォローなど	仕事についての職場外での相談対応、支援	勤務場所における配慮	企業ニーズに合った就労訓練	在宅勤務の拡充	その他	無回答
全体	1,699	623	527	412	301	268	248	179	169	129	125	140	364	
	100.0	36.7	31.0	24.2	17.7	15.8	14.6	10.5	9.9	7.6	7.4	8.2	21.4	
就労移行支援等の利用者	751	319	261	197	122	158	142	91	68	59	37	96	86	
	100.0	42.5	34.8	26.2	16.2	21.0	18.9	12.1	9.1	7.9	4.9	12.8	11.5	

※「就労移行支援」「就労継続支援」「生活介護」「自立訓練」のいずれかを利用している人

(4) 障害福祉サービス等の利用について

①サービスの利用意向（地区別）

地区別にあればよいと思うサービスの各地区の上位5項目は以下のとおりとなっています。地区ごとにサービスのニーズが異なることがうかがえます。

【サービスの利用意向（地区別）】

平地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	居宅介護（ホームヘルプ）	102	15.1
2	移動支援	93	13.8
3	生活介護	92	13.6
4	共同生活援助（グループホーム）	81	12.0
5	短期入所（ショートステイ）	79	11.7

遠野地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	生活介護	17	39.5
2	施設入所支援	16	37.2
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	9	20.9
4	計画相談支援（児童分も含む）	7	16.3
5	居宅介護（ホームヘルプ）	4	9.3
5	移動支援	4	9.3

小名浜地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	短期入所（ショートステイ）	52	13.2
2	居宅介護（ホームヘルプ）	51	13.0
2	移動支援	51	13.0
4	生活介護	49	12.5
5	就労継続支援（A型・B型）	48	12.2

小川地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	就労継続支援（A型・B型）	6	16.7
1	短期入所（ショートステイ）	6	16.7
3	共同生活援助（グループホーム）	5	13.9
4	行動援護	4	11.1
4	就労移行支援	4	11.1
4	放課後等デイサービス	4	11.1
4	日中一時支援	4	11.1

勿来地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	短期入所（ショートステイ）	37	14.2
2	居宅介護（ホームヘルプ）	29	11.1
2	生活介護	29	11.1
2	就労継続支援（A型・B型）	29	11.1
5	移動支援	27	10.3

好間地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	就労継続支援（A型・B型）	14	25.5
2	居宅介護（ホームヘルプ）	10	18.2
3	計画相談支援（児童分も含む）	8	14.5
3	移動支援	8	14.5
5	短期入所（ショートステイ）	7	12.7

常磐地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	生活介護	28	15.1
2	短期入所（ショートステイ）	25	13.5
3	共同生活援助（グループホーム）	21	11.4
4	居宅介護（ホームヘルプ）	20	10.8
5	就労継続支援（A型・B型）	19	10.3

三和地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	生活介護	3	30.0
1	短期入所（ショートステイ）	3	30.0

内郷地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	移動支援	22	15.6
2	就労継続支援（A型・B型）	21	14.9
3	計画相談支援（児童分も含む）	20	14.2
4	生活介護	19	13.5
4	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	19	13.5

田人地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	施設入所支援	2	33.3
2	生活介護	1	16.7
2	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1	16.7
2	放課後等デイサービス	1	16.7
2	保育所等訪問支援	1	16.7

四倉地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	就労継続支援（A型・B型）	11	19.6
2	移動支援	9	16.1
3	居宅介護（ホームヘルプ）	8	14.3
4	短期入所（ショートステイ）	7	12.5
5	生活介護	6	10.7
5	共同生活援助（グループホーム）	6	10.7
5	計画相談支援（児童分も含む）	6	10.7

川前地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	共同生活援助（グループホーム）	2	66.7
2	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1	33.3

久之浜・大久地区			
順位	サービス名	件数	構成比
1	居宅介護（ホームヘルプ）	2	9.5
1	移動支援	2	9.5

※各地区、上位5項目のサービスについて抜粋。

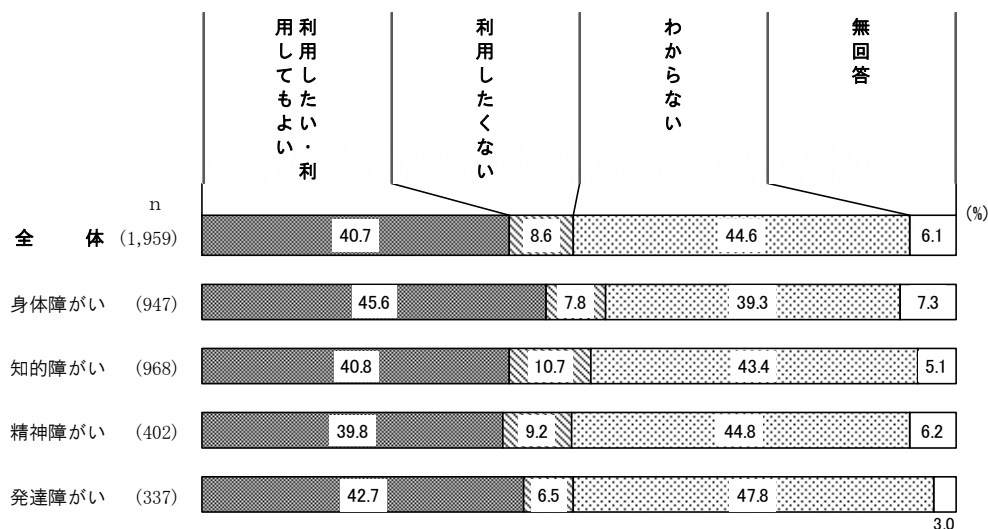
※回答件数の少ない地区については、5項目未満の掲載となっている。

②介護事業所（共生型サービス）の利用意向

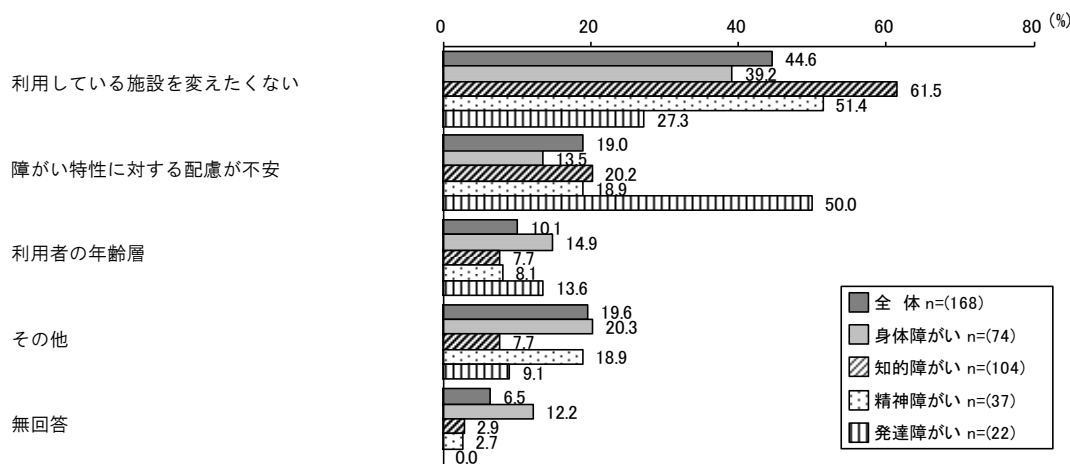
介護事業所の利用意向については、約4割が「利用したい・利用してもよい」と回答しています。利用したくないとの回答は1割未満で、「利用している施設を変えたくない」ことを理由としているケースが多くみられます。

また、発達障がい者については「障がい特性に対する配慮が不安」であることを理由に、介護事業所を利用したくないと考える割合が他の障がいに比べ多くなっています。

【介護事業所（共生型サービス）の利用意向】



【介護事業所を利用したくない理由】

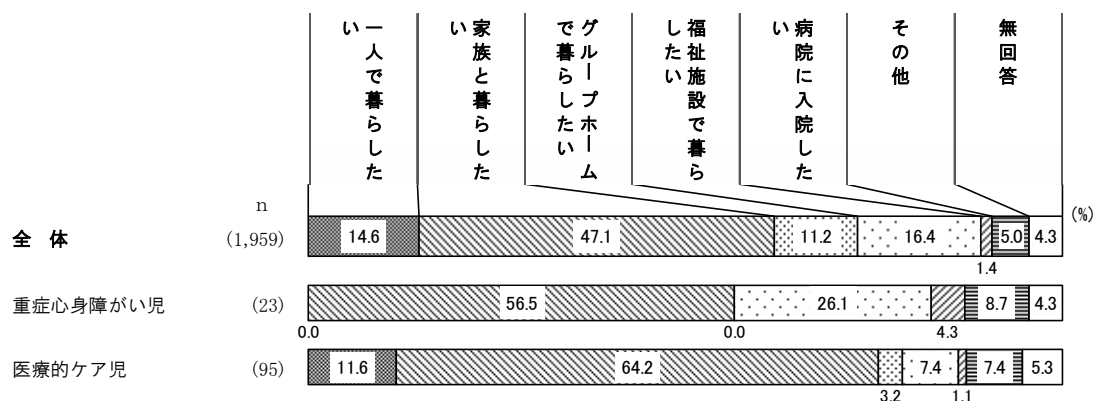


(5) 障がい児への支援について

①医療的ケアのニーズ

現在何らかの医療的ケアを受けている児童についてみると、将来の居住希望としては、約6割が家族との同居を希望しており、一人暮らし希望者（約1割）をあわせると、約7割が今後も地域での生活を希望しています。

【医療的ケア児の居留意向】



医療的ケア児が地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」「相談対応の充実」「生活訓練の充実」「地域住民の理解」が多く挙げられており、特に「生活訓練の充実」は全調査対象者（以下、「全体」と表記）の回答割合の約2倍となっています。重症心身障がい児についても過半数が家族との同居を希望しており、地域で生活を継続するために、6割以上が「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を望んでいます。

【地域で生活するために必要な支援】

(上段：実数、下段：構成比)

	調査数	経済的な負担の軽減	適切な在宅サービスが利用できる	必要に在宅サービスが利用できる	障がい者に適した住居の確保	在宅で医療ケアなどが受けられること	相談対応の充実	生活訓練の充実	地域住民の理解	地域住民・訪問による定期的な見守り	民生委員・児童委員や市民による定期的な見守り	その他	無回答
全体	1,959	1,016	695	672	530	489	344	341	165	103	115		
	100.0	51.9	35.5	34.3	27.1	25.0	17.6	17.4	8.4	5.3	5.9		
児童(18歳未満)	304	199	80	104	27	102	112	95	40	20	2		
	100.0	65.5	26.3	34.2	8.9	33.6	36.8	31.3	13.2	6.6	0.7		
重症心身障がい児	23	13	14	9	5	8	5	4	1	2	-		
	100.0	56.5	60.9	39.1	21.7	34.8	21.7	17.4	4.3	8.7	-		
医療的ケア児	95	64	28	32	15	34	31	29	12	7	1		
	100.0	67.4	29.5	33.7	15.8	35.8	32.6	30.5	12.6	7.4	1.1		

※「重症心身障がい児」「医療的ケア児」については、重複する児童有。

通園・通学についても、障がいのある児童全体と比べ「送迎など、通園・通学サポート」や「放課後等デイサービスなど専門的な機関の整備」「投薬や喀痰吸引などの医療的ケア」などのニーズが高くなっています。また、重症心身障がい児においても「送迎など、通園・通学サポート」を求める声が、医療的ケア児と同様に高くなっています。外出時においても公共交通機関の乗り降りや階段や段差、建物の設備などに困っている人が全体と比べても多く、移動の際の負担が重いことがうかがえます。

【保育園・幼稚園・学校について希望する支援】

（上段：実数、下段：構成比）

	調査数	送迎など、通園・通学サポート	園・学習支援や生活サポート	生活訓練や職業訓練など専門的な指導	医療的ケアや投薬吸引など	福祉サービス事業者との連携、外部の支援機関	障がい児や障害児の理解と配慮	障がいの特性などに合わせた環境の整備	障がいの特性などに合わせた環境の整備	利用できない児童が児童クラブなどの整備	放課後等デイサービスなどの整備	その他	無回答
全体	296 100.0	79 26.7	68 23.0	53 17.9	9 3.0	54 18.2	122 41.2	65 22.0	90 30.4	70 23.6	7 2.4	58 19.6	
児童 (18歳未満)	障がいのある児童全体	286 100.0	77 26.9	66 23.1	51 17.8	8 2.8	51 17.8	118 41.3	62 21.7	89 31.1	69 24.1	6 2.1	57 19.9
	重症心身障がい児	22 100.0	10 45.5	4 18.2	1 4.5	3 13.6	7 31.8	4 18.2	4 18.2	4 18.2	10 45.5	-	4 18.2
	医療的ケア児	86 100.0	32 37.2	17 19.8	15 17.4	6 7.0	16 18.6	26 30.2	19 22.1	22 25.6	26 30.2	3 3.5	16 18.6

【外出時に困ること】

（上段：実数、下段：構成比）

	調査数	困った時にどう配慮	公共交通機関が	外にお金がかかる	道路や駅に階段や段差が多い	乗り降りやバスの難	介助者が確保できない	トイレ（など）設備が不便（通路）	外出先の建物の通路	身の変化が心配	周囲の目が気になる	乗換の方法がわかりにくい	その他	無回答
全体	1,959 100.0	667 34.0	459 23.4	383 19.6	371 18.9	344 17.6	318 16.2	297 15.2	292 14.9	259 13.2	196 10.0	234 11.9	166 8.5	
児童 (18歳未満)	障がいのある児童全体	304 100.0	158 52.0	64 21.1	48 15.8	26 8.6	34 11.2	46 15.1	47 15.5	34 11.2	73 24.0	40 13.2	43 14.1	10 3.3
	重症心身障がい児	23 100.0	5 21.7	8 34.8	3 13.0	10 43.5	7 30.4	3 13.0	12 52.2	6 26.1	6 26.1	-	1 4.3	-
	医療的ケア児	95 100.0	37 38.9	18 18.9	16 16.8	15 15.8	20 21.1	20 21.1	24 25.3	22 23.2	22 23.2	10 10.5	13 13.7	2 2.1

医療的ケア児の悩みや困りごとについては、「教育・学習のこと」が最も多くなっています。

「将来の援助・介護のこと」「就労のこと」などの悩みも多く、障がいのある児童全体と比べると、「リハビリテーションのこと」「医療のこと」なども多くあげられています。

【悩みごと・困ったこと（上位15項目を抜粋）】

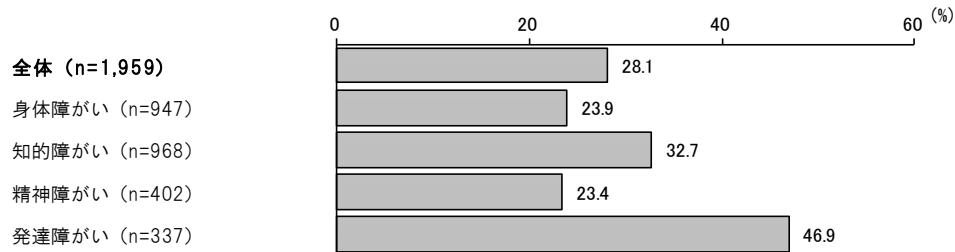
（上段：実数、下段：構成比）

	調査数	将来の援助・介護のこと	経済的なこと	医療のこと	就労のこと	家庭生活のこと	教育・学習のこと	趣味や生きがい	友人や相談相手	住宅のこと	交通機関のこと	必要な情報を得ること	現在の援助・介護のこと	親など家族の	シヨンのこと	社会参加のこと	特についたこと	無回答
全体	1,959 100.0	630 32.2	501 25.6	303 15.5	280 14.3	205 10.5	164 8.4	153 7.8	151 7.7	146 7.5	117 6.0	117 6.0	112 5.7	95 4.8	86 4.4	75 3.8	350 17.9	137 7.0
児童 (18歳未満)	障がいのある児童全体	304 100.0	107 35.2	51 16.8	22 7.2	91 29.9	34 11.2	142 46.7	8 2.6	40 13.2	12 3.9	7 2.3	14 4.6	7 2.3	18 5.9	28 9.2	23 7.6	11 3.6
	重症心身障がい児	23 100.0	11 47.8	5 21.7	2 8.7	3 13.0	6 26.1	6 26.1	1 4.3	1 4.3	2 8.7	1 4.3	3 13.0	3 13.0	3 13.0	3 13.0	3 13.0	3 13.0
	医療的ケア児	95 100.0	37 38.9	16 16.8	11 11.6	29 30.5	13 13.7	41 43.2	3 3.2	6 6.3	7 7.4	3 3.2	11 11.6	2 2.1	1 1.1	11 11.6	8 8.4	7 7.4

②発達障がいに対するニーズ

発達障がい者においては、「ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」を望む声は多く、その割合は全体の約 1.7 倍となっています。

【「ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」へのニーズ】



乳幼児期においては「教育・学習のこと」に関する悩みを持つ人が 6 割以上と多く、また、差別を受けたことのある発達障がい者の過半数が保育所・幼稚園・学校などで差別を受けていることから、「学校や地域での障がいへの理解や障がいのある方との交流の促進」を望む声が多くなっています。さらには、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」や地域での生活のための「生活訓練の充実」へのニーズも 6 割以上と高くなっています。

学童期においては「教育・学習のこと」に関する悩みがやや減少し、「将来の援助・介護のこと」や「就労のこと」について、乳幼児期に比べ増加傾向にあります。求める支援についても、住居の確保や住環境の整備、入所施設の整備、働く場の確保などがやや増加しています。

成人期においては「将来の援助・介護のこと」に関する悩みが学童期に比べ増加し、加えて「経済的なこと」への悩みが増加しています。求める支援についても、住居の確保や住環境の整備、入所施設の整備などに加えて、在宅サービスの利用や福祉サービスの充実などを求める声が増加しています。

【悩みごと・困ったこと（上位 10 項目を抜粋）】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	の将来の援助・介護	経済的なこと	医療のこと	就労のこと	家庭生活のこと	教育・学習のこと	も趣味や生きがいを	も友人や相談相手を	住宅のこと	交通機関のこと	特に困ったことはない	無回答
全体		1,959	630	501	303	280	205	164	153	151	146	117	350	137
		100.0	32.2	25.6	15.5	14.3	10.5	8.4	7.8	7.7	7.5	6.0	17.9	7.0
発達障がい	乳・幼児期	50	14	7	2	6	8	33	-	6	1	-	2	2
		100.0	28.0	14.0	4.0	12.0	16.0	66.0	-	12.0	2.0	-	4.0	4.0
	学童期	147	58	26	9	58	20	68	7	25	5	5	8	4
	100.0	39.5	17.7	6.1	39.5	13.6	46.3	4.8	17.0	3.4	3.4	5.4	2.7	
	成人期	137	66	40	19	35	19	3	14	14	5	10	13	4
	100.0	48.2	29.2	13.9	25.5	13.9	2.2	10.2	10.2	3.6	7.3	9.5	2.9	

【地域で生活するために必要な支援】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	適在宅 切に医 療ケ アな どが	住居 が い 者 に 適 し た	適 必 要 に 利 用 で き る こ と が	生 活 訓 練 の 充 実	経 済 的 な 負 担 の 軽 減	相 談 対 応 の 充 実	地 域 住 民 の 理 解	定 地 民 生 的 住 委 員 ・ 見 守 り ・ 訪 問	そ の 他	無 回 答
全 体		1,959 100.0	530 27.1	672 34.3	695 35.5	344 17.6	1,016 51.9	489 25.0	341 17.4	165 8.4	103 5.3	115 5.9
発 達 障 が い	乳・幼児期	50 100.0	2 4.0	9 18.0	10 20.0	31 62.0	30 60.0	22 44.0	18 36.0	9 18.0	4 8.0	- -
	学童期	147 100.0	7 4.8	50 34.0	31 21.1	62 42.2	101 68.7	50 34.0	52 35.4	25 17.0	7 4.8	1 0.7
	成人期	137 100.0	25 18.2	56 40.9	43 31.4	39 28.5	77 56.2	52 38.0	42 30.7	12 8.8	4 2.9	5 3.6

【今後必要だと思う障がい福祉施策（上位10項目を抜粋）】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	相 談 窓 口 や 情 報 提 供 の 充 実	支 援 体 制 の 充 実	ラ イ フ ス テ ー ジ の 充 実	ホ ー ム ヘル プ サ ー ビ ス の 充 実	雇 用 環 境 の 確 保 や 整 備	住 居 環 境 の 整 備 や 配 慮	グ ル ー プ ホ ー ム や 住 宅	入 所 施 設 の 整 備	移 動 支 援 の 充 実	日 常 生 活 に 必 要 な 充 実	早 期 療 育 体 制 の 充 実	障 が い の 早 期 発 見	（ 児 ） と の 交 流 の 促 進	学 校 や 地 域 で の 障 が い 者 の 活 動	の 推 進	文 化 芸 術 、 ス ポ ー ツ リ エ ン ト	特 に な い	無 回 答
全 体		1,959 100.0	662 33.8	551 28.1	387 19.8	380 19.4	364 18.6	362 18.5	359 18.3	286 14.6	238 12.1	110 5.6	129 6.6	142 7.2						
発 達 障 が い	乳・幼児期	50 100.0	17 34.0	24 48.0	1 2.0	10 20.0	3 6.0	- -	2 4.0	31 62.0	30 60.0	3 6.0	1 2.0	- -						
	学童期	147 100.0	40 27.2	77 52.4	14 9.5	75 51.0	24 16.3	23 15.6	28 19.0	43 29.3	48 32.7	9 6.1	1 0.7	1 0.7						
	成人期	137 100.0	53 38.7	54 39.4	22 16.1	40 29.2	37 27.0	44 32.1	23 16.8	33 24.1	12 8.8	9 6.6	1 0.7	4 2.9						

(6) 悩みごとや相談相手について

①悩みごと・困ったこと

暮らしの中での悩みごとについては、「将来の援助・介護のこと」が最も多く、「将来の援助・介護のこと」については、特に30歳代以下で多くなっています。また、現在の居住形態別にみると、「経済的なこと」についての悩みは一人暮らしの人に多く、「将来の援助・介護のこと」についての悩みは家族と暮らしている人に多くみられます。

障がい種別では、精神障がいは「就労」や「経済的なこと」について、発達障がいは「就労」や「教育・学習」についての悩みを多く抱えていることがわかります。

【悩みごと・困ったこと（上位10項目を抜粋）】

（上段：実数、下段：構成比）

		調査数	将来の援助・介護のこと	経済的なこと	医療のこと	就労のこと	家庭生活のこと	教育・学習のこと	趣味や生きがいをもつこと	友人や相談相手をもつこと	住宅のこと	交通機関のこと	特に困ったことはない	無回答
全体		1,959 100.0	630 32.2	501 25.6	303 15.5	280 14.3	205 10.5	164 8.4	153 7.8	151 7.7	146 7.5	117 6.0	350 17.9	137 7.0
障がい種別	身体障がい	947 100.0	314 33.2	246 26.0	171 18.1	77 8.1	104 11.0	51 5.4	68 7.2	57 6.0	94 9.9	65 6.9	165 17.4	84 8.9
	知的障がい	968 100.0	364 37.6	178 18.4	131 13.5	135 13.9	98 10.1	93 9.6	93 9.6	80 8.3	47 4.9	44 4.5	179 18.5	62 6.4
	精神障がい	402 100.0	108 26.9	147 36.6	41 10.2	95 23.6	53 13.2	17 4.2	39 9.7	49 12.2	30 7.5	30 7.5	56 13.9	30 7.5
	発達障がい	337 100.0	140 41.5	75 22.3	30 8.9	101 30.0	48 14.2	104 30.9	21 6.2	46 13.6	11 3.3	15 4.5	23 6.8	10 3.0
	その他	114 100.0	32 28.1	17 14.9	25 21.9	-	13 11.4	1 0.9	8 7.0	8 7.0	8 7.0	9 7.9	30 26.3	15 13.2
年齢別	10歳代以下	334 100.0	117 35.0	55 16.5	29 8.7	96 28.7	38 11.4	143 42.8	17 5.1	42 12.6	13 3.9	11 3.3	27 8.1	13 3.9
	20歳代	167 100.0	78 46.7	57 34.1	29 17.4	42 25.1	20 12.0	4 2.4	22 13.2	15 9.0	8 4.8	10 6.0	14 8.4	6 3.6
	30歳代	261 100.0	96 36.8	73 28.0	43 16.5	44 16.9	27 10.3	1 0.4	24 9.2	22 8.4	16 6.1	16 6.1	35 13.4	16 6.1
	40歳代	285 100.0	82 28.8	77 27.0	40 14.0	41 14.4	33 11.6	7 2.5	29 10.2	26 9.1	27 9.5	24 8.4	53 18.6	18 6.3
	50歳代	274 100.0	76 27.7	91 33.2	37 13.5	37 13.5	21 7.7	2 0.7	21 7.7	17 6.2	36 13.1	12 4.4	67 24.5	12 4.4
	60歳代	356 100.0	99 27.8	90 25.3	67 18.8	13 3.7	36 10.1	2 0.6	22 6.2	16 4.5	27 7.6	18 5.1	91 25.6	33 9.3
	70歳代	151 100.0	43 28.5	35 23.2	31 20.5	4 2.6	16 10.6	2 1.3	10 6.6	4 2.6	10 6.6	16 10.6	31 20.5	22 14.6
	80歳代以上	114 100.0	32 28.1	17 14.9	25 21.9	-	13 11.4	1 0.9	8 7.0	8 7.0	8 7.0	9 7.9	30 26.3	15 13.2
居住形態別	一人で暮らしている	178 100.0	48 27.0	67 37.6	26 14.6	24 13.5	19 10.7	2 1.1	10 5.6	11 6.2	31 17.4	20 11.2	22 12.4	13 7.3
	家族と暮らしている	1,258 100.0	447 35.5	355 28.2	218 17.3	228 18.1	170 13.5	150 11.9	96 7.6	109 8.7	92 7.3	88 7.0	155 12.3	73 5.8
	グループホームで暮らしている	181 100.0	54 29.8	44 24.3	25 13.8	19 10.5	4 2.2	2 1.1	18 9.9	18 9.9	16 8.8	3 1.7	48 26.5	8 4.4
	福祉施設（※）で暮らしている	266 100.0	60 22.6	25 9.4	26 9.8	7 2.6	8 3.0	7 2.6	26 9.8	12 4.5	4 1.5	4 1.5	109 41.0	18 6.8
	病院に入院している	44 100.0	13 29.5	3 6.8	6 13.6	1 2.3	3 6.8	1 2.3	2 4.5	1 2.3	1 2.3	1 2.3	8 18.2	13 29.5
	その他	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-	1 16.7	-	1 16.7	-	-	-	2 33.3	-	2 33.3

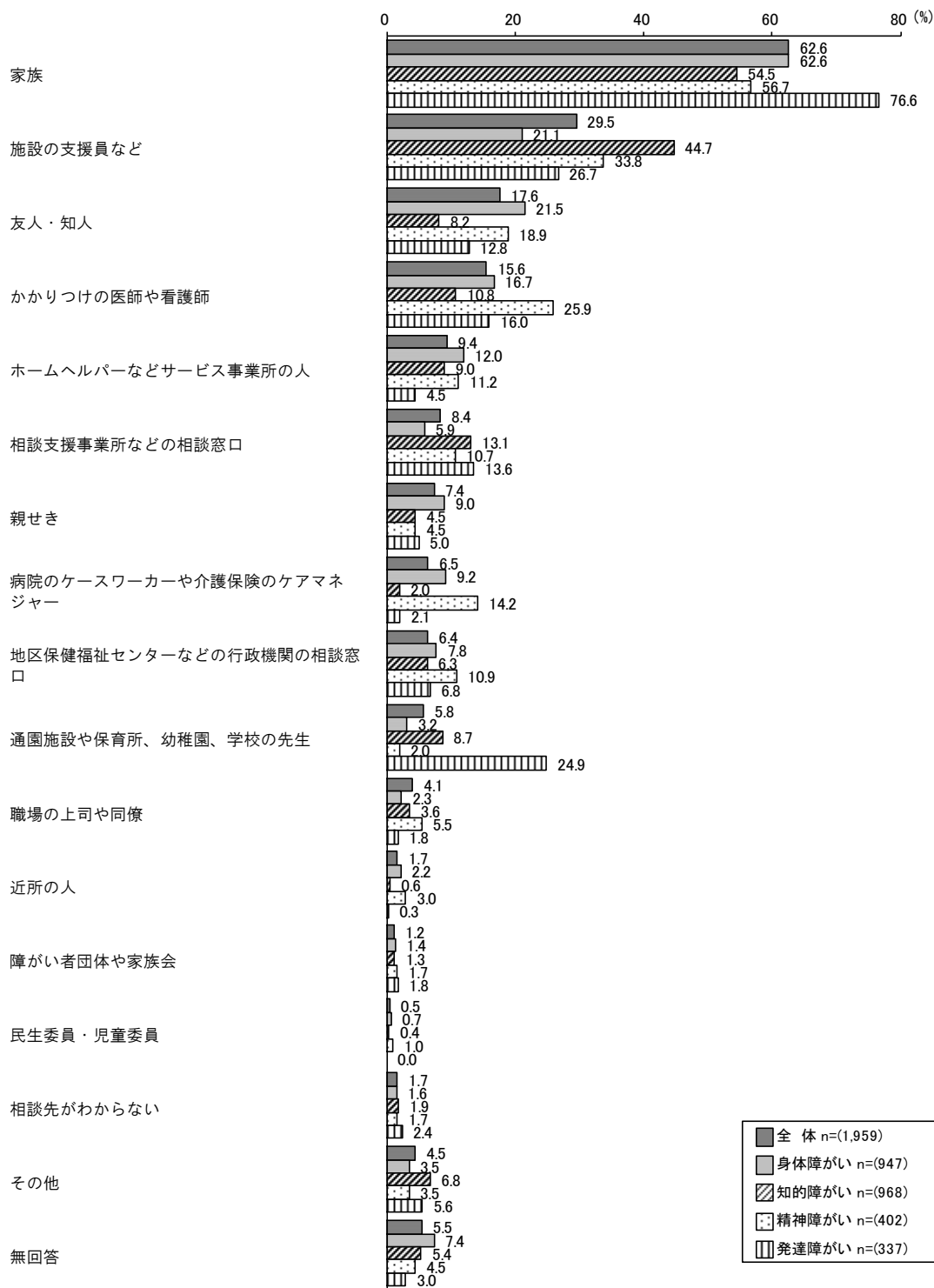
※福祉施設：「障害者支援施設」「高齢者支援施設」

②相談相手

悩みごとなどの相談相手としては、「家族」が最も多くなっており、相談支援事業所や行政機関の相談窓口などを相談先としている人はいずれも1割未満となっています。

障がい種別にみると、知的障がいでは「施設の支援員など」、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」、発達障がいでは、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が多くなっています。

【相談相手】

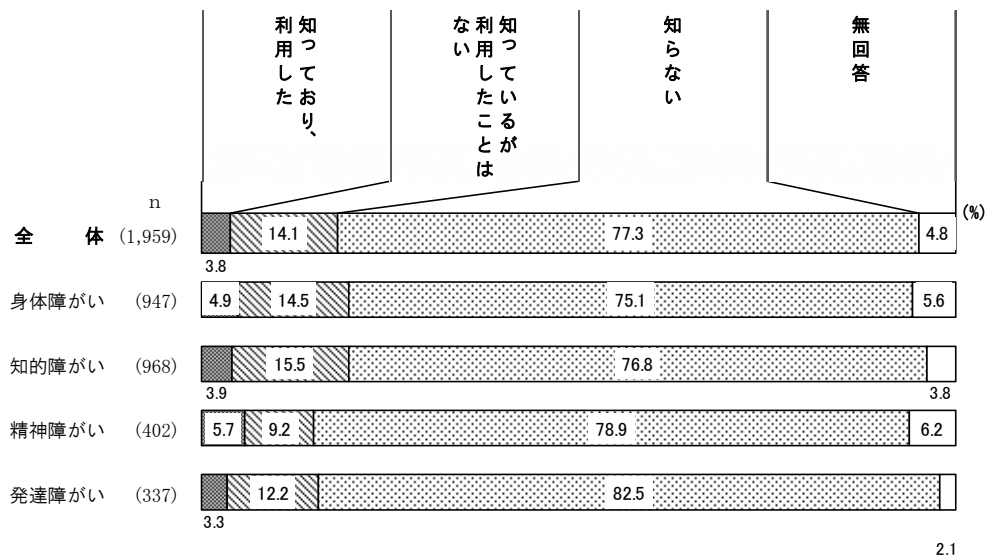


③ 「いわき障がい者相談支援センター」の認知度

いわき障がい者相談支援センターの認知度（「知っており、利用した」及び「知っているが利用したことはない」）は17.9%と低く、8割弱が「知らない」と回答しています。

また、実際に利用したことがある人については、全体の3.8%にとどまっています。

【「いわき障がい者相談支援センター」の認知度】

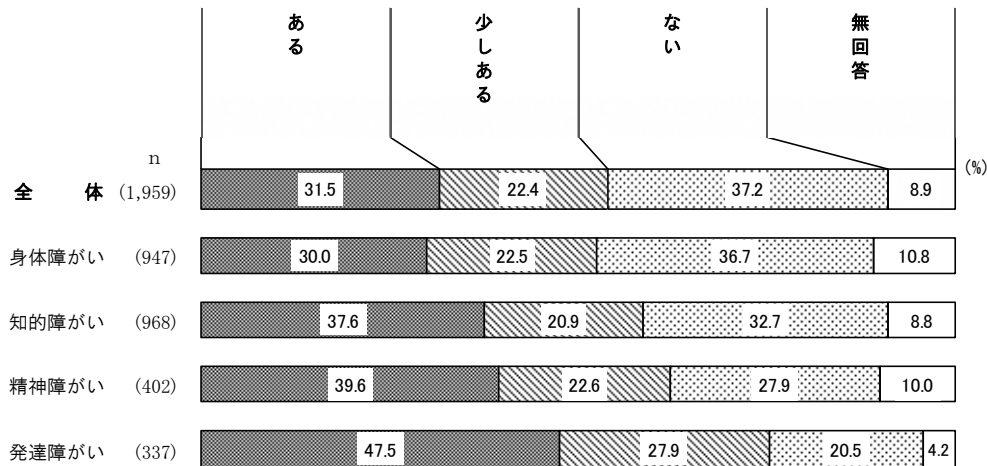


（7）権利擁護について

①差別の経験

全体の約3割の人が、障がいがあることで嫌な思いをした経験が「ある」と回答しています。障がい種別にみると、発達障がいとその傾向が強く、外見からわかりづらい障がいほど差別を受けた経験が多いことがわかります。

【障がいがあることで嫌な思いをした経験】

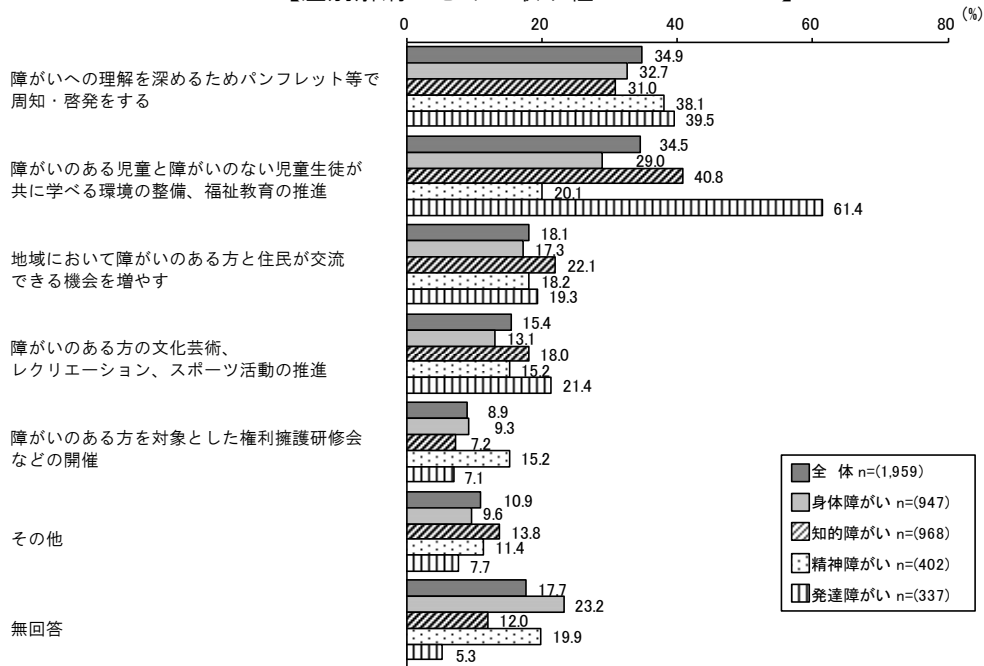


②差別解消にむけて取り組んでほしいこと

差別解消にむけての取り組みとしては、「障がいへの理解を深めるためパンフレット等で周知・啓発をする」「障がいのある児童と障がいのない生徒が共に学べる環境の整備、福祉教育の推進」などの取り組みへのニーズが高くなっています。

特に、発達障がいでは「障がいのある児童と障がいのない生徒が共に学べる環境の整備、福祉教育の推進」と回答した人が6割以上を占めており、教育環境への取り組みが強く求められています。

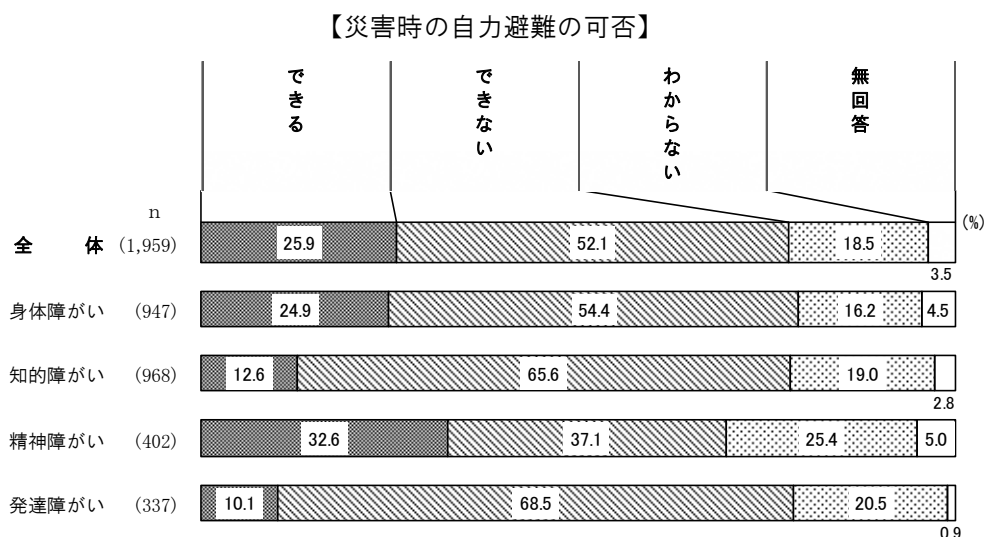
【差別解消にむけて取り組んでほしいこと】



(8) 災害時の避難等について

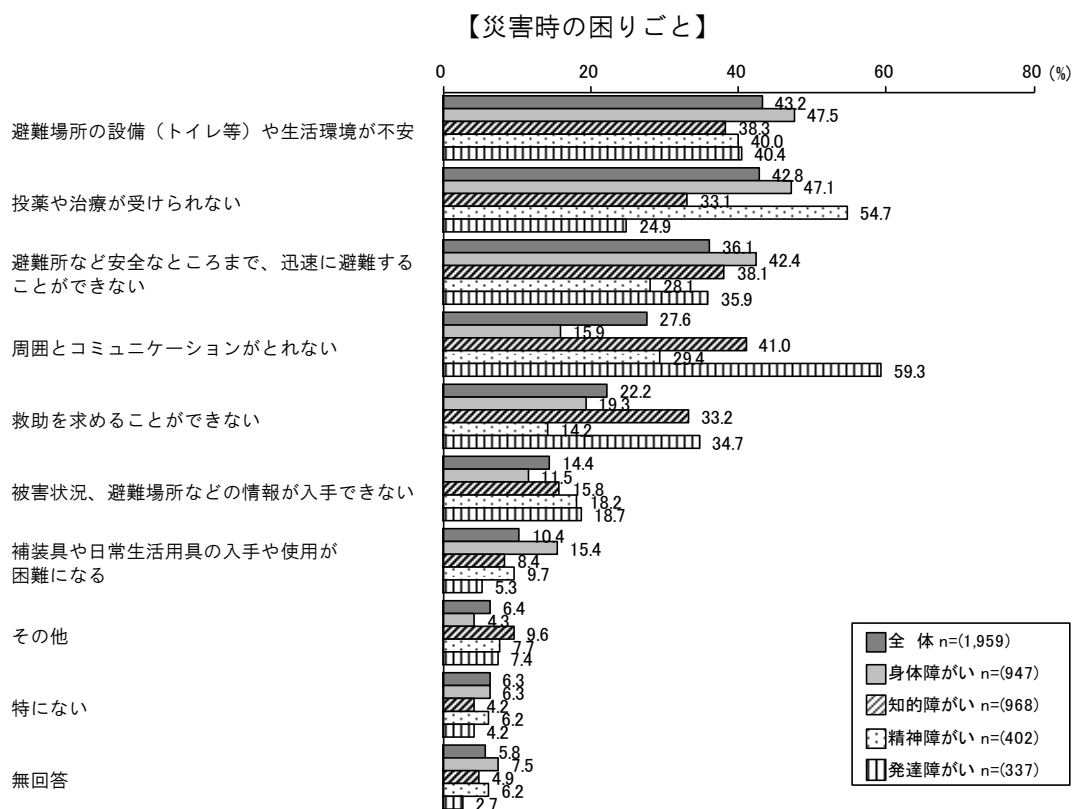
①災害時の自力避難の可否

災害時に一人で避難できるかどうかについては、全体の過半数の人が、「できない」と回答しています。障がい種別では、発達障がい、知的障がいとその傾向が強く、6割以上を占めています。



②災害時の困りごと

災害時の困りごとについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」ことへの不安が多くあげられています。障がい種別にみると、発達障がい、知的障がいでは、周囲とのコミュニケーションや救助を求めることなど、特に他者との関わりについての不安が強いことがうかがえます。



3 障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果

(1) アンケート調査結果

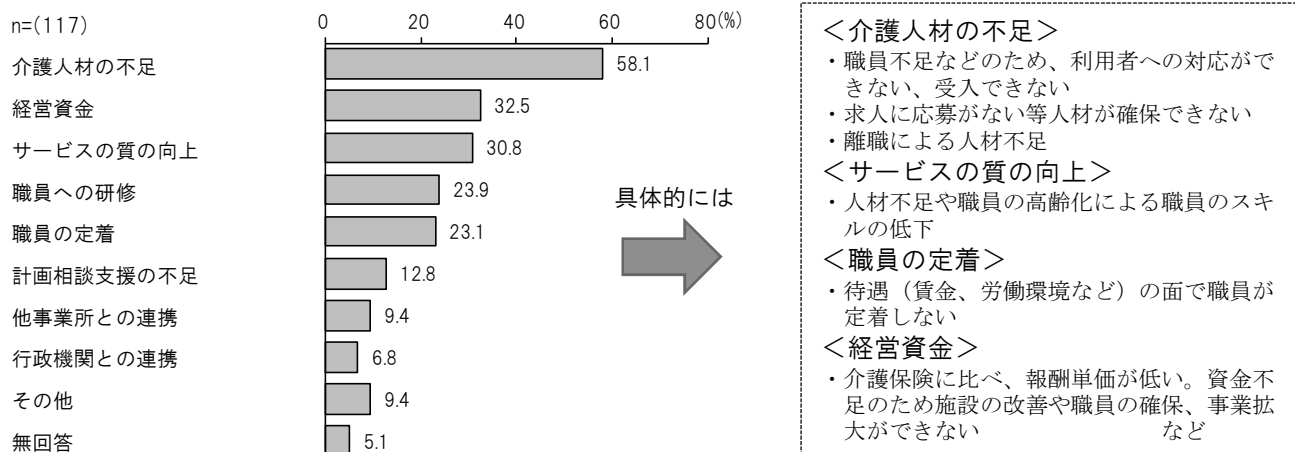
①回収状況

対象	配布数①	総回収数②	有効回収数	回収率 ②／①
障害福祉サービス提供事業所	181	149	117	82.3%

②事業運営上の問題・課題

事業運営活動上の問題や課題について、「介護人材の不足」が最も多く、6割弱の法人や施設が回答しています。また、「職員の定着」についても約2割が回答しており、人材の確保が大きな課題となっています。

「介護人材の不足」に関する具体的な課題としては、求人に対する応募者が少ないことや離職などによる職員不足、またそこから派生する職員のスキル低下などがあげられています。

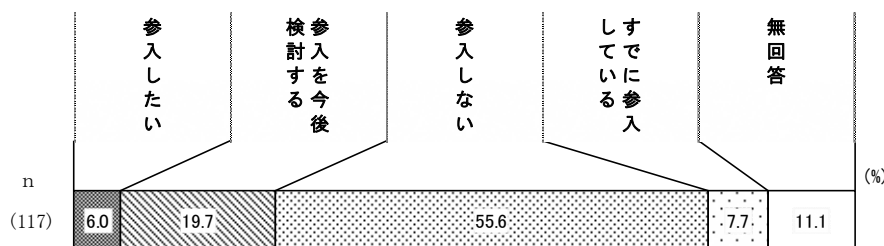


③共生型サービス（介護保険サービス）への参入

介護保険サービスへの参入意向のある事業所は 6.0%、参入を今後検討している事業所が 19.7%となっており、半数以上が「参入しない」と回答しています。

「参入をしない」と回答している事業所では、職員の定着やサービスの質の向上が課題となっており、検討している事業所については、介護人材の不足が大きな課題となっています。

【共生型サービス（介護保険サービス）への参入意向】



【共生型サービス（介護保険サービス）への参入意向別事業運営上の問題・課題】

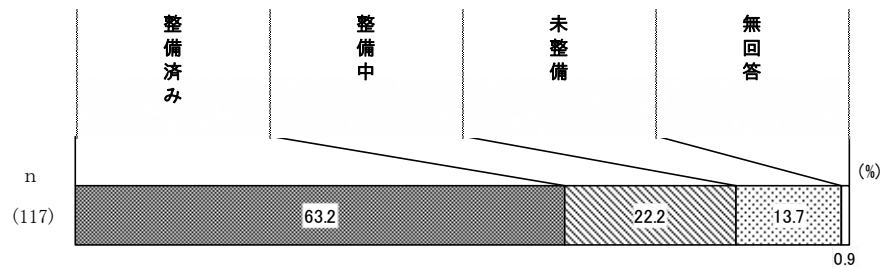
（上段：実数、下段：構成比）

	調査数	介護人材の不足	職員の定着	経営資金	サービスの向上	計画相談支援の不足	職員への研修	連携事業所との	連携行政機関との	その他	無回答
全体	117	68	27	38	36	15	28	11	8	11	6
	100.0	58.1	23.1	32.5	30.8	12.8	23.9	9.4	6.8	9.4	5.1
参入したい	7	3	1	3	1	1	1	2	-	1	-
	100.0	42.9	14.3	42.9	14.3	14.3	14.3	28.6	-	14.3	-
参入を今後検討する	23	18	3	6	6	1	7	2	3	2	-
	100.0	78.3	13.0	26.1	26.1	4.3	30.4	8.7	13.0	8.7	-
参入しない	65	33	19	20	25	9	14	4	2	5	5
	100.0	50.8	29.2	30.8	38.5	13.8	21.5	6.2	3.1	7.7	7.7
すでに参入している	9	9	3	4	-	1	3	-	1	1	-
	100.0	100.0	33.3	44.4	-	11.1	33.3	-	11.1	11.1	-

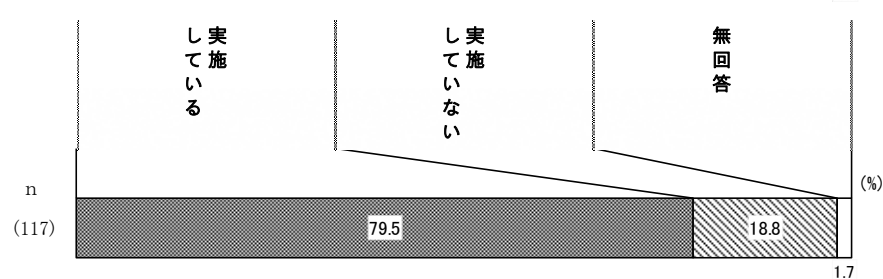
③施設の防災対策

防災対策について、防災マニュアルを「整備済み」の施設は約6割、避難訓練を「実施している」施設は約8割となっており、いずれも半数以上の施設が防災対策を行っています。

【防災マニュアル】



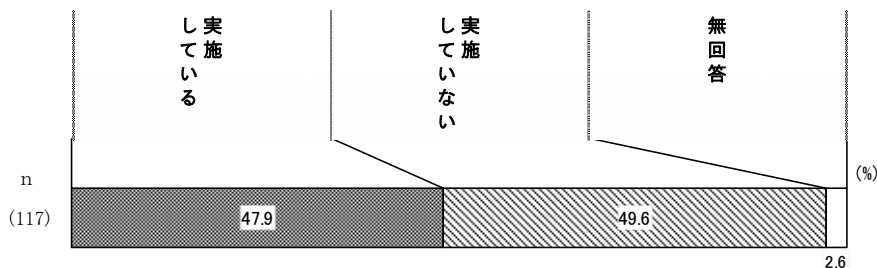
【避難訓練】



④施設の防犯対策

防犯ブザーや防犯カメラ等の防犯対策については、「実施している」施設と「実施していない」施設の割合が半々となっています。

具体的な防犯対策としては、警備会社によるセキュリティシステムの導入や防犯灯・カメラの設置、防犯訓練の実施などがあげられています。



- 具体的には
- ・警備会社によるセキュリティシステムの導入
 - ・防犯灯、カメラ、ブザー等の設置
 - ・防犯用具の設置（催涙スプレー、刺股等）
 - ・防犯訓練の実施
 - など

（2）ヒアリング調査結果

①今後の福祉サービスの提供体制

今後のサービス提供体制について、事業者からは、自立訓練や就労系サービス、生活介護（特に入浴）など各種サービスの新設・拡大を検討しているとの意見が多くあがっています。また、利用者の親亡き後への不安の声が良く聞かれるとの理由から、グループホームの新設や転換などを検討している事業所もみられます。地域生活支援拠点等の整備についても、協力的な意見がみられ、拠点にどのような機能を設けるか、検討が重要となっています。

サービス資源が不足する市南部については利用者の通所にかかる移動負担が大きいとの意見が多く、サービスへのニーズが高いエリアです。南部の資源不足の解消に向け法人による事業展開などの動きもみられるほか、利用者の保護者が自ら障害福祉サービス事業を行いたいとの声も上がっており、これらの動きに対する財源の支援や基準の緩和などの支援が求められています。

さらには、各サービスの拡大や新設の動きがある一方、短期入所施設の不足などが問題となっており、施設入所支援の必要性なども含め、家族支援への取り組みが求められています。

②今後の障がい児福祉サービスの提供体制

障害児通所支援については、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどの拡大が見込まれていますが、児童相談支援事業に対応する事業所の不足やそれに伴う負担の集中等が課題としてあげられています。保育所等においても、保育士等の人材不足により待機児童が発生している状況となっています。充実した細やかな支援のため専門的なスタッフの配置も重視されており、人材育成と適切な人員の配置への支援が必要となっています。

また、重症心身障がい児・医療的ケア児については、現状、受入先が不足しており、利用調整や整備が課題となっています。

③共生型サービス（介護保険サービス）への参入

共生型サービス（介護保険サービス）への参入については、一部消極的な意見もみられるものの、障がいのある方が高齢となっても現在と同じ施設で介護保険サービスを受けられる体制への理解は高く、指定要件や報酬等の詳細が明らかになり次第、参入について検討を行うとしている意見が多くみられます。

また、介護保険サービスをすでに提供している事業所では、介護保険サービス利用者の確保や施設の構造が高齢者、障がいのある方それぞれの特性にあったものとなっていないことなどが課題としてあげられており、各事業者に対し、参入前、参入後それぞれの課題とニーズにあった支援が求められます。

④防災・防犯対策

防災対策としては、災害対応マニュアルや計画等の必要性を感じ作成を検討している事業所が多いものの、作成が追いつかない、手が回らない等、対応が保留となっているケースがみられます。補助メニュー等を求める声もあり、有事の際に各事業所でスムーズな対応ができるよう、マニュアル等の作成や避難訓練の実施など防災対策の整備に向けた支援が求められています。

防犯対策としては、警察と連携した定期的な訓練の実施や警備会社によるセキュリティシステムの導入など対策を行っている事業者がある一方で、具体的な対策を行っていない事業者もみられます。施設の備品が盗難に遭うなどの実害が出ているケースも聞かれるため、事業者に対する防犯対策強化への啓発・促進が課題となっています。

⑤事業運営上の問題・課題やニーズ

事業運営上の問題・課題やニーズとしては、人材の確保があげられます。資格取得者に対し報償を支給するなど独自の処遇改善策を行っている事業所もみられますが、全体的に求人に対する応募者が少なく、既存職員についてもパート職員の比率が増加するなど、質・量ともに不足しているのが現状です。また、人材が多く集まらなければサービスの質の確保も困難となります。人的配置が困難なために一部サービスの提供を休止しているケースや新規事業を行いたくても人材確保が困難なため難しいとの意見もあり、人材の確保と育成は大きな課題となっています。

人材不足は、今後の仕事量の増加やサービスの質の低下、そして負担増加による離職などの悪循環を引き起こすことが懸念されるため、福祉分野での「仕事量の軽減」と「福祉人材の定着」に向けて、人材確保に向けた早急な取り組みが求められています。



4 障がい者（児）関連団体実態調査結果

（1）アンケート調査結果

①回収状況

対象	配布数①	総回収数②	有効回収数	回収率 ②／①
障がい者（児）団体	23	22	21	95.7%

②活動上の問題・課題

活動上の問題や課題について自由に記述してもらった結果、各団体から共通してあがった意見としては、会員の高齢化と新規加入者の減少、それに伴う会員の減少などが多くなっています。

また、活動資金の確保や、行事への参加者の減少なども課題となっており、これらに影響して行事自体の減少もみられます。

各団体のボランティアについても、高齢化に加え、新規のボランティア確保が難しく、これらの解決も課題となっています。

【主な意見】

- ・会員の高齢化と会員の減少が問題。
- ・人材不足を痛切に感じている。構成人員が減少、そのうえ高齢化が著しく、活動のブレーキになっている。行政の手をお借りできないか、切実な問題である。
- ・新規加入者が集まらない。もっと若いお母さんたちの力になりたい。
- ・重度の障がいのある児童を抱えているため、体調の変化などにより思うように活動できない。人間関係が希薄になってきているので、新規加入者がいなくなっている。
- ・活動資金が常にカツカツ。活動資金の確保が難しい。
- ・行事を計画しても参加者が少ない。サービスが充実してあまり関心がないのか、若い親御さんが活動に参加してこない。
- ・共働きの家庭が多くなり、ヘルパーを使用しての行事参加が増えている。
- ・何か行事を計画しても参加できる会員がいつも同じメンバーになってしまうため、なかなか参加できない人が辞めていってしまう。
- ・活動する場所（一定の場所、常に利用できる場所）が限定的で会員との交流、会合などが思うようにできない。
- ・地域の交流などに大いにがんばっているが父母もボランティアも老化が進んでいる。若いボランティアさんが少ない。
- ・各施設での依頼が増えているが、会員の数が足りず、負担が多くなっている。ボランティアが多いので交通費（遠方あり）もバカにならない。会員が高齢になって若い人の協力を得るために積極的に声かけをしている。
- ・精神障がい者について、市民の認知が非常に低いので、この事が一番のネックとされます。広報や市民活動などに便乗してでもアピールできたらと熱望します。

(2) ヒアリング調査結果

①障害福祉サービス利用について

サービスの利用にあたっては、短期入所（ショートステイ）不足に対する意見が特に多くあがっており、利用枠の不足に加え、市内には医療的ケアに対応した短期入所の受け入れ先が少ないことや、重度の障がいのある方がスムーズな受け入れ先の確保ができないなどの課題もみられます。家族介護者の負担軽減という視点から見ても、短期入所の不足は切実であり、今後施設の充実が求められています。

また、南部地域の各サービス事業所や施設不足によって、北部地域への送迎の労力が負担であるという意見があげられており、送迎サービスの充実など負担軽減策が求められています。

②施設・拠点の整備について

市内の施設についての要望としては、南部地域の各サービス事業所や施設不足に対する意見が多く聞かれ、医療的ケア児（者）、重症心身障がい児（者）、発達障がい児（者）の受け入れも含めた施設の充実が求められています。

また、各団体とも親亡き後への不安も多く抱えている会員が多く、グループホームや障害者支援施設の拡充に加え、グループホーム入居前の事前体験の必要性なども指摘されています。

③家族への支援について

家族の介護には大きな負担が伴うことから、家族に対してのケアを望む声があがっています。家族が各種関係機関との連絡調整を行っているケースなどもあることから、前述のショートステイの充実なども踏まえ、レスパイトケア等家族への負担減のための検討を進める必要があります。

④障がいのある方を取り巻く環境と障がいのある方への理解について

身体障がいに対する理解が深まってきたものの、発達障がいへの理解はまだ不足しているとの指摘があがっています。障がいのある方を取り巻く環境の改善に向けて、市民の意識啓発が求められており、一般住民に限らず、医療や教育に携わる人も含め、研修の実施・参加促進など障がい福祉の推進に向けたより一層の取り組みが求められています。

⑤教育について

各ライフステージにおいて支援のつながりが途絶えてしまうとの指摘があがっています。切れ目のない支援の実現に向け、県や市ではサポートブック等の配布を行っていますが、記入が難しいなど活用に向けた課題が残っていることから、既存のツールの活用促進と、医療・福祉・教育などの連携等による新たな支援のあり方の検討が必要となっています。

⑥その他

障がい者用のトイレや登録制駐車スペースの整備等市内設備等への改善要望があがっており、ハード面の整備の検討が求められています。また、各団体では若い世代の加入減少や高齢化、それに伴う資金不足が課題となっており、会員増加に向けた取り組みの検討が必要となっています。



5 各種実態調査から見える主な課題

（1）啓発・広報

■外見からわかりづらい障がいに対する理解促進の強化

発達障がい、精神障がい等で差別が多い傾向にあることから、外見からわかりづらい障がいに対する理解が不足していることがうかがえます。そのため、パンフレットの配布による周知啓発や福祉教育の推進などによる、障がいへの理解促進が課題となっています。

（2）生活支援

<地域生活における不安解消>

■介護や経済面での不安解消、親亡き後の生活への不安解消

親の高齢化を背景に、30歳代以下の比較的若い世代で将来の援助や介護についての不安がより多くあげられていることから、親亡き後についての、相談や支援サービスの充実、情報発信など不安解消に向けた取り組みが必要となっています。

■相談支援センター等の周知・活用促進

多くの人が様々な悩みを抱えている中で、相談支援事業所や行政の相談窓口を相談先とする人は少ないのが現状です。また、各種相談や情報提供を総合的に行う「いわき障がい者相談支援センター」などの相談窓口の認知や活用は少なく、不安や悩みの解消に向けて、今後は相談施設等の周知・活用促進が課題と言えます。

<地域生活支援体制の整備>

■親亡き後を見据えた施設等の受け入れ態勢の整備

現在家族と同居している人は、将来の親の高齢化を背景に、将来施設等での居住を希望する人が比較的多くなっています。家族介護者についても、親亡き後の不安が大きく、施設等入居に向けた受け入れ体制などの整備が重要となっています。

■地域移行や地域定着に向けた地域ぐるみでの支援体制の整備

地域での生活（一人暮らしや家族との同居）を希望する人は、在宅サービスの利用や地域住民による見守りなどを求めており、地域ぐるみでの支援体制が必要となっています。

<自立生活(一人暮らし)への支援>

■自立生活に向けた住宅や就労の確保なども含めた経済的な支援の充実

障害者支援施設入所者等の一人暮らしへの移行に向けて、地域生活でのニーズや現在の悩みなどから、住宅や就労の確保なども含めた経済的な支援の重要性が見て取れます。

■一人暮らしへの移行後のサポート体制の整備

障害者支援施設入所者等の一人暮らしへの移行を希望する人については、情報の収集・相談先ともに、家族や親せき、友人等よりも圧倒的に施設の支援員やサービス事業所の人が多いことから、一人暮らしへの移行後も継続して情報の提供や相談支援を行える体制の整備が重要となっています。

＜サービス提供体制の強化＞

■ 介護人材の不足の解消とサービスの質の向上

障害福祉サービス提供事業所において、人材不足は大きな問題となっています。求人に対する応募者の減少や離職などに加え、既存職員の高齢化などにより深刻化しており、そこから派生する職員のスキル低下、待遇の悪化、サービスの質の低下などが懸念されます。利用者の多様なニーズに応えるサービスの提供体制の整備に向け、人材の確保が喫緊の課題と言えます。

■ 共生型サービス提供体制の整備

共生型サービスの提供体制の整備については、サービスを受ける側の利用意向が比較的高い一方で、事業所の介護保険サービスへの参入意向は低く、利用者と事業者の間で介護保険サービスに対する意向に差が出ています。サービスに参入しない理由として、事業所における介護人材の不足やサービスの質の確保が課題として挙げられていることから、共生型サービス提供体制の整備に向け、これらの問題の解消が課題となっています。

また、基準該当事業所として、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供している事業所については、利用者の確保が課題としてあがっていることから、安定した事業の継続とサービスの提供に向けて、サービスの周知や規制緩和等、利用者増に向けた取り組みが必要となっています。

＜家族への支援の充実＞

■ レスパイトケアなど家族介護者の負担軽減策の検討

家族の介護には大きな負担が伴うことから、短期入所（ショートステイ）の充実など、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図るといったレスパイトケアの充実など家族への負担減のための検討を進める必要があります。

（3）保健・医療

■ 医療的ケア児に対するサービスの提供体制づくりや各関係機関の連携強化

医療的ケア児については、リハビリや医療に関する悩みを抱えている人が多く、通園・通学先での医療的ケアのニーズも高いことから、医療に関する相談やサービスの提供体制の整備が課題となっています。

地域での生活の充実に向けて、生活訓練や相談体制の充実に加え、学習や送迎、放課後等デイサービスなど専門的な機関の整備等、通園・通学先でのサポートの充実が求められており、サービスの提供体制づくりや各関係機関の連携強化等も課題となっています。

■ 重症心身障がい児に対する在宅でのサービス提供体制の整備

重症心身障がい児については、外出や通学・通園等に保護者など同伴者の負担が大きいため、在宅で必要な医療や教育などの支援を受けることができるサービスの提供体制が必要となっています。



（4）生活環境

■災害時における地域での支援体制の整備と避難行動要支援者支援制度の周知強化

過半数が単独での避難ができないとしており、災害時に避難所での生活や周囲とのコミュニケーションに不安をかかえていることから、災害時の支援の必要性の高さ、避難行動要支援者支援制度の必要性が高いことがわかる。その一方で、制度の認知度は約2割と低いことから、障がいのある方だけでなく地域住民に対しても制度の周知が課題と言えます。

■防犯対策の強化

障害福祉サービス提供事業所や障害者支援施設における防災対策としては、防災マニュアルの整備が6割以上、避難訓練の実施が7割以上と比較的整備が進んでいます。一方、防犯対策については、半数近くが未実施となっており、近年障がい者施設等での傷害事件なども発生していることから、各事業所に対する防犯対策強化への働きかけが重要となっています。

（5）教育・育成

■ライフステージごとの継続的な状況把握と共有による切れ目のない支援体制の確立

発達障がい者（児）においては、ライフステージによって悩みや求める支援は異なりますが、他の障がい種に比べ、切れ目のない支援を望む人が多いことから、各ライフステージの状況を継続して把握し、関係機関で共有できるような連携体制の整備が重要となっています。

■障がい者団体の活性化

各団体において、会員の高齢化と新規加入者の減少、それに伴う会員の減少などが活動上の課題となっています。関連して、活動資金の確保や、行事への参加者の減少、そして行事自体の減少など、今後も活動の縮小が懸念されます。

各団体のボランティアについても、高齢化に加え、新規のボランティア確保が難しくなっていることから、地域での生活と生涯学習の充実に向けて、活動の周知や支援の強化による団体の活性化が課題となっています。

（6）雇用・就業

■企業への、障がい者雇用に関する情報提供と理解促進

就労移行支援等のサービスを利用している人は、就労意向が高い一方、職場での人間関係や障がいに対する理解等不足により、就労後も短期間で退職するケースが多く、職場における障がい特性などへの理解についてニーズが高くなっています、このことから、職場定着に向けて、企業への、障がい者雇用に関する情報提供や障がい特性などの理解に対する働きかけが必要となっています。

■相談対応や企業との調整など就労後のサポート体制の構築

就労後においても、職場外でのフォローや企業との調整、相談対応などのニーズも高く、就労全般に係るサポート体制の構築が課題となっています。

6 現計画の進捗状況

(1) 第4次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価

『第4次いわき市障がい者計画（前期）』は、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正など、法改正や事業体系の再編をはじめとした大きな変革や東日本大震災の教訓などを踏まえ、時代に対応した新たな視点を盛り込みながら、障がい者施策の切れ目ない推進を図るため平成26年2月に策定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進してきました。

なお、『第4次いわき市障がい者計画（前期）』において位置づけた各事業の実施状況については、次の表のとおりとなっています。

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野	達成度					合計
		A	B	C	D	E	
I	啓発・広報	18	9	4	0	0	31
II	生活支援	36	8	6	0	0	50
III	保健・医療	25	9	1	1	0	36
IV	生活環境	12	7	3	0	0	22
V	教育・育成	21	7	0	0	0	28
VI	雇用・就業	7	2	4	0	0	13
	合計	119	42	18	1	0	180

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

（2）各施策目標のまとめ

①啓発・広報

障がいに対する理解を促進する各種事業については、概ね計画どおり実施されています。一方、実態調査からうかがえる課題として、障がいのある方に対する差別や理解について、多様な媒体や機会等を活用して、障がいに関する正しい知識の普及啓発と、市民理解を一層深めるための取り組みが求められる結果となっています。

また、障がいを理由とする差別や虐待等の解消と、社会を構成する一員としての権利擁護とその推進も併せて必要となります。

②生活支援

障害福祉サービス等については、施設中心から地域、在宅福祉への大きな流れを踏まえ、障がいのある方が、住み慣れた地域で生活できるよう、必要なサービスの充実と支援体制に努めてきました。

今後は、障がいのある方の意思を尊重し、必要なサービスや支援等を提供するための相談支援体制の充実に努めるとともに、少子高齢化が進むなか、高齢化に対応しながら、ライフステージに応じたきめ細かな支援を通じ、将来の不安を取り除いていく総合的な支援体制の構築が重要な課題となります。

③保健・医療

障がい児・者とその家族に対する相談事業等について、概ね計画どおり実施されています。

今後は、発達障がいを含めた障がいの早期発見、早期療育の充実や、障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについて、より適切な保健・医療サービスの提供のほか、障がい特性に応じた支援体制の充実を図っていく必要があります。

④生活環境

「いわき市福祉のまちづくり整備指針」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組んできました。

一方で、平成7年の指針策定から22年が経過していることから、その後の変化を踏まえた指針の見直しが必要となっています。

また、防災について、実態調査から、先の震災に係る課題を踏まえ、防犯を含め、地域における避難行動要支援者への日ごろからの支援体制をあらためて構築していく必要があります。

⑤教育・育成

全体的に概ね計画どおり実施されていますが、今後も、障がい児保育の充実や学校等における指導の充実のほか、卒業を控えた本人や保護者に対する進路や就労にかかる適切な情報提供、就労に係る関係機関の連携と情報交換が求められています。

⑥雇用・就業

全体的に概ね計画どおり実施されていますが、今後も、継続して、障がいのある方が、就労を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの特性や状態に応じた就労支援のほか、障がい者雇用の促進に向けた取り組みが必要です。

第4章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

本市では、「ともに生きる社会」を基本理念として、障がい者施策の推進にあたってきました。

この理念は、改正障害者基本法にも掲げられているものであることから、障がいがある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援体制の構築を目指し、『第4次いわき市障がい者計画（後期）』においても、引き継ぎ位置づけることとします。



基本理念

すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、
支え合いながら、ともに生きる社会の実現

なお、本市では、昭和56（1981）年の「国際障害者年」で掲げた障がいのある方の社会参加を促す「完全参加と平等」をスローガンに、その具現化のため、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を理念に、現在の障がい者施策を推進してきました。

今後も、引き続き、2つの理念を尊重していきます。

ノーマライゼーション*の推進

ユニバーサルデザインとインクルージョンの考え方にに基づき、障がいのある方が一般社会の中で普通の生活が送れるような支援を整えていきます。

※障がいのある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであるという考え方

リハビリテーション*の推進

身体的な能力のみでなく、障がいのある方の地位や名誉などの回復に寄与し、障がいのある方の自立と参加を目指します。

※障がいのある方の自立と参加を目指し、障がいのある方の地位や名誉などの回復に寄与する、という考え方

2 基本目標

改正障害者基本法において、次の内容が目的や基本原則として盛り込まれたことを受け、障害者総合支援法においても、同法の理念として規定されています。

本計画（後期）においても、前期計画と同じく次の6つを基本目標とします。

1

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるものであること

2

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人
格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

3

可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること

4

社会参加の機会を確保すること

5

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会におい
て他の人々と共生することを妨げられないこと

6

社会的障壁を除去すること

3 計画の視点

本計画（後期）においては、『第4次いわき市障がい者計画（前期）』で示された4つの視点を引き継ぎながら、具体的内容については、近年の法改正や社会情勢を踏まえ、「差別解消に関する啓発推進」の追加や「意思決定支援の在り方の見直し」について考慮するなど、見直しを行ったうえで次のとおり整理することとします。

視点1 アクセシビリティ[※]の向上

- 1 「共に生きる社会」の理念普及
- 2 コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- 3 障がいを理解するための福祉教育の推進
- 4 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- 5 就業支援及び生活支援施策の推進
- 6 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

※「アクセシビリティ」とは、「施設、サービス、情報、制度等の利用しやすさ」のこと。

視点2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援

- 1 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- 2 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- 3 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- 4 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
- 5 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- 6 多様な就労の場の確保

視点3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

- 1 障がい福祉サービス等の充実
- 2 障がいの早期発見・早期療育の充実
- 3 障がいの原因となる疾病等の予防
- 4 リハビリテーションと医療の充実
- 5 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- 6 社会的及び職業的自立の促進

視点4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携

第4次障がい者計画（後期）は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

4 計画の体系



【基本理念】 すべての市民が、相互に人格と人権を

基本目標 1

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。

基本目標 2

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。

基本目標 3

可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。

計画における4つの視点

視点1 アクセシビリティの向上

- 1 「共に生きる社会」の理念普及
- 2 コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- 3 障がいを理解するための福祉教育の推進
- 4 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- 5 就業支援及び生活支援施策の推進
- 6 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

視点2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援

- 1 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- 2 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- 3 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- 4 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
- 5 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- 6 多様な就労の場の確保

視点3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

- 1 障がい福祉サービス等の充実
- 2 障がいの早期発見・早期療育の充実
- 3 障がいの原因となる疾病等の予防
- 4 リハビリテーションと医療の充実
- 5 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- 6 社会的及び職業的自立の促進

視点4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携

第4次障がい者計画（後期）は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現

基本目標4

社会参加の機会を確保すること。

基本目標5

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

基本目標6

社会的障壁を除去すること。

6つの施策分野

各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

啓発・広報

ア 「共に生きる社会」の理念普及
 イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進
 ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
 エ 障がい理解のための福祉教育の推進
 オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
 カ ボランティア活動の推進
 キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

生活支援

ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
 イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
 ウ 障がい福祉サービス等の充実
 エ 地域移行及び自立生活への支援の推進
 オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
 カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
 キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備
 ク 共生型サービス提供体制の整備

保健・医療

ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
 イ 障がいの原因となる疾病等の予防
 ウ リハビリテーションと医療の充実
 エ 精神保健福祉の推進
 オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

生活環境

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
 イ 地域における暮らしの場の確保
 ウ 施設等における安全体制の確保
 エ 災害発生時における支援体制の確保
 オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成

ア 一貫した療育支援体制の充実
 イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
 ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
 エ 社会的及び職業的自立の促進
 オ 生涯学習活動の充実

雇用・就業

ア 就業支援及び生活支援施策の推進
 イ 多様な就労の場の確保
 ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
 エ 福祉的就労の充実





第5章 施策分野と基本的方向性

本計画（後期）では、基本理念及び基本目標に沿って、6つの施策分野（施策目標）ごとに、基本的方向性を定めています。

本章では、この基本的方向性ごとに、現在までの取り組みや実態調査（アンケート）の結果、近年の障がいのある方を取り巻く環境の変化、さらには制度改正の動向等を踏まえ、本計画期間において、さらに重点的に展開すべき施策や主要な取り組みについて記載しました。

1 施策分野1 『啓発・広報』

「共に生きる社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画（後期）の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。

そのため、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、市民の理解を深め、特に子どもの頃から可能な限り自然なかたちで様々な障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。

また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がいのある方の虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護のための取り組みが必要です。さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方の理解の促進や障がいのある方の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、地域共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がいのある方に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリーを推進するとともに、差別の解消に努めます。

また、障がい種別や障がいの特性に配慮し、多様な媒体・手段を活用することで、保健・医療・福祉をはじめとする支援・サービスの情報や行政情報といった必要な情報が伝わるよう、広報・情報提供体制の充実に努めます。



施策分野1 基本的方向性

啓発・広報

- ア 「共に生きる社会」の理念普及
- イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- エ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ ボランティア活動の推進
- キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

ア 「共に生きる社会」の理念普及

障がいへの理解を深めるため、地域、学校、職場、年齢に応じた啓発・広報活動をより一層推進します。

また、障がいのある方が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解促進と、その円滑な利活用に必要な配慮等についての周知のほか、障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等についての情報提供と、その普及及び理解の促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がい者福祉に対する市民の理解促進

- ・障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作製した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行い、障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

②障がい者用駐車スペース等に対する市民の意識啓発

- ・障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象とした「おもいやり駐車場」など、障がい者用駐車スペースの適正利用について市民への意識啓発に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
福祉情報コーナーの設置	市民ロビーへのパネル等の展示により、市民へのPRを図るとともに、情報誌等を提供する（総務課としては、展示場所の確保を行う）。	総務部 総務課	継続
障がい者週間記念事業	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
授産製品ガイドの作成	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
身体障害者補助犬制度の周知徹底	身体障害者補助犬（以下「補助犬」）制度の円滑な運用を図るため、施設等の管理者に対し広報に努めるとともに市民への理解に対する周知・啓発を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者用駐車場の適正利用の促進	障がい者用駐車スペースの適正利用に係る市民への意識啓発に努める。また、障がい者用駐車スペースの適正利用のため障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象に利用証を発行する「思いやり駐車場制度」を導入した福島県とも緊密に連携し各地区保健福祉センターで申請の受付を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者雇用促進事業	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的とし、障がいのある方の視線に立った雇用環境を整えるなど、社会意識の高い事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会を行う。また、障がい者法定雇用率未達成企業に対し、障がいのある方及び雇用制度に係るセミナーや特別支援学校、障がいのある方を積極的に雇用している事業所への見学会等を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続
いわき市つどいの場 創出支援事業	高齢者をはじめとする地域住民の集まる場が円滑に運営できるよう、つどいの場コーディネーターを各地区に配置し、運営に関わる相談や事務支援などの人的支援を行う。また、要件に該当する団体に対して、運営費等を補助するために補助金を交付する。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
いきいきシニア ボランティアポイント 事業	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規

イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進

外見からわかりにくいことから、より一層の理解が必要な内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。

また、地域社会における障がいのある方への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

主要な取組（重点施策）

① 広報紙等による啓発・理解促進

- ・広報紙等を通じて、知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等について周知するとともに、特別支援教育に係る児童生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。

② 出前講座の実施

- ・市役所出前講座などにより、障がいへの理解の促進や制度の周知等を図ります。

③ 自殺予防対策の実施

- ・市民精神保健福祉講座等の開催や健康教育を通じ、精神保健福祉の思想普及を図るとともに、自殺予防対策に係る相談支援の充実を図り、関係機関との連携により包括的・効果的に自殺予防対策を展開します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「総合教育センターだより街路樹」に特別支援教育に関する記事の掲載	特別支援教育だより「いきいき」は、平成23年度から「総合教育センターだより街路樹」（年10回発行）に統合。「特別支援教育から」という欄で、発達障がいなど、特別な支援を必要とする子どもたちへの留意事項等を、紙及びホームページで周知。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
障害者差別解消法の普及	「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するためには、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図るもの。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
出前講座の実施	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キット・車いす・アイマスクを利用した体験学習等を実施。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
精神保健福祉相談事業 及び訪問指導事業	様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内3か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進

障がいのある方のための障害福祉サービス事業に係る情報提供の充実が一層求められています。そのため、障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討を行います。

また、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取り組みの検討や、災害発生時に要支援者や関係事業所等に対して適切に情報を伝達できる体制の整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①視覚障がい者に対する情報支援

- ・点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図ります。
- ・市の広報紙「広報いわき」や市議会だより「ほうれんそう」について、視覚に障がいをお持ちの方に、点字化・音声化した媒体を配布します。

②ウェブアクセシビリティと情報伝達体制の向上

- ・公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や、災害時における情報伝達体制の整備に向けての取り組みについて検討します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
市政に関する情報提供の充実	「広報いわき」の点字版・音声版を作成し、希望者へ配布する。また、市ホームページにおいては、音声読み上げソフトを標準採用するとともに、障がいのある方に配慮したウェブアクセシビリティ（JISX8341-3:2010）に準拠したシステムにより市政情報を発信する。	総合政策部 ふるさと発信課	継続
障がい者の防災意識の高揚	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	総合政策部 危機管理課	継続
「いわき市の保健福祉・子育て支援」の配布	複雑化する保健・医療・福祉制度について、最新の内容を分野ごとに体系的かつ分かりやすくまとめたものであり、関係施設に配布することで、障がいのある方に関する状況や制度について周知・広報する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
精神障害者保健福祉関連組織の育成	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者雇用の促進	障がい者雇用促進に関するポスターを掲示（9月）するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続
河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。	土木部 河川課	継続
市議会の活動状況に関する情報提供の充実	いわき市議会だより「ほうれんそう」の点字版・音声版を作成し、市議会活動状況を理解してもらうとともに、視覚障がい者の社会参加と日常生活の促進を図る。	議会事務局 総務議事課	継続
図書館サービスの充実	障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。	いわき 総合図書館	継続
ユニバーサルデザインひとづくり推進事業	①ユニバーサルデザイン「やさしさ」写真コンクールの実施 ②ユニバーサルデザイン推進セミナーの開催 ③ユニバーサルデザイン・ワークショップの開催	市民協働部 市民生活課	継続
視覚障がい者に対する情報支援	点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続



エ 障がいを理解するための福祉教育の推進

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、特に子どもの頃から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深める必要があることから、様々な取り組みを通じた心のバリアフリーを推進します。

主要な取組（重点施策）

①障がい福祉に関する学習資料の作成及び配布

- ・市内の小学生を対象に、障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行います。

②小中学生との交流の推進

- ・市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、地域との連携を図り、特別支援学校、障がい者施設、介護施設、地域の高齢者との交流などを進めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「いわき・ふれあい・ふくし塾」の開催	福祉に関する様々な分野の講座を6回に分けて開催する他、任意参加の課外活動として、福祉施設や保育所などでのボランティア体験を通じて、福祉のまちづくりのために様々な角度からの福祉について理解を深め、地域福祉を担う人材の発掘と育成を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
学習資料「みんなで考えよう障がい者の福祉」の配布	小学校4年生を対象とした障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
奉仕員養成講習会の開催	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	継続
精神保健福祉思想の普及啓発事業	講座等の開催や健康教育、広報資料の活用を通し精神保健福祉思想の普及啓発を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
福祉教育の推進	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。	教育委員会 学校教育課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児が制作した作品展のPR	市内展示施設において障がいのある児童の絵画や造形物の作品展を開催し、障がいのある児童に対する市民の理解を促進する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続



オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実

障がいのある方が望む自分らしい暮らしを実現するため、必要となる制度や社会資源などに関する情報を集約し、提供するよう努めます。

また、広く情報を発信することで、多くの方に障がいのある方に対する理解が深まるよう努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がい福祉に関する情報誌の作成・配布

- 障がいのある方に関する各種制度及び相談事業、施設等の概要を記載した冊子「暮らしのおてつだい」を作成し、各種手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布します。また、市ホームページについても内容の充実を図るとともに、虐待防止や成年後見制度について、市民や事業者向けのパンフレットを作成・配布するなど、情報提供の充実を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉制度情報冊子「暮らしのおてつだい」の発行	障がいのある方に関する各種制度、相談事業及び施設等の概要を記載した「暮らしのおてつだい」を作成し、各種障害者手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
市公式ホームページによる情報発信	市公式ホームページにおいて、各種制度や障害福祉サービス提供事業者、イベントや注意喚起に関するお知らせなど、障がいのある方に役立つ情報の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	新規

カ ボランティア活動の推進

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力の促進を図ります。

主要な取組（重点施策）

①手話通訳者等養成講習会の実施

- ・障がいのある方等の意思疎通を支援する手話奉仕員や点訳者、音訳者、要約筆記奉仕員等の養成のため、市民向けの講習会を実施します。

②障がいのある方の社会活動の推進

- ・スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深めながら、障がいのある方の地域における社会活動を推進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
ボランティア保険制度等の補償制度のPR	市が掛け金を負担し、ボランティア活動中の事故等に対して補償する保険に加入することで、市民によるボランティア活動を側面から支援する。	市民協働部 地域振興課	継続
わいわい塾の開催	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者スポーツの推進	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いきいきシニアボランティアポイント事業（再掲）	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
奉仕員養成講習会の開催（再掲）	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	継続

キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援や、障がいのある方の意思決定支援の在り方と、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを推進します。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、差別の解消に努めるとともに、日常生活のみならず、雇用における障がいに対する差別の解消と雇用者の合理的配慮の提供促進に向けて、事業者への啓発活動を推進します。

さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方の理解の促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①成年後見制度の利用支援

- ・知的障がいや精神障がいにより、常に判断能力を欠いている状態にある方は、成年後見制度に関する相談や制度を利用する必要があることから、後見開始の審判の申し立てを行う親類がない場合の利用支援を行いません。

②広報紙等による市民への啓発

- ・広報紙や市ホームページ、市民啓発事業等において、障がいのある方の差別解消に向けた市民の啓発に努めます。

③行政職員に対する啓発・理解促進

- ・新規採用研修や庁内研修等を実施し、市職員への周知・啓発を行います。

④行政機関における合理的配慮の提供

- ・障害者差別解消法の考え方にに基づき、市民が利用する窓口等における各種の配慮や取り組みを進めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
権利擁護講演会	市民等を対象とした講演会を実施し、成年後見制度の普及・啓発を図る。 また、障がいを有する子を持つ親を対象とし、親亡き後に備える。	保健福祉部 保健福祉課	新規
当事者スキルアップセミナー	本人を対象としたセミナーと実施し、次の講義等を行うことでスキルアップを図る。 また、支援者の参加も促し、支援者の理解の促進を図る。 ・障がい者虐待の理解、権利侵害にあった場合の対応方法 ・障がい者の権利の理解、適切な権利行使	保健福祉部 保健福祉課	新規

事業名	事業内容	担当課	事業区分
いわき市 地域自立支援協議会	いわき市地域自立支援協議会を障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
障害者差別解消法の 普及（再掲）	「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するためには、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図るもの。	保健福祉部 障がい福祉課	新規

2 施策分野2 『生活支援』

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会や、「我が事・丸ごと」の地域福祉支援体制の実現に向けて、また、住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、障がいのある方が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるための総合的な支援を行う必要があります。

これらの実現に向け、訪問系サービスや日中活動系サービス、住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービス、移動支援や福祉用具の利用支援などの地域生活支援事業等、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、福祉サービス事業者との連携のもと、計画的なサービスの充実を図るとともに、支援を要する方に適切なサービスが提供されるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域での生活にあたって、地域における社会活動の場の確保と参加しやすい活動の充実及び支援と、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行なうことができるよう、環境の整備等の推進が必要です。

さらに、障がいのある方が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行なうことができるよう、障がいの特性に配慮した様々な媒体を活用した情報提供や、手話通訳者、要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援等により、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。



施策分野2 基本的方向性

生活支援

- ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ 障がい福祉サービス等の充実
- エ 地域移行及び自立生活への支援の推進
- オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備
- ク 共生型サービス提供体制の整備

ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備

意思決定支援の考え方に立ち、地域で生活するにあたり、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立及び従事者の質の担保に努めます。

また、障害者虐待防止法に基づく、障がいのある方の養護者に対する相談等の支援を行うとともに、知的障がい者又は精神障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費についての助成、人材の育成及び活用に努めます。

地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携し、県の発達障害者支援センターを含めた発達障がい児・者やその家族に対して相談支援体制の確立が求められます。

また、地域で生活する難病患者、若年性認知症の方及び高次脳機能障がい者について、相談支援や関係機関との連携について取り組みの充実を図ります。

さらには、地域で生活する障がいのある方の地域生活を支える福祉サービス等の提供に努めます。

主要な取組（重点施策）

①相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化

- ・基幹相談支援センターやいわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化のもと、本人中心の生活支援を図ります。

②いわき障がい者相談支援センター等の周知・活用促進

- ・生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センター等の相談施設について、広報等で周知し、活用の促進を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援体制の充実・強化	いわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化のもと、利用者本位の生活支援を図る。(基幹相談支援センターや地域相談支援センターを委託により実施)	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自立相談支援事業	生活困窮者（生活保護を除く経済的に困窮している方）からの相談を受け、相談・就労支援員が ①課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズを把握 ②ニーズに応じた自立支援計画（プラン）を策定 ③計画に基づき、支援を行う各種関係機関との連絡調整を実施 以上の取り組みにより、生活困窮者の自立を促進し、第2のセーフティネットの充実・強化を図るもの。	保健福祉部 保健福祉課	継続
権利擁護支援事業 （権利擁護・成年後見センター）	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方や、虐待等権利侵害を受けた方への権利擁護を推進するため、市権利擁護・成年後見センターが専門的な支援を行うとともに、関係機関等による支援体制の構築を図るもの。 ※センター設置に伴い、権利擁護に関する附属機関（障がい者虐待防止ネットワーク協議会含む）を統合、権利擁護支援に関する附属機関を設置している。	保健福祉部 保健福祉課	継続
小規模作業所の運営費補助	就労困難な在宅身障がい者等に対し、社会的自立を促すための授産活動や集団生活への適応力の向上を図るための生活訓練を行っている小規模作業所を運営する団体等への運営費を補助する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者虐待防止センター機能の強化	障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」機能の強化と関係機関との連携体制の整備を図ることにより、障がいのある方の権利利益の擁護に資する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい児(者)地域療育等支援事業	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障害児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
児童発達支援センターの整備	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設の整備を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援の充実 (計画相談支援、障害児 相談支援)	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障 がいのある方や障がいのある児童の保護者 に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏 まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等につ いて検討し、サービス等利用計画の作成が必要 となるが、その相談支援の充実を図るため指定 特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員 の育成等の働きかけを図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
発達障がい者支援事業	保健、福祉、教育など関係機関等の連携による 支援体制の構築を図るとともに、効果的な支援 を可能とする組織体制を整備する。福島県発達 障がい者支援センターをはじめ各関係機関が それぞれの役割を明確にし、早期発見、早期支 援、療育、教育、就業支援などの各施策を推進 する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
特別障害者手当等の 支給	日常生活において特別の介護を必要とする状 態にある最重度の障がいのある方に対し、経済 的負担を軽減するため手当を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
人工透析患者通院 交通費助成事業	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析のため の通院に要する交通費に対し、1ヶ月の通院交 通費の総額から4,000円を差し引いた額につ いて、月25,000円を限度に助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
心身障害者扶養 共済制度掛金助成事業	福島県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、 低所得世帯に属するものに対し、掛金相当額を 助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度心身障害者福祉金、 重度心身障害児童福祉金	①重度心身障害者福祉金： 在宅の20歳以上の者で、身体障害者手帳1 級を所持し日常生活に介護を要する者、又は 療育手帳Aを所持している者に対し、年額 48,000円を支給 ②重度心身障害児童福祉金： 在宅の3歳以上20歳未満で、心身の障がい のために常に介護を必要とする児童、又は身 体障害者手帳2級以上か療育手帳Aを所持 している児童を、養育している者に対し年額 48,000円を支給	保健福祉部 障がい福祉課	継続
在宅重度障害者 医療器材等給付事業	在宅の重度身体障がい者に対して治療・予防の ため日常生活に必要な医療器材等を給付する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
福祉機器の展示	総合保健福祉センター、いわきサン・アビリテ ィーズ等において福祉用具の展示を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度身体障害者 福祉電話料の助成	電話を保有しない低所得世帯に属する重度身 体障がい者に対し電話等を貸与し、基本料金及 び通話料の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自動車改造・操作訓練費補助	自動車改造費： 重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、改造に要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。 自動車操作訓練費： 身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度心身障害者交通費助成事業	在宅の低所得者の重度障がい者が外出する際の交通費として年額12,000円の交通費を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
緊急通報システムの導入促進	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望するに対し、電話加入権の貸与を行うものである。	保健福祉部 長寿介護課	継続
寝具乾燥消毒サービス事業	在宅の高齢者及び身体障がい者などで寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の丸洗い乾燥消毒を実施する。	保健福祉部 長寿介護課	継続
福島県特定医療費支給認定事業	難病法で定める330の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
特定疾患患者支援	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療育支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
重度心身障害者医療費給付事業	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
小児慢性特定疾病医療費事業	小児慢性特定疾病の認定児に対して治療研究を推進し、医療の確立と普及を図るとともに患者家庭の経済的負担を軽減するため、一部公費負担を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
図書館サービスの充実（再掲）	障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。	いわき 総合図書館	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
認知症初期集中支援チーム	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス、介護サービスを利用していない者又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置する。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
オレンジカフェ以和貴	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
いわき市住民支え合い活動づくり事業	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
身体障害者奨学資金支給事業	身体障がい者に対し奨学資金を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続



イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立

日常生活や社会生活等において、障がいのある方の意思適切に反映された生活が送れるよう、意思決定支援にに基づいたケアマネジメント体制の確立に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立

- ・ 障害福祉サービスや児童通所支援を利用する場合において作成が必要となる「サービス等利用計画（児童の場合は障害児支援利用計画）」について、すべての利用者について作成が可能となるよう、指定特定相談支援事業所の設置・指定や、相談支援専門員の養成等の働きかけを行なうなど、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。
- ・ 障がいのある方のニーズを踏まえたきめ細かい支援の実現のため、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を促進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援体制の充実・強化（再掲）	いわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化のもと、利用者本位の生活支援を図る。（基幹相談支援センターや地域相談支援センターを委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
相談支援の充実（計画相談支援、障害児相談支援）（再掲）	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がいのある方や障がいのある児童の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

ウ 障がい福祉サービス等の充実

地域において障がいのある方が生活するにあたり、必要となるサービスを提供できるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、各種サービス等の内容の充実及び提供体制の整備を図ります。

主要な取組（重点施策）

①障害福祉サービスの充実

- ・障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、各種サービスへのニーズ等を踏まえながら、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、サービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進します。

②人材育成によるサービスの質の向上

- ・障がい福祉に従事する人材不足の解消に向け、研修等を充実させるとともに、職員の待遇改善等により人材を確保し、サービス提供体制の強化を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉サービス等の整備促進	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
補装具給付事業	身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替する補装具の購入及び修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を控除した額を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある方の日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付するもの。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者福祉法に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	他の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児に対し、日常生活用具を給付する。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者等の在宅生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し外出のための支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
介護保険サービスの充実	介護保険対象となる高齢の障がいのある方に対し、高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを含め、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	保健福祉部 長寿介護課	継続
地域活動支援センター事業の実施	障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がいのある方等の地域生活支援の促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
配食サービス事業	重度の身体障がいにより食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスに考慮した食事を訪問により提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

エ 地域移行及び自立生活への支援の推進

障がいのある方が地域において生活するため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業者等の関係機関・団体との連携を強化し、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備に努めます。

また、グループホームや、障がいのある方が住みやすい公営住宅等の整備を行うとともに、一人暮らしを希望する方も、安心して地域で生活することができるよう、親亡き後も見据えた自立生活への支援を行います。

精神障がい者においても、地域で生活できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開拓のほか、入院中の精神障がい者の地域移行支援を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

主要な取組（重点施策）

①グループホーム等の整備

- ・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。

②自立生活への支援の推進

- ・一人暮らしを希望する方も安心して地域で生活することができるよう、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、親亡き後も見据え自立した生活を送ることができるような支援体制を整備します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
グループホーム 家賃補助事業	グループホーム入居者の経済的負担を軽減し、地域生活移行を推進するため、家賃の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
精神障がい者の 地域移行・地域定着支援 事業	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、並びに地域生活を継続するための支援を推進する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
口腔・栄養ケア推進事業	在宅で療養している障がいのある方や難病患者等を対象に、歯科衛生士、栄養士による訪問口腔・訪問栄養指導を行う。市民を対象に、口腔機能及び栄養状態の維持向上を図るため健康教育等普及啓発を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
放課後児童クラブの充実	放課後、特別支援学級から帰宅する児童・生徒を保育する。	こどもみらい部 こども支援課	継続
地域自立支援協議会「地域移行支援部会」の充実	地域移行に向けた検討。保証人制度の検討。その他、障がいのある方の地域移行に関することの検討。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会「地域生活支援部会」の充実	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理。障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討。その他、障がいのある方の地域生活に関することの検討。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

障がいへの理解をすすめるうえで、地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じた人と人との交流は重要です。そのため、スポーツ、文化芸術活動の振興を図り、障がいのある方の社会参加の促進、健康増進、相互理解等を促進するとともに、活動への支援と指導員の養成等の充実に努めるとともに、障がいのある方の受け入れ体制の確立と環境の整備を進める必要があります。

また、身体障がい者に比べて普及が遅れている知的障がい者や精神障がい者のスポーツの振興への取り組みの推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境の整備

- ・障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げるとともに、心身の健康維持や体力増進に寄与し、積極的な社会参加の推進及び生活の質向上を図ります。

②文化施設のバリアフリー化等による利用促進

- ・障がいのある方が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善（バリアフリー化）や、公共施設の使用料減免制度の活用により、障がいのある方の利用を促進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者スポーツの推進（再掲）	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
わいわい塾の開催（再掲）	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者サークル活動の育成	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	教育委員会 生涯学習課	継続
スポーツ指導員の活用促進（再掲）	障がい者スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、障がい者スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	文化スポーツ室 スポーツ振興課	継続

カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者設置の充実とともに、手話通訳者、点訳奉仕員、要約筆記者等の養成研修事業等の充実と人材の育成・確保によるコミュニケーション支援体制の構築に努めます。

また、重度の身体障がい、知的障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある方への支援体制の構築に努めます。

主要な取組（重点施策）

① コミュニケーション支援体制の充実

- ・ 地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進します。
- ・ 手話通訳や点訳、朗読及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施にあたっては、行政機関の職員の受講を勧奨するなど、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
奉仕員養成講習会の開催（再掲）	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	継続
手話通訳者等の派遣の促進	地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う意思疎通支援事業の適正な運用を促進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
点字指導員の派遣事業	点字学習を希望する中途失明者に対して点字指導員を派遣する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度障がい者等の入院時におけるコミュニケーション支援	日頃から本人を介護し、本人の意思を病院スタッフに伝えることができる居宅介護、重度訪問介護従事職員（ヘルパー）をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、病室等で医師や看護師等の医療従事者との意思疎通が図れるようにすることで、円滑な医療行為が可能となるよう支援する。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
聴覚障害者緊急連絡事業	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備

高齢者だけでなく、障がいのある方や子どもなど全ての人々が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築と推進に努めるとともに、地域社会の課題を自分たちの課題としてとらえ、その解決に積極的に参加する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある方の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、緊急時の受け入れ・対応の強化を図るとともに、「地域生活への移行」、「親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会の提供」、「専門的な人材の確保・養成」など、地域の実情に応じたサービスを提供する地域生活支援拠点等の整備を行います。

主要な取組（重点施策）

①地域包括ケアシステムの推進

- ・福祉サービスだけでなく、声かけや見守りなどのインフォーマルな支援も含めた地域生活の支援体制や各分野の連携体制を整備します。

②地域生活支援拠点等の整備

- ・障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、いわき市地域自立支援協議会（地域生活支援部会）において、地域の実情に応じた地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の在り方について検討を行い、整備します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
いわき市住民支え合い活動づくり事業（再掲）	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
いわき見守りあんしんネット連絡会	市内にお住まいの高齢者・障がいのある方・子ども・女性など、誰もが地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民だけでなく、住民の方々の日常生活に密接に関わる市内団体や事業者等と協力し、日常業務の中でさりげない見守り活動等を行うことにより、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制の構築を図る。	保健福祉部 保健福祉課	新規
オレンジカフェ以和貴（再掲）	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規



事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会「地域生活支援部会」の充実（再掲）	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理。障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討。その他、障がいのある方の地域生活に関することの検討。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
相談支援体制の充実・強化（再掲）	いわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化のもと、利用者本位の生活支援を図る。（基幹相談支援センターや地域相談支援センターを委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域生活支援拠点等の整備	地域の実情に応じた地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の在り方について検討を行い、整備する。	保健福祉部 障がい福祉課	新規

ク 共生型サービス提供体制の整備

障がいのある方が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう、また、福祉を支える人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行えるよう、高齢者と障がいのある方が同一の事業所でサービスを受けることのできる共生型サービスの提供体制の構築に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障害福祉サービス提供事業者のサービス提供体制の強化

- ・障害福祉サービスの提供事業所において、介護サービスが適切に提供できるよう、事業者の支援に努めます。

②介護保険サービス提供事業者のサービス提供体制の強化

- ・介護保険サービス提供事業者が障がい特性の理解に努め、積極的に受け入れ対応するよう、必要な支援に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
介護保険サービスの充実（再掲）	介護保険対象となる高齢の障がいのある方に対し、高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを含め、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	保健福祉部 長寿介護課	継続
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

3 施策分野3 『保健・医療』

障がいのある方が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるような提供体制の構築や乳幼児期からの療育支援の一層の推進が求められています。

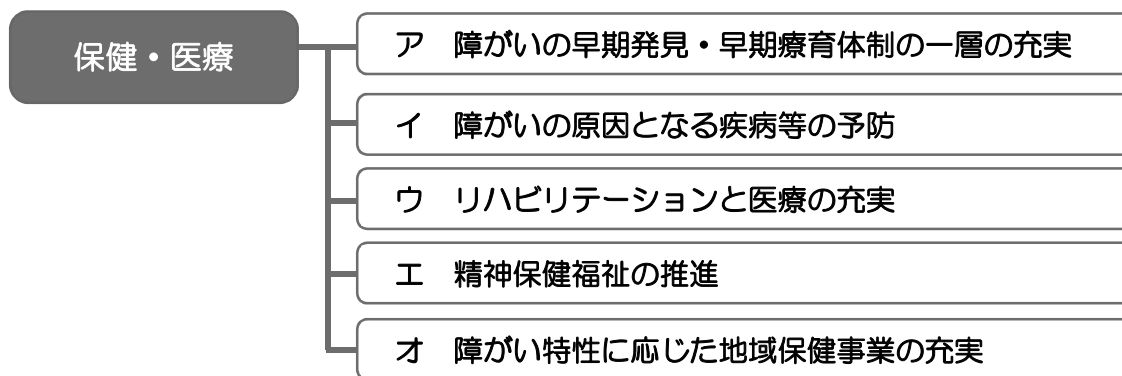
障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供についても重要となっており、障がいのある児童や発達に不安のある児童については、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。このようなことから、障がいの早期発見・早期療育のための体制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、精神面・心の問題で悩み、社会生活への適応に困難を生じている方について、適切な相談対応を行うとともに、心の健康が保てるよう専門的な支援を行うほか、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらには、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がい特性に応じた地域保健事業の充実と併せて、特性に配慮した理解の促進に努めます。



施策分野3 基本的方向性



ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

障がいの原因解明が年々進み、健康管理や保健指導等により、予防や軽減が可能となる疾患が増加しています。また、障がいの早期発見、早期治療、リハビリテーションによって、症状が軽減されたり、障がいの程度がより軽くなるものもあります。

障がいの発生予防、早期発見、早期治療、早期療育への取り組みは、障がいの軽減や生活能力の向上、さらには社会参加の幅を広げる手段として重要です。

市内の障がいのある児童等に対する療育支援については、平成15年度より子育てサポートセンターを中心に実施されています。療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであることから、これら機関の連携強化が必要不可欠です。

今後は、障がいの重度化、重複化又は多様化を踏まえ、医療的ケアが必要な障がいのある方等への支援体制の強化や発達障がいのある児童を早期に発見できる体制の確立など地域や障がいのある児童の多様なニーズに対応する関係機関等との連携体制の強化を図ります。

主要な取組（重点施策）

①障がいの早期発見・早期療育の充実

- ・保健師による未熟児訪問指導や乳幼児健康診査による発育発達の評価、疾病・異常の早期発見・早期対応等の各事業を実施するとともに、子育てサポートセンター、市総合教育センター、特別支援学校、児童通所支援事業所等との連携を強化するとともに、療育支援の中核的機能の整備のあり方について検討するなどして障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。

②発達障がい児等への支援の充実

- ・発達障がい児等について、従来の保健事業に加え、発達障がい又は疑いのある児童を養育する保護者が具体的な対応方法を身につけ、親子関係の改善、健全な発達を促すことを目的にペアレントトレーニング事業を実施するなど、さらなる支援の充実に努めます。

③「サポートブック」の普及・活用

- ・障がいのある児童の支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載し、支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行なうための「サポートブック」の普及・活用を図ります。

④相談体制の充実

- ・相談体制の充実に努めるとともに、児童発達支援センターの計画的な設置等により、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児(者)地域療育等支援事業（再掲）	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障害児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
高齢者に対する介護予防事業	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成や実践組織、既存事業等への指導士派遣 ②認知症サポーターの養成 ③介護予防（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等）に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布 ④地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	継続
健康増進法に基づく保健事業	①健康診査や医療の記録のために健康手帳を交付する ②健康に関する知識の普及のために健康教育を実施する ③心身の健康に関する健康相談を実施する ④生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診等を実施するオ訪問指導事業を実施する	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
乳幼児訪問指導事業	①いわきっ子健やか訪問事業：保健師・助産師が家庭訪問を行い、妊娠・産後の経過に応じた保健指導を実施するとともに育児が円滑に行えるよう、産後うつや子どもの虐待防止も視野に入れた保健指導を実施する ②未熟児訪問指導：医療機関との連携を図りながら、家庭訪問により、未熟児の養育上の相談や援助により育児不安の軽減を図る ③乳幼児健康診査等の結果、訪問による支援が必要となった者を対象に、家庭訪問により育児支援を行う	こどもみらい部 こども家庭課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
乳幼児健康診査事業	発達の節目の時期に、発育発達の評価、疾病の早期発見・早期対応、育児や生活習慣等への保健指導を行い、健康の保持増進を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
先天性代謝異常等検査事業	新生児に対し、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見のために採血検査を行い、その結果陽性者等が出た場合、精密検査の勧奨及び保健指導を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
妊産婦家庭訪問事業	①医療機関等からの連絡、親子健康手帳交付や保健事業等で把握したハイリスク妊産婦に対し、家庭訪問により支援する ②いわきっ子健やか訪問事業等を通し、安心して子育てができるよう支援する。訪問時に質問票を用い、産後うつ病等のスクリーニングを実施し、支援が必要な場合は適切なサービス提供へつなぐ	こどもみらい部 こども家庭課	継続
母子健康相談事業	総合保健福祉センター、市民会館、公民館等を会場に、個々の乳幼児の状況に応じ、成長発達を確認するとともに、育児に関する個別相談（保健師、栄養士、歯科衛生士、心理士）に応じる。また、健診の事後フォローの必要な児に対する経過観察の場として、ケースに応じた相談や育児指導を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
未熟児養育医療給付事業	指定養育医療機関での入院養育に係る医療費について、一部公費負担する。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
新生児聴覚検査支援事業	聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けられるようにする。	こどもみらい部 こども家庭課	新規
発達障がい児等ペアレントトレーニング事業	行動療法の考え方にに基づき、保護者が子どもへの対応技術を学ぶ。1 グループ 5～8 人、全 10 回+フォローアップセッション 2 回+次年度同窓会 1 回。 ①講義（子どもの特性と対応方法についての具体的な助言） ②ワーク（ロールプレイ等） ③保護者間での意見交換 ④関係機関との連携に関する助言	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発音とことばの相談会	構音検査・発達検査を実施し、発達の確認と今後の関わりについて助言。必要な児については、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達支援おやこ教室	児の発達を促すため、小集団での遊びや活動を行う。保護者に対し、児の発達の理解や関わり方の助言を行う。保護者同士の交流を図る。関係機関と連携を図り、児の適切な処遇を検討する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
園児のためのこども発達相談会	保健・医療・教育等の専門相談員により、発達、発育が気になる児の発達発育相談、就学相談等を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
発達支援あそびの広場	交流スペースの開放により児の発達面に不安のある保護者同士が交流し、情報交換や日頃の不安等を話し合う場の提供、及び育児相談を行う。	こどもみらい部 子ども家庭課 子育てサポートセンター	継続
乳幼児発達医療相談会	心身の発育・発達に問題があり、将来、運動・精神発達面等において、障がいをきたす恐れのある児を対象に、児童精神科医・小児科医・理学療法士・心理判定員等による専門相談を行い、発達の確認や今後の関わり方について支援し、健全な発達を促す。必要なケースについては、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	こどもみらい部 子ども家庭課 子育てサポートセンター	継続
サポートブック促進事業	障がいのある児童と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

イ 障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、それらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていく必要があります。

疾病等の早期発見及び治療、早期療養、障がいの原因となる生活習慣病等の予防のための取り組み、成人期、高齢期における健康づくり、発生予防の推進、疾患、外傷等に対する適切な治療を行なうための保健サービス等の提供体制及び関係機関の連携の一層の充実に努めます。

主要な取組（重点施策）

①介護予防に関する正しい理解と知識の普及

- ・介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進し、生活機能の維持・向上を図り、状態の重度化を予防します。

②各種支援者の養成と介護予防に関する各種講演会の開催

- ・いわき市シルバーリハビリ体操指導士養成や各種団体への体操指導士派遣、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防（運動器機能向上、栄養改善、口腔器機能向上、認知症、権利擁護）に関する各種講演会を開催します。
- ・地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
高齢者に対する介護予防事業（再掲）	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成や実践組織、既存事業等への指導士派遣 ②認知症サポーターの養成 ③介護予防（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等）に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布 ④地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	継続
いきいきシニアボランティアポイント事業（再掲）	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規



事業名	事業内容	担当課	事業区分
オレンジカフェ以和貴 （再掲）	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規
認知症初期集中 支援チーム（再掲）	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス、介護サービスを利用していない者又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置する。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規

ウ リハビリテーションと医療の充実

障がいの機能回復を図り、軽減するリハビリテーションの推進及び医療費給付等は、障がいのある方の地域生活及び社会参加の促進において大きな役割を果たすことから、より一層の充実を図るとともに、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

主要な取組（重点施策）

①「自立支援医療（更生医療・育成医療）」の周知

- ・身体に障がいのある方がその障がい除去（又は軽減）するための医療制度である「自立支援医療（更生医療・育成医療）」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努めます。

②歯科診療体制の充実

- ・市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自立支援医療給付事業（更生医療）	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、手術などの治療によりその障がいが軽減され、又は機能が回復するような方への医療の給付を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
自立支援医療給付事業（育成医療）	身体に障がいを有する、又は現存する疾患を放置することにより、障がいを残すと認められる児童に対する医療の給付を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
障がい者歯科診療事業	市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において毎月第1・第3水曜日及び毎週木曜日に一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行う。	保健福祉部 保健所 総務課	継続
福島県特定医療費支給認定事業（再掲）	難病法で定める330の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
特定疾患患者支援（再掲）	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療育支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
小児慢性特定疾病医療費事業（再掲）	小児慢性特定疾病の認定児に対して治療研究を推進し、医療の確立と普及を図るとともに患者家庭の経済的負担を軽減するため、一部公費負担を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
重度心身障害者医療費給付事業（再掲）	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	保健福祉部 保健福祉課	継続

エ 精神保健福祉の推進

精神障がいに対する保健福祉施策は、身体や知的障がい者に係る施策と比較すると遅れている状況にあることから、精神障がいの方が地域で生活できるよう、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備のほか、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開発に努めます。

また、精神疾患の早期発見・治療の促進、心の健康づくり対策を推進するとともに、入院中の精神障がい者の地域移行の推進にあたって、障がいのある方自身が地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

主要な取組（重点施策）

①精神障がい者の早期治療の促進

- ・精神面・心の問題で悩みを持つ方及び家族に対し、定期相談の開催や訪問指導等により、心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援をするとともに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。

②関係機関の連携強化

- ・支援する側においては、各地区保健福祉センターや精神科病院、相談支援事業所等の担当者等で地域移行に向けての検討を行なう連絡会を設け、地域移行の推進を図ります。

③若年性認知症施策の強化

- ・65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、普及・啓発に努めます。また、福島県の設置する、若年性認知症コーディネーターとも連携し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等を推進していきます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
リハビリテーション供給体制の充実	グループ活動を通し、成果技能の向上・対人関係の向上・生活リズムの確立を図り、社会参加への適応を促していく。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神障害者保健福祉関連組織の育成（再掲）	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神保健福祉相談事業及び訪問指導事業（再掲）	様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内3か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
精神保健従事者研修の充実	精神障がい者の退院促進や地域定着・移行に向けた取り組みを推進していくに当たり、精神保健に従事する職員等の更なる資質の向上のため、精神障がい者の理解と対応に係る研修会を開催する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
若年性認知症の啓発	65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、症状や相談窓口などについてリーフレット等による普及・啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	新規
認知症初期集中支援チーム（再掲）	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス、介護サービスを利用していない者又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置する。	保健福祉部 地域医療介護室 地域包括ケア推進課	新規

オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

難病患者に係る保健福祉施策については、障害者総合支援法等に基づき、保健、福祉と連携を図り実施していく必要があります。

地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進のほか、精神疾患及び難病患者に対して、福祉サービスとの連携を踏まえた保健サービスの提供体制の充実を図るとともに、今後、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たり、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応と理解促進が一層求められます。

主要な取組（重点施策）

①療育支援体制の整備

- ・難病患者等の療養上の不安の軽減、生活の質（QOL）の向上を図るため、地域の医療機関・福祉関係機関等との連携のもとに、カンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療育支援体制の整備を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
訪問支援	保健師・心理判定員・保育士等が、家庭・就園先・医療機関等を訪問し、個々に応じた生活支援、発達支援等を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
長期療養児支援事業	小児慢性特定疾患や養育医療申請窓口等で対象児を把握し、交流会等を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達学習会	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

4 施策分野4 『生活環境』

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、先の震災の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害発生時の支援体制を構築するとともに、地域における日ごろの防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組むことが求められています。

このようなことから、障がいのある方が安全に安心して生活できるよう、地域における暮らしの場の確保や建築物等のバリアフリー化を進めるなど、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進するとともに、災害時における適切な情報伝達や安否確認、避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築や、消費トラブルなどの防犯対策等についての取り組みを進めます。



施策分野4 基本的方向性

生活環境

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

イ 地域における暮らしの場の確保

ウ 施設等における安全体制の確保

エ 災害発生時における支援体制の確保

オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが快適で生活しやすい社会を目指すため、住宅、建築物、公共施設、公園等といった生活環境のバリアフリー化の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①安全性や快適性の高いまちづくりの推進

- ・「いわき市福祉のまちづくり整備指針」に基づき、障がいのある方や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。

②公共施設や公営住宅における整備の推進

- ・市役所本庁舎をはじめとする市の施設においても、オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努めます。
- ・公園等においても、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等を図ります。
- ・公営住宅の建設にあたっては、障がいのある方向け住宅の確保を図るとともに、既存の公営住宅についても、障がいのある方にとって住みやすく改善できるよう配慮していきます。

③住宅改修に関する支援

- ・障がいのある方の在宅生活を支援するため、専門家であるリフォームヘルパーによる住宅改修に関する相談・助言や、改修の際の費用の給付を行ないます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
庁舎等の公共施設の整備	オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努める。	総務部 総務課	継続
「いわき市福祉のまちづくり整備指針」の推進	まちの現状や市民の要望を的確に把握。その設置・管理する施設が整備指針に適合するよう整備・改善に努める。民間施設が整備指針に沿って整備促進されるよう、関係機関・団体・業界等に対し周知をはかる。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
聴覚障害者緊急連絡事業（再掲）	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者・高齢者等住宅改修相談支援等事業	高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改修に関する相談を受ける。	保健福祉部 障がい福祉課 長寿介護課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者・高齢者等 住宅リフォーム給付事業	リフォームヘルパーによる現地調査のうえ、住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行うもの。	保健福祉部 障がい福祉課 長寿介護課	継続
公園等の整備	公衆トイレの建設の際には、障がいの有無、年齢、性別等に係らず、多様な人々が利用することができる多目的トイレを設置する。	観光交流室 観光事業課	継続
	都市公園における、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等。	都市建設部 公園緑地課	継続
道路の安全対策	歩車道分離を図り、交通事故を防止し、障がいのある方にとっても安全かつ快適な状態で通行できるよう道路環境の整備を図る。	土木部 道路管理課	継続
福祉的住宅の拡大	市営住宅の低層階を障がいのある方にも生活しやすいように整備するとともに、重度の障がいのある方も地域の中で生活してゆくための福祉的住宅の拡大に努める。	土木部 住宅営繕課	継続
公営住宅の供給の充実	公営住宅の建設にあたっては、障がい者向け住宅の確保を図る。また、既存の公営住宅については、障がいのある方にとって住みやすく改善できるよう配慮する。	土木部 住宅営繕課	継続
鉄道駅バリアフリー化 推進事業	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日当たりの利用者数が3,000人以上の原則として全ての鉄道駅について、地域の要請及び支援のもと、鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、事業主体となる鉄道事業者に対し、事業費の補助を行う。	都市計画課 総合交通対策 担当	新規

イ 地域における暮らしの場の確保

障がいのある方が地域において、より良い環境で生活するため、生活の場であるグループホーム等や障がいのある方が住みやすい公営住宅等の整備を行うとともに、障がいの特性にあった住宅の改修、改善のため適切な指導助言ができるよう、専門機関との連携強化に努めます。

さらに、障がいのある方が住まいを確保するうえで、障がいのある方に対する民間賃貸住宅所有者や地域住民の理解が得にくいことなど様々な問題があることから、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用を検討し、一般住宅への入居が困難な障がいのある方の支援に努めます。

主要な取組（重点施策）

①グループホーム等の整備

- ・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行ないます。

②住宅確保要配慮者への支援

- ・障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について検討します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
グループホーム等の整備拡充	社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
福祉的住宅の拡大（再掲）	市営住宅の低層階を障がいのある方にも生活しやすいように整備するとともに、重度の障がいのある方も地域の中で生活してゆくための福祉的住宅の拡大に努める。	土木部 住宅営繕課	継続
公営住宅の供給の充実（再掲）	公営住宅の建設にあたっては、障がい者向け住宅の確保を図る。また、既存の公営住宅については、障がいのある方にとって住みやすく改善できるよう配慮する。	土木部 住宅営繕課	継続



ウ 施設等における安全体制の確保

施設における災害や緊急時における安全体制の確保のため、情報伝達体制の整備や地域住民とも連携した自主防災体制を確立するなど避難対策を推進します。

また、防犯設備の整備や防犯訓練等により防犯対策を強化します。

主要な取組（重点施策）

①災害や緊急時における安全体制の確保

- ・災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項や備えを記載した市民向けの「河川洪水ハザードマップ」や「防災マップ」、「津波ハザードマップ」等について、関係地区住民や公共施設及び事業所などに配布し、自分の住む地域の災害危険度を知らせるとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行動での活用を図ります。

②施設等における防犯対策の強化

- ・障がい者施設等における防犯設備を整備するとともに、防犯訓練や警察・町内会等と連携した防犯活動などの取り組みを強化します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布（再掲）	<p>○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。</p> <p>○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。</p>	土木部 河川課	継続
障がい者の防災意識の高揚（再掲）	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	総合政策部 危機管理課	継続

エ 災害発生時における支援体制の確保

防災対策については、一人暮らし高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者が、災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、避難行動要支援の登録制度の強化を図ります。

また、火災、水害等の災害時に情報弱者となり、単独での行動ができないため安全な避難に支援を要する障がいのある方等に対して、障がいの特性に応じた緊急時における情報伝達体制の充実に努めるとともに、地域住民を含めた支援体制等の構築と障がいのある方の防災意識の高揚を図ります。

主要な取組（重点施策）

①避難行動要支援者の登録の拡大

- ・ 避難行動要支援者避難支援制度の周知を強化するとともに、避難行動要支援者の登録の拡大を図り、効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織、消防団及び民生委員等と避難行動要支援者名簿を共有し、地域全体で避難行動要支援者を支援する仕組みを構築します。

②「福祉避難所」の設置

- ・ 災害時における避難所のうち、要支援者のための特別の配慮がなされた避難所として「福祉避難所」を設置し、要支援者に対する適切な支援を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
避難行動要支援者 避難支援事業の充実	避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織及び消防団等に避難行動要支援者（同意取得者）名簿を提供し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築する。安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	総合政策部 危機管理課	継続
自主防災組織との 連携強化	避難行動要支援者避難支援事業の避難誘導及び通報体制の整備に努める。安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	総合政策部 危機管理課	継続
防災行政無線整備事業 (防災ラジオ整備)	東日本大震災を踏まえ、津波災害危険区域に居住する要支援者や土砂災害警戒区域に対し、迅速かつ効果的に避難指示や注意喚起を行うため、防災ラジオを設置し、情報伝達体制の一層の強化を図るもの。	総合政策部 危機管理課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
避難行動要支援者 避難支援事業	災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針等に基づき、災害時等における要支援者の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者から同意を得て避難支援等関係者と情報の共有を図り、平常時からの災害時の避難支援に備えるもの。	保健福祉部 保健福祉課	継続
緊急通報システムの 導入促進 (再掲)	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望するに対し、電話加入権の貸与を行うものである。	保健福祉部 長寿介護課	継続
救急医療情報キットの 配布事業	重度障がい者、要介護状態の高齢者等の避難行動要支援者を対象に、かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、情報をキットに封入し冷蔵庫に保管することで、救急隊が迅速に本人の医療情報等を取得できるようにする。	保健福祉部 長寿介護課	継続
聴覚障害者緊急連絡 事業（再掲）	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

日ごろ、障がいのある方が、安全に安心して地域生活を送ることができるよう、防災意識の高揚や防犯、見守り対策の構築が必要です。

そのため、各地域での防災訓練を通じた障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立に努めるとともに、障がいのある方はもとより、障がい者団体や地域の多様な連携を促進し、犯罪や消費トラブルの防止、早期発見及び防犯教育へ取り組みの促進を図ります。

また、消費生活センター等における障がいのある方の特性に配慮した消費生活相談体制の整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①パンフレットの作成や防災訓練による防災意識の高揚

- ・防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立します。
- ・各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。

②情報提供体制の充実

- ・防災・気象情報、火災情報などをメールで配信する「防災メール配信サービス」の登録の拡充を進めるとともに、災害時に避難支援が必要となる避難行動要支援者に対し、災害情報を適正に周知するため、自動起動機能付防災ラジオを整備し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者への貸与について検討します。

③地域と連携した防犯体制の整備

- ・障がいのある方を消費者トラブルから守るための取り組みとして、家族や地域住民、障がい者施設等による支援ネットワークの構築について検討します。

④見守り体制の整備

- ・いわき見守りあんしんネット連絡会など、地域住民、事業者、関係団体と連携し、地域の見守り体制を構築します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布（再掲）	<p>○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。</p> <p>○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。</p>	土木部 河川課	継続
消費者教育推進事業	平成27年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター	新規
いわき見守りあんしんネット連絡会（再掲）	市内にお住まいの高齢者・障がいのある方・子ども・女性など、誰もが地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民だけでなく、住民の方々の日常生活に密接に関わる市内団体や事業者等と協力し、日常業務の中でさりげない見守り活動等を行うことにより、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制の構築を図る。	保健福祉部 保健福祉課	新規
障がい者の防災意識の高揚（再掲）	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	総合政策部 危機管理課	継続

5 施策分野5 『教育・育成』

障がいのある児童の健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共に生きる社会の実現が求められています。そのため、障がいのある児童が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童とともに受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

就学前教育の充実を図ることは、障がいのある児童の発育を促進、その家族の保育軽減、障がいに関するすべての人の理解を図るうえで重要です。

また、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある児童の就労に向けた取り組みについて、支援の充実を図る必要があります。義務教育終了後、生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、障がいのある児童について、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めます。教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指しながら、個別の教育的ニーズのある児童に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制の整備を図ります。

また、障がいのある方の生涯学習活動への参加を支援するため、スポーツや文化活動の機会の提供などの支援を行ないます。



施策分野5 基本的方向性

教育・育成

ア 一貫した療育支援体制の充実

イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

エ 社会的及び職業的自立の促進

オ 生涯学習活動の充実

ア 一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期を含め早期からの一貫した療育支援を一層推進するとともに、障がいのある児童の健やかな発育を促し、適正な教育を受けることができるように、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、地域の身近な場所で相談支援を提供できる体制の整備を図ります。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものです。特に医療的ケア児や重症心身障がい児等医療的なニーズのある児童については、より各分野の連携が必要となることから、これら関係機関のより一層の連携と支援体制の強化を図ります。

主要な取組（重点施策）

①必要な療育の確保

- ・障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所、幼稚園の巡回相談の充実に努めます。また、社会資源不足による保護者の送迎負担等、地域毎の課題解決に取り組みます。

②療育支援体制の充実

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスなどの児童通所支援事業所や、児童発達支援センターの整備により、療育支援体制の充実に努めます。

③医療的ケア体制の充実

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒については、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育支援部会）を中心に、関係機関が連携を行い、サービスの提供体制など課題の把握と解決に努めるなど、支援体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児(者)地域療育等支援事業（再掲）	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実に図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対しての技術指導（障害児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実（再掲）	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
幼稚園や保育所における障がい児の受入体制の整備	老朽化した施設や設備の維持補修をはじめ、出入口等のスロープ化や段差解消、トイレの洋式化等を実施する。	こどもみらい部 こどもみらい課	継続
保育士や幼稚園教諭の一層の充実	適切な保育指導を行うため、担当職員の配置等の充実を図る。「いわき市立保育所における保育士配置基準」に基づき、障がい児保育に従事する保育士の加配を実施する。	こどもみらい部 こども支援課	継続
発達学習会（再掲）	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
障害児保育判定事業	介護度判定。障がい児保育に関する指導助言。障がいのある児童の保護者に対する育児相談。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム運用事業	就学前後の一貫した支援のため、療育・相談等の情報を切れ目なく就学先に伝達する「いわきっ子入学支援シート」「いわきっ子入学支援会議」、支援情報を受け取る側への支援「子どもの理解と対応を促進するためのサポートプログラム」について関係機関と連携しながらとりくむ。また関係機関と本システムの課題にとりくみシステムの運用が充実したものになるよう運用会議を適時開催する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
こども発達支援連絡会議（旧療育支援地域連絡会議）の開催	こども発達支援及び相談に係るネットワークの構築及び運営、中核的機関等を検討し、切れ目ない一貫した発達支援体制の構築を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
サポートブック促進事業（再掲）	障がいのある児童と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続



イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

障がいのある児童の健やかな発育を促し、また、適正な教育を受けることができるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して計画的に、ニーズに応じたきめ細かな支援、教育、保育、療育を提供できる体制の構築や各種支援の充実を図ります。

そのため、障がい児保育事業の充実及び障がいのある児童の保育について適切な保育指導を行うための担当職員研修や特別支援教育に携わる教員に対して研修を行い、資質の向上に努めます。

主要な取組（重点施策）

①職員の資質の向上

- ・障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し職員の資質の向上に努めます。
- ・小・中学校の教職員についても、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児保育事業の充実	障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し、当該職員等の資質の向上を図る。	こどもみらい部 こども支援課	継続
介護体験研修	教員としての資質向上を図るべく、様々な障がい者施設において体験的な研修を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

通常学級、特別支援学級、支援学校の児童・生徒が、早期から相互に交流し、お互いに理解を深め、好ましい人間関係を育てることは、障がい者施策の円滑な推進において重要な事項となっています。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るとともに、ADHD（注意欠陥多動性障がい）やLD（学習障がい）、自閉症等の障がいの状況や発達段階に応じた適切な教育の実施に努めます。

主要な取組（重点施策）

①「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実

- ・教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めるとともに、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

②「サポートブック」の活用による情報の共有

- ・「サポートブック」の活用により、児童・保護者・関係支援機関相互の円滑な情報の共有を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「保育所児童保育要録」の作成	保育所児童の就学に際し、保育所において子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を作成し、その写しを小学校へ提出することにより、小学校等の連携を図る。	こどもみらい部 こども支援課	継続
保育士や幼稚園教諭の一層の充実（再掲）	支援を必要とする児童を、健常児と一緒に保育することにより、その発達を助長し、社会への適応性を高めることを目的として、市立幼稚園において統合保育を実施するため、担当職員の配置等の充実を図る。	こどもみらい部 こども支援課	継続
教職員の一層の充実	適切な学習指導を行うための教職員の配置等の充実を図る。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
教育支援審議会・校内委員会の充実	障がいのある児童・生徒に必要な支援について、教育長の諮問機関として各幼児・児童・生徒に対する協議・判断を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援体制の確立	小中学校の多人数在籍の特別支援学級、発達障がいのある児童生徒が在籍している通常学級に支援員を配置し、担任を補助しながら、障がいのある児童・生徒への支援を行い、他の児童・生徒の円滑な学習活動を支援する。また、通常の学級に在籍している肢体不自由児童・生徒を支援するため、支援員（介助員）を配置し、教室移動時の階段昇降補助や着替え、食事等の補助をはじめとした身体的介助を行う。医療的ケアが必要な児童・生徒に看護師資格を持つ支援員を配置する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において、「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努める。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
福祉教育の推進（再掲）	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。	教育委員会 学校教育課	継続
子ども健康教育相談	発達障がいなど、特別な支援を要する子ども（幼児を含む）とその親を対象として、専門相談員、医師及び臨床心理士が相談に応じ、早期対応を図る。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
サポートブック促進事業（再掲）	障がいのある児童と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実に努める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

エ 社会的及び職業的自立の促進

障がいのある生徒及びその保護者に対し、障がいのある方の一般就労や就労支援施策に関する理解の促進を図るとともに、義務教育修了後の進路に関する必要な情報提供が求められていることから、これら支援体制の整備が重要となっています。

そのため、サポートブック等の活用を通して、必要に応じて関係機関間で情報を共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する体制の構築に努めます。

主要な取組（重点施策）

①いわき市地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実

- ・関係機関等の緊密な連携により、障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を行うため、いわき市地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実を図ります。

②卒業後の進路相談の充実

- ・学校においては、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
進路相談体制の充実	学級担任、進路指導主事を中心に、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
消費者教育推進事業（再掲）	平成 27 年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター	新規



オ 生涯学習活動の充実

障がいのある方にとっても、社会参加、生きがいをづくりとしての生涯学習活動の充実は重要です。特に義務教育年齢を過ぎた外出困難な在宅の重度身体障がい者の学習意欲に応じるための、学習・文化活動の機会の創出が必要となっています。

そのため、生涯学習活動の充実や文化・スポーツ施設の環境整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興

- ・障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行ないます。

②図書館における読書支援サービスの実施

- ・総合図書館においては、障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読サービスなどを実施します。

③文化施設やスポーツ施設におけるバリアフリー化の推進

- ・文化施設やスポーツ施設について、誰もが安全に利用できるよう、さらにバリアフリー化を進めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
出前講座の実施 （再掲）	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キット・車いす・アイマスクを利用した体験学習等を実施する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
わいわい塾の開催 （再掲）	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者サークル活動の育成 （再掲）	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	教育委員会 生涯学習課	継続
図書館サービスの充実 （再掲）	障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。	いわき 総合図書館	継続
文化施設のバリアフリー化の推進	障がいのある方が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善により、障がいのある方の利用を促進する。	文化スポーツ室 文化振興課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
スポーツ施設の改善	障がいのある方も、障がいのない方とともに、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存スポーツ施設の改善により、障がいのある方の利用を促進する。	文化スポーツ室 スポーツ振興課	継続
スポーツ指導員の活用促進（再掲）	障がい者スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、障がい者スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	文化スポーツ室 スポーツ振興課	継続

6 施策分野6 『雇用・就業』

障がいのある方が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現に向けて、一定規模以上の民間企業等が守るべき障がいのある方の法定雇用率が平成30年4月から2.2%（平成33年度までに2.3%）に引き上げられるとともに、対象企業の範囲も従業員50人以上から45.5人以上へと引き下げられ、精神障がい者についても雇用義務の対象予定となるなど、障がいのある方の雇用は更に拡大される予定となっています。

公共職業安定所、市等では、これまでも、公共職業安定所における紹介促進、市における職員雇用枠の拡大、企業に対する雇用環境の整備支援等を行っており、今後も、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する者には、できる限り一般就労ができるよう、一般就労が困難な者には就労や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の確保など、障がいのある方の就業に向けての必要な支援や、職場への定着の支援など、サポート体制の充実を図ります。



施策分野6 基本的方向性

雇用・就業

ア 就業支援及び生活支援施策の推進

イ 多様な就労の場の確保

ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実

エ 福祉的就労の充実

ア 就業支援及び生活支援施策の推進

障がいのある方の就業支援及び生活支援を行ううえで、市、就労支援事業所、公共職業安定所等の各機関が連携をとり、総合的支援を行うことが重要であることから、今後も、サポートする人材の育成や職員のスキルアップによるサービスの質の向上等も含めた、支援体制の一層の充実が求められています。

また、精神疾患、難病、発達障がい等の特性に応じた専門的支援のあり方や、障がい者雇用のノウハウ提供方法、障がいのある方への職業教育の充実等について、関係機関と協力し検討を進めます。

主要な取組（重点施策）

①「障害者就業・生活支援センター」との連携による支援体制の強化

- ・雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の構築に努めます。

②アセスメント実施体制の整備

- ・特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用にあたってのアセスメントの実施について体制整備を図ります。

③就労サポートに係る人材の育成

- ・支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、人材の育成に努めるとともに、研修等職員のスキルアップに向けた取り組みの実施によりサービスの質の向上を目指します。

④若年性認知症の方への就労支援

- ・事業主に対する若年性認知症の方の就労についての理解やハローワークによる支援等が利用可能であることの周知等を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
市職員の障がい者雇用の充実	市職員の障がい者雇用拡充のため、一般の採用候補者試験とは別に、年齢要件を緩和した身体障がい者を対象とした特別枠試験の実施等に取り組む。また、正規職員のみでなく、嘱託職員についても積極的な雇用に努める。	総務部 職員課	継続
地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実（再掲）	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の情報の共有を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害者就労施設や障がいのある方を多数雇用している企業で就労する障がいのある方、及び在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

イ 多様な就労の場の確保

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。

今後も、障がいのある方がその特性に応じた就業の場を選択できるよう、社会体験の場の創出や障がい者雇用の促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①就業の機会の拡充と雇用の促進

- ・障がいのある方の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、社会体験の場の創出や就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを進めます。また、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、趣旨の普及に向けての広報・啓発活動を行います。

②市職員の障がい者雇用の拡充

- ・市職員の障がい者雇用拡充のため、一般の職員採用試験における身体障がい者の年齢要件の緩和や身体障がい者を対象とした特別枠採用試験の実施等に取り組むとともに、正規職員のみでなく嘱託職員についても積極的な雇用に努めます。

③「チャレンジ雇用」の実施

- ・知的障がい者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を引き続き実施します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
公共施設内での福祉の店の設置支援	本庁舎における福祉の店の設置を許可する。	総務部 総務課	継続
チャレンジ雇用推進事業の実施	市が知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者を雇用し、事務作業や職場実習などの経験を踏まえ、一般雇用を目指すもの。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者雇用の促進（再掲）	障害者雇用促進に関するポスターを掲示（9月）するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続



事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者雇用促進事業 （再掲）	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的とし、障がいのある方の視線に立った雇用環境を整えるなど、社会意識の高い事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会を行う。また、障がい者法定雇用率未達成企業に対し、障がいのある方及び雇用制度に係るセミナーや特別支援学校、障がいのある方を積極的に雇用している事業所への見学会等を実施する。	産業振興部 商業労政課	継続

ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実

福祉的就労から一般就労への移行にあたっては、教育や福祉など関係機関が障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所などの労働関係機関と緊密な連携をとり、就業支援に取り組むことが重要です。

また、障がいのある方の就労後の職場定着に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

主要な取組（重点施策）

①一般就労への移行の推進

- ・就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保（充実）を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組みます。

②職場定着に向けた支援の充実

- ・障がいのある方が安心して働き続けることができるように、企業や就労継続支援事業所等の連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受け入れ時から就労後まで継続した支援を行い、就労者の職場定着に努めます。また、就労定着に向け、企業の障がいのある方への理解促進に向けた啓発や企業からの相談体制の整備に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
福祉施設から一般就労への移行促進	就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の施設整備を行い、一般就労への移行を促進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
職場定着への支援促進	職場定着支援を行う事業所の施設整備を行い、職場への定着を促進する。	保健福祉部 障がい福祉課	新規



エ 福祉的就労の充実

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方が、特性や能力に応じて就労の機会や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の整備や経営基盤の安定が図れるよう努めます。

また、工賃の向上に向けて、施設製品拡充の周知方法の検討や障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①福祉的就労の場の確保

- ・一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めます。

②障がい者優先調達方針の推進

- ・障害者優先調達推進法の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達についても、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進に努めます。

③工賃の向上への支援

- ・就労系事業所における工賃をできるだけ増額できるよう、事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じます。また、公共施設内での「福祉の店」の開設など、販売機会の拡大について支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
授産製品ガイドの作成（再掲）	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実（再掲）	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、市内の一般就労及び福祉的就労の質を高めるとともに、就労支援の価値観と情報の共有を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進（再掲）	障害者就労施設や障がいのある方を多数雇用している企業で就労する障がいのある方、及び在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続





第6章 計画の推進

1 各主体の役割

『第4次いわき市障がい者計画（後期）』の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活できるための支援体制の構築を進め、社会全体で障がいのある方を支え、自立と社会参加を支援する必要があります。

障がい者施策については、障がいのある方の自己決定を尊重しながら、多様なニーズに対応できるようなサービスが必要であり、障がいのある方が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、生活基盤の整備や相談体制の充実などが求められます。また、この社会を実現していくためには、行政のみならず、市民の理解と協力が必要であり、さらに市内の企業や団体等、すべての社会構成員が一体となって取り組んでいくことが必要です。

（1）行政の役割

市は、国や福島県、関係機関と協力し、行政機関だけではなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

（2）障がい者団体等の役割

各団体等と地域との連携を進め、障がいのある方の活動や生活支援の促進を図り、障がいのある方の社会参加と自立を推進していくことが期待されます。

（3）企業等の役割

障がいのある方の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

（4）地域の役割

市民、団体、企業等の様々な主体で構成される地域については、震災を契機に地域内での繋がり的重要性が再認識されたことから、誰もが互いにつながりながら、障がいがあっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

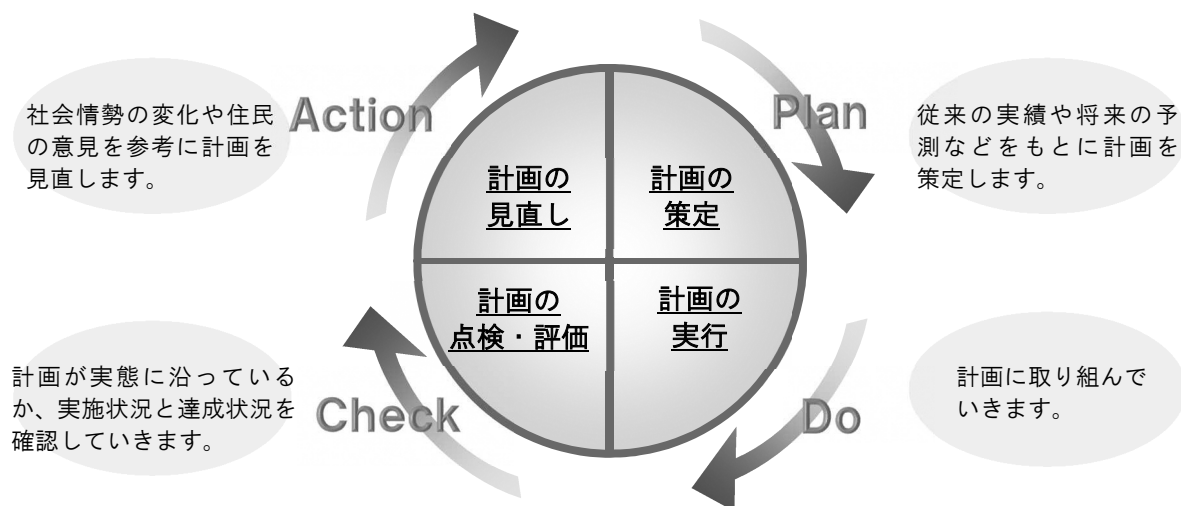
（5）市民の役割

障がいのある方やその家族が、地域のなかで孤立することのないよう、市民一人ひとりが、障がいのある方に対する正しい理解と意識をもって、誰もが互いにつながり、支え合いながら、安心して生活できる社会づくりに向けて努力していくことが期待されます。

2 計画の進行管理

『第4次いわき市障がい者計画（後期）』、『第5期いわき市障害福祉計画』、『第1期いわき市障害児福祉計画』は、具体的な事業を計画する期間は平成30年度から平成32年度までの3か年の計画ですが、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、『第4次いわき市障がい者計画』に位置づける事業や『第5期いわき市障害福祉計画』及び『第1期いわき市障害児福祉計画』において定める障害福祉サービス等の見込量について見直しの必要があると認めるときは、計画の変更を行い、その後の取り組みの改善につなげていきます。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、毎年1回、計画期間における事業の実施状況やサービスの利用実績等具体的な指標をできる限り活用した評価を実施し、地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、計画を推進していきます。



第2編 第5期いわき市障害福祉計画



第1章 成果目標と目標達成のための方策

1 平成32年度までの目標値の設定

平成29年3月31日に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、国の基本指針）に基づき、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備及び福祉施設の利用者の一般就労への移行について、平成32年度の目標値を設定します。

●障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（H29.3月告示）

基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

国の基本指針見直しの主なポイント

○地域における生活の維持及び継続の推進

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行うこと等について、基本指針に追記を行う。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこと等について、基本指針に追記を行う。

○就労定着に向けた支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等について、基本指針に追記を行う。

○地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進すること等について、基本指針に追記を行う。

○発達障害者支援の一層の充実

地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要であることや、可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行うこと等について、基本指針に追記を行う。

●障害福祉サービス等に係る成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行	【地域移行者の増加】 →H28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行
	【施設入所者の削減】 →H28 年度末時点の施設入所者の 2%以上を削減 ※ 4 期計画目標の未達成分は積み上げが求められる。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	【協議の場の設置】 市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（広域設置も可）
	【在院期間 1 年以上の長期入院患者の減少】（都道府県） →65 歳未満、65 歳以上それぞれの目標値を国が提示する推計式により設定
	【精神病床における早期退院率】（都道府県） →入院後 3 ヶ月時点の退院率を 69%以上、6 ヶ月時点 84%以上、1 年時点 90%以上
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある方の地域生活を支援する拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性の確保、サービス拠点整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能）
福祉施設から一般就労への移行等	【移行者の増加】 →H28 年度実績の 1.5 倍以上
	【就労移行支援事業の利用者の増加】 →H28 年度末の実績から 2 割以上増加
	【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】 →利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に
	【就労定着支援事業所の就労定着率】（新） →支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上に

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、平成32年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の9%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の2%以上を削減

●第4期計画実績及び第5期計画目標値

項目	第4期計画				第5期計画	
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値
施設入所者数	328人 (平成25年度末)	315人	320人 (平成28年度末)	—	320人 (平成28年度末)	313人 (平成32年度末)
地域生活 移行者数①	—	40人	14人 (平成28年度末)	35.0% (平成28年度末)	—	29人
削減見込②	—	13人	8人 (平成28年度末)	61.5% (平成28年度末)	—	7人

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について検討します。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域移行支援部会）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

(2) 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

国の基本指針	
①協議の場の設置	⇒平成32年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

●第4期計画実績及び第5期計画目標値

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
協議の場の設置	—	—	—	設置

※第4期計画においては、設定なし。

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会に地域移行支援部会を設置し、保健・医療・福祉関係者により精神障がい者も含めた障がいのある方の地域移行を推進しているところであります。引き続き、関係機関等との連携を強化し、取組を進めていきます。
--

(3) 成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制の整備等を図るため、平成32年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備する目標値を定めます。

国の基本指針	
①拠点等の整備	⇒平成32年度までに地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

●第4期計画実績及び第5期計画目標値

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
整備箇所数	1箇所以上	0箇所	—	1箇所以上



●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備については、社会資源等の把握や他自治体の先進的な事例等の研究を進め、本市の地域性を勘案しつつ、実情に即した整備が図れるよう、関係者から構成されるいわき市地域自立支援協議会を活用しながら検討するとともに、事業者等の関係機関との連携・強化に努めます。

(4) 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労へ移行する者の人数等について目標値を定めます。

国の基本指針	
①福祉施設から一般就労への移行	⇒平成32年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、平成28年度実績（47人）の1.5倍以上へ
②就労移行支援利用者数の増加	⇒平成32年度末までに、就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の実績（70人）から2割以上増加
③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	⇒平成32年度末までに、就労移行支援事業利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上へ
④就労定着支援による職場定着率の向上	⇒平成32年度末までに、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上へ

●第4期計画実績及び第5期計画目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
一般就労移行者	40人	47人 (平成28年度末)	117.5% (平成28年度末)	71人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値（就労移行支援利用者数の増加）

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
就労移行支援利用者	72人	70人 (平成28年度末)	97.2% (平成28年度末)	84人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値（就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加）

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
事業所数	4事業所	0事業所* (平成28年度末)	—	2事業所

※平成27年度実績においては4事業所中2事業所で3割以上の移行率を達成。

●第4期計画実績及び第5期計画目標値（就労定着支援による職場定着率の向上）

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績	達成率	目標値
職場定着率	—	—	—	80%以上

※第4期計画においては、設定なし。

●目標達成のための方策

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

第2章 障害福祉サービス等の

必要な量の見込及び見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス等の体系図

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項等を設定します。サービス体系は下記のとおりです。

★：新規事業



2 障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、個々の障がいのある方々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

(1) 事業内容

①訪問系サービス

居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅又はこれに相当する場所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方につき、外出時において、当該障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある方等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がいのある方に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

②日中活動系サービス

生活介護	常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
------	--

自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がいのある方の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がいのある方の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
宿泊型 自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある方であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある方で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある方であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

③居住系サービス

自立生活援助 【新規】	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で一人暮らしを希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。



(2)「課題と現状」及び「見込量確保のための方策」

①訪問系サービス

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、アンケート調査等の結果や障害者支援施設や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行を推進する観点から、今後も在宅で居宅介護を利用する方の数は増加するものと見込まれます。 ・障がいのある方の高齢化が進んでいる状況から、介護保険サービスのみでは対応が困難な介護量について、障害福祉サービスによるサービス提供が増加することが見込まれます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所からのアンケート調査等の結果からは、「介護人材の不足」、「職員の定着」、「職員のスキルの低下」などの課題が挙げられており、サービス提供体制の整備が必要となっています。

見込量の確保のための方策

- ・居宅介護事業所におけるヘルパー従事者等を確保するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。
- ・重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に努めます。

②日中活動系サービス

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護を除く全ての日中活動系サービスについて、利用者数及び利用量は年々増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれます。アンケート調査等の結果からは、特に生活介護や就労継続支援、短期入所のニーズが高いことがうかがわれます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からのヒアリング調査において、重症心身障がい児等に対する医療的ケアや入浴機会の確保などの課題が挙げられており、サービス提供体制の整備が必要となっています。 ・南部地域や中山間地域は障害福祉サービス事業所が少ないなど、地区間において社会資源等に偏りが生じています。 ・平成30年度より、新たに就労定着支援が創設されることから、サービス提供体制の整備が必要となります。

見込量の確保のための方策

- ・入浴の機会の確保等のニーズを的確にとらえながら、障がいのある方の日中活動の場の確保に努めます。
- ・共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すことなどにより、見込量が確保できるよう努めます。
- ・就労定着支援の提供について、既存の就労移行事業所等へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。

③居住系サービス

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none">・施設入所支援については、地域生活への移行の推進により、利用者の減少・削減が見込まれます。・共同生活援助については、アンケート調査等の結果や障害者支援施設や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行を推進する観点から、今後も利用者数が増加するものと見込まれます。
課題	<ul style="list-style-type: none">・施設入所支援や共同生活援助利用者の高齢化・重度化に伴う支援の困難化が生じています。・障害福祉サービス事業所からのアンケート調査等の結果からは、共同生活援助において、世話人の確保や消防法改正等により物件の確保が困難となっていることが挙げられています。・平成30年度より、新たに自立生活援助が創設されることから、サービス提供体制の整備が必要となります。

見込量の確保のための方策

- ・施設入所者の地域生活への移行を進めていくとともに、必要な方が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
- ・共同生活援助については、障害者支援施設や精神科病院等からの地域生活への移行の実績を踏まえ、障がいのある方の数やニーズを的確にとらえ、障がいのある方が地域で生活する居住の場を確保するため、今後も事業所の参入促進に努めます。
また、重度の障がいのある方が利用できるよう必要な支援に努めます。
- ・自立生活援助の提供について、既存の共同生活援助事業所等へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。

(3) 実績及び見込量

①訪問系サービス

【居宅介護等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	702 (123.4)	698 (115.8)	717 (112.2)	737	752	767
利用量（時間／月） 下段：計画比（%）	11,061 (83.7)	10,928 (77.3)	11,334 (74.9)	11,503	11,618	11,734
アンケート調査結果	居宅介護のニーズは平地区、好間地区で高く、重度訪問介護のニーズは、内郷地区、好間地区、久之浜・大久地区、同行援護のニーズは内郷地区、小川地区、行動援護は勿来地区、内郷地区、小川地区、重度障害者等包括支援は四倉地区、遠野地区で高いことがうかがえます。					

②日中活動系サービス

【生活介護】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	788 (89.4)	792 (84.0)	808 (80.1)	831	848	866
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	14,208 (94.3)	14,387 (89.2)	14,792 (85.7)	15,088	15,390	15,698
定員数（人）	697	708	723	743	758	774
アンケート調査結果	常磐地区、遠野地区で生活介護のニーズが高いことがうかがえます。					

【自立訓練（機能訓練）】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	4 (400.0)	3 (300.0)	1 (100.0)	3	3	3
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	30 (150.0)	16 (80.0)	14 (70.0)	14	14	14
アンケート調査結果	内郷地区、遠野地区で自立訓練のニーズが高いことがうかがえます。					

【自立訓練（生活訓練）】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	13	27	32	39	47	56
利用量（日／月）	128	189	217	250	288	332
定員数（人）	18	15	12	22	27	32
アンケート調査結果	内郷地区、遠野地区で自立訓練のニーズが高いことがうかがえます。					

※第4期においては「自立訓練（生活訓練）」と「宿泊型自立訓練」を合算した計画値を設定しているため、計画比については非掲載。

【宿泊型自立訓練】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	23	18	17	17	17	17
利用量（日／月）	436	366	309	309	309	309
定員数（人）	20	20	20	20	20	20

※第4期においては「自立訓練（生活訓練）」と「宿泊型自立訓練」を合算した計画値を設定しているため、計画比については非掲載。

【就労移行支援】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	102 (154.5)	121 (145.8)	144 (138.5)	172	205	244
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	1,071 (200.2)	1,213 (205.9)	1,178 (181.8)	1,237	1,299	1,364
定員数（人）	71	67	78	96	114	135
アンケート調査結果	四倉地区、小川地区で就労移行支援のニーズが高いことがうかがえます。					

【就労継続支援（A型）】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	35 (100.0)	51 (118.6)	61 (115.1)	74	89	107
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	597 (84.2)	650 (70.5)	655 (54.6)	708	765	827
定員数（人）	34	45	60	73	88	106
アンケート調査結果	四倉地区、好間地区で就労継続支援のニーズが高いことがうかがえます。					

【就労継続支援（B型）】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	573 (106.9)	586 (103.7)	603 (103.1)	622	636	649
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	9,678 (99.2)	9,705 (93.1)	10,155 (93.3)	10,562	10,893	11,217
定員数（人）	488	497	523	544	562	578
アンケート調査結果	四倉地区、好間地区で就労継続支援のニーズが高いことがうかがえます。					

【就労定着支援】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）				21	42	63

※第5期からの新規サービスのため、第4期実績値及び計画比は非掲載。

【療養介護】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	56 (94.9)	55 (93.2)	55 (93.2)	55	55	55
定員数（人）	132	140	140	140	140	140
アンケート調査結果	サービスの特性上、ニーズを地区毎に分類することは困難。					

【短期入所】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	161 (173.1)	169 (181.7)	180 (193.5)	200	219	239
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	436 (98.9)	494 (112.0)	561 (127.2)	615	667	720
定員数（人）	34 +空床利用分	35 +空床利用分	36 +空床利用分	46 +空床利用分	56 +空床利用分	66 +空床利用分
アンケート調査結果	各地区において、サービス事業者が不足していることから、短期入所のニーズが高いことがうかがえます。					

③居住系サービス

【自立生活援助】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）				20	33	46

※第5期からの新規サービスのため、第4期実績値及び計画比は非掲載。

【共同生活援助】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	339	341	348	363	374	387
下段：計画比（%）	(87.8)	(82.6)	(78.0)			
定員数（人）	336	338	349	361	372	384
アンケート調査結果	平地区、常磐地区、小川地区で共同生活援助のニーズが高いことがうかがえます。					

【施設入所支援】

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	339	341	348	346	343	340
下段：計画比（%）	(103.7)	(106.2)	(110.5)			
アンケート調査結果	内郷地区、遠野地区で施設入所支援のニーズが高いことがうかがえます。					

※市外施設の利用者数を含む。



3 相談支援

(1) 事業内容

計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障がいのある方について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設に入所している障がいのある方、又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がいのある方であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(2) 「課題と現状」及び「見込量確保のための方策」

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援については、新たに計画相談支援利用希望者を受入可能な計画相談支援事業所が不足している状況にあり、計画相談支援の利用を希望しても利用できない方が発生している状況にあります。 ・地域移行支援については、利用実績が少ないものの、地域定着支援については増加傾向にあり、地域生活への移行後の定着に関する相談支援体制が普及し始めた状況にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援利用希望者に対し計画相談支援事業所が不足していることから、計画相談支援利用希望者全てが障害福祉サービスを適切に利用できるよう計画相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。 ・地域生活への移行を推進するため、地域相談支援（地域定着支援及び地域移行支援）提供事業者の確保及び地域移行支援の普及が必要となっています。

見込量の確保のための方策

- ・障害福祉サービスを適切に利用できるよう、新規事業所の参入を促し相談支援専門員の人員の確保を図るとともに、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化に努めます。
- ・障がいのある方の地域移行の一層の促進を図るため、新規事業所の参入を促し、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業所の確保等を図り、支援体制の構築に努めます。

（３）実績及び見込量

【計画相談支援】

区分	第４期計画（実績値）			第５期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（％）	1,456 (92.2)	1,559 (85.7)	1,669 (81.0)	1,871	2,073	2,275
アンケート調査結果	各地区において、計画相談支援事業者が不足していることから、市内全域で計画相談支援のニーズが高い状況にあり、特に勿来地区、常磐地区、内郷地区でニーズが高いことがうかがえます。					

【地域移行支援】

区分	第４期計画（実績値）			第５期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（％）	5 (62.5)	2 (25.0)	3 (37.5)	15	15	16
アンケート調査結果	平地区、内郷地区、好間地区で地域移行支援のニーズが高いことがうかがえます。					

【地域定着支援】

区分	第４期計画（実績値）			第５期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（％）	26 (325.0)	32 (400.0)	40 (500.0)	51	62	74
アンケート調査結果	平地区、三和地区で地域定着支援のニーズが高いことがうかがえます。					



4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に利用者負担の設定も含めて、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

本市では、障がいのある方の地域での生活を支援するため、相談支援事業や地域活動支援センターなどの22事業を実施していきます。

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須事業 11 事業、任意事業 10 事業を実施しています。 ・ 相談支援事業における基幹相談支援センターの設置や実施体制の見直し、日常生活用具給付等事業における品目の追加、タブレット端末を利用した意思疎通支援事業の実施など、事業の充実に努めています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されていますが、市民、事業者に法の趣旨が十分図られていません。 ・ 意思疎通支援事業における手話通訳者・要約筆記者等の確保が求められています。 ・ 障がいのある方が地域生活をするにあたり、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立が求められています。

見込量の確保のための方策

- ・ 地域生活支援事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障がいのある方等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスであることから、引き続き実施するとともに、関係機関と連携し、必要なサービスの確保に努めます。
- ・ 障がいに対する理解を深め、障がいのある方が安心して地域生活を営むことができるよう市民啓発事業や相談支援事業等の充実に努めます。
- ・ 障がいのある方のニーズを把握し、随時必要な見直しを図ります。
- ・ 事業の普及啓発に努め、必要な方が適切にサービス等を利用できるよう努めます。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業（市民啓発事業）

事業の内容

理解促進研修・ 啓発事業 (市民啓発事業)	障がいのある人となない人が、ともに生きる社会を実現していくため、授産製品ガイドの作成及び障がい者週間記念行事の実施等の市民啓発事業を実施し、障がいについての理解促進を図ります。
-----------------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

事業の内容

自発的活動支援 事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等が行う自発的な取り組みに対し、補助金を交付することにより、共生社会の実現を図ります。
---------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有



③相談支援事業

事業の内容

相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がいのある方等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援、障がいのある方の権利擁護など必要な支援を行います。
--------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業 （箇所）	7	7	5	5	5	5
基幹相談支援センター の設置の有無	無	無	有	有	有	有
基幹相談支援機能 強化事業（箇所）	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

事業の内容

成年後見制度 利用支援事業	判断能力を欠いている障がいのある方が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がいのある方の地域生活を支援します。
------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	9 (300.0)	4 (133.3)	3 (100.0)	6	6	6

⑤成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容

成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
--------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

事業の内容

意思疎通支援事業	聴覚等に障がいのある方の日常生活及び社会生活における意思疎通を支援するために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。
----------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置事業	2	3	3	3	3	3
登録手話通訳者派遣事業（件/月） 下段：計画比（%）	25 (113.6)	23 (104.5)	15 (68.2)	21	21	21
要約筆記者派遣事業（回/月） 下段：計画比（%）	3 (100.0)	4 (133.3)	2 (66.7)	3	3	3



⑦日常生活用具給付等事業

事業の内容

日常生活用具 給付等事業	重度障がいのある方等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や移動などの自立生活を支援する自立生活支援用具、また、ストーマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付を行います。
-----------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	22 (46.8)	22 (46.8)	21 (44.7)	21	21	21
自立生活支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	59 (60.8)	62 (63.9)	60 (61.9)	61	62	63
在宅療養等支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	98 (110.1)	142 (159.6)	168 (188.8)	200	238	284
情報・意思疎通支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	271 (14.8)	178 (9.7)	225 (12.3)	225	225	225
排せつ管理支援用具（件/年） 下段：計画比（%）	8,233 (105.8)	8,502 (109.2)	8,757 (112.5)	9,020	9,291	9,570

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業の内容

手話奉仕員 養成研修事業	聴覚等に障がいのある方のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。
-----------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
手話講習会終了者（人） 下段：計画比（%）	18 (60.0)	12 (40.0)	27 (90.0)	30	30	30
手話講習会（ステップアップ） 終了者（日/月） 下段：計画比（%）	10 (33.3)	8 (26.7)	12 (40.0)	20	20	20

⑨移動支援事業

事業の内容

移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方が外出する際にヘルパーによる支援を行うことによって、障がいのある方の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
--------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	276 (98.9)	264 (95.7)	256 (97.0)	281	281	281
利用量（時間／月） 下段：計画比（%）	2,181 (89.2)	2,084 (95.6)	2,047 (98.2)	2,280	2,280	2,280

⑩地域活動支援センター事業

事業の内容

地域活動支援センター事業	障がいのある方へ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ります。
--------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人／月） 下段：計画比（%）	134 (77.5)	133 (76.9)	109 (63.0)	100	100	100
設置箇所数（箇所）	6	6	5	4	4	4



⑪障害児等療育支援事業

事業の内容

障がい児（者） 地域療育支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する都道府県域における療育機能との重層的な連携を図ります。
---------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1

⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業【新規】

事業の内容

手話通訳者 養成研修事業	身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修します。
-----------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者養成研修 見込者（人）	/	/	/	0	0	10

(2) 任意事業

①知的障害者福祉ホーム

事業の内容

知的障害者 福祉ホーム	現に住居を求めている障がいのある方に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がいのある方の地域生活の支援を行います。
----------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1

②訪問入浴サービス事業

事業の内容

訪問入浴サービス 事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
----------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	27 (128.6)	24 (109.1)	25 (104.2)	26	28	30
利用量（回／月） 下段：計画比（%）	94 (97.6)	80 (78.4)	83 (75.5)	87	91	95



③点字指導員派遣事業

事業の内容

点字指導員 派遣事業	点字の学習を希望する中途失明者に対し、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。
---------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
派遣回数（回） 下段：計画比（%）	2 (6.7)	3 (10.0)	6 (20.0)	8	10	12

④日中一時支援事業

事業の内容

日中一時支援事業	障がいのある方の家族の就労支援及び障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。
----------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人／月） 下段：計画比（%）	86 (86.9)	77 (73.3)	76 (67.9)	79	79	79

⑤障害児支援体制整備(児童発達支援センター地域支援機能強化事業)

事業の内容

障害児支援 体制整備	児童発達支援センターにおいて、地域の障がいのある児童やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導等を行い、地域支援の強化を図ります。
---------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
箇所数（箇所）	1	1	1	3	3	3

⑥スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

事業の内容

スポーツ・レクリ エーション教室 開催等事業	障がいのある方と地域住民が共に楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障がいのある方の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。
------------------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
わいわい塾運営事業 下段：計画比(%)	94 (94.0)	93 (93.0)	100 (100.0)	100	100	100
サンアビススポーツ教室開催事業 下段：計画比(%)	99 (99.0)	99 (99.0)	100 (100.0)	100	100	100



⑦点字広報・議会だより発行事業

事業の内容

点字広報・ 議会だより発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳等により市政情報等を定期的に提供します。
--------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑧登録手話通訳者等養成研修事業

事業の内容

登録手話通訳者等 養成研修事業	聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる要約筆記奉仕員及び視覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行います。
--------------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
要約筆記者養成講習会（人／年） 下段：計画比（%）	4 (13.3)	3 (10.0)	2 (6.7)	10	10	10
点訳者養成講習会（初級）（人／年） 下段：計画比（%）	14 (46.7)	—	8 (26.7)	—	20	—
点訳者養成講習会（中級）（人／年） 下段：計画比（%）	—	6 (20.0)	—	10	—	10
音訳奉仕者養成講習会（初級）（人／年） 下段：計画比（%）	—	7 (23.3)	—	20	—	20
音訳奉仕者養成講習会（中級）（人／年） 下段：計画比（%）	9 (30.0)	—	9 (30.0)	—	20	—

⑨身体障害者自動車改造・操作訓練費補助事業

事業の内容

身体障害者 自動車改造・ 操作訓練費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図ります。
------------------------------	--

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
自動車改造・操作訓練（人）	8	7	4	9	9	9
下段：計画比（%）	(72.7)	(63.6)	(36.4)			

⑩更生訓練費給付事業

事業の内容

更生訓練費 給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業にて訓練を受けている身体障がい者に対し、訓練のために必要な費用を支給することで更生意欲を助長し、社会復帰の促進を図ります。
---------------	---

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第5期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0	2	2	2
下段：計画比（%）	(0.0)	(0.0)	(0.0)			

第3編 第1期いわき市障害児福祉計画



第1章 成果目標と目標達成のための方策

1 平成32年度までの目標値の設定

『第1期いわき市障害児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく『市町村障害児福祉計画』であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務づけられました。

本計画では、平成29年3月31日に改正された国の基本指針に基づき、障害児支援の提供体制の整備等について、平成32年度の目標値等を設定します。

●障害児支援に係る成果目標（新項目）

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
重症心身障害児を支援する事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保（圏域設置も可）
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（圏域設置も可）

※国の基本指針の見直しの主なポイントについては、P133～134を参照

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、平成32年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

国の基本指針
①児童発達支援センターの整備 ⇒平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ⇒平成32年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備 ⇒平成32年度末までに各市町村に1カ所以上設置
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ⇒平成30年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村に設置

●第1期計画目標値

項目	実績	第1期計画
	平成29年度	目標値
①児童発達支援センター（整備箇所数）	1箇所	3箇所
②保育所等訪問支援事業所（整備箇所数）	2箇所	3箇所
③児童発達支援事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所
④放課後等デイサービス事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所
⑤関係機関の協議の場	設置	設置

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育支援部会）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。



第2章 障害児通所支援等の

必要な量の見込及び見込量確保のための方策

1 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

障害児相談支援とは、障害児支援利用計画の作成により、障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するためのサービスです。

(1) 事業内容

①障害児通所支援

児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への訓練、その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援 【新規】	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童に、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

②障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
---------	---

(2)「課題と現状」及び「見込量確保のための方策」

①障害児通所支援

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援については、発達障がいの認定を受ける方等が増加傾向にあるため、利用者数は増加傾向にあります。しかし、利用希望者に対し児童発達支援事業所が不足している状況から、1人当たりの時間や回数を分けて利用しているため利用量は減少傾向となっています。・放課後等デイサービスについては、利用者数及び利用量は年々増加傾向にあり、アンケート調査等の結果からもニーズが高いことがうかがわれることから、今後も増加するものと見込まれます。・保育所等訪問支援については、利用が少ない状況にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none">・放課後等デイサービスについては、他業種から参入する事業所が多く、サービスの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。・関係団体からのヒアリング調査において、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所において医療的ケア児が利用できる事業所が不足していることが挙げられており、利用できる事業所の定員数拡大等のサービス提供体制の整備が必要となっています。・保育所等訪問支援については、利用者が少ないことから、広く周知・啓発を図り、普及を促進させる必要があります。・平成30年度より、新たに居宅訪問型児童発達支援が創設されることから、サービス提供体制の整備が必要となります。

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- ・医療的ケアが必要な障がいのある児童が利用できるサービスについて、事業者に働きかけるなど見込量の確保に努めます。
- ・居宅訪問型児童発達支援の提供について、既存の児童発達支援事業所等へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。



②障害児相談支援

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに障害児相談支援利用希望者を受入可能な障害児相談支援事業所が不足している状況にあり、障害児相談支援の利用を希望しても利用できない方が増加している傾向にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援利用希望者に対し障害児相談支援事業所が不足していることから、障害児相談支援利用希望者全てが障害児通所支援や障害福祉サービスを適切に利用できるよう障害児相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。

見込量の確保のための方策

- ・障害児通所支援及び障害福祉サービスを適切に利用できるよう、新規事業所の参入を促し相談支援専門員の人員の確保を図るとともに、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化に努めます。

(3) 実績及び見込量

①障害児通所支援

【児童発達支援】

区分	第4期計画（実績値）			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	178 (104.1)	177 (92.2)	186 (86.5)	198	210	223
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	670 (86.8)	670 (62.4)	651 (43.7)	678	706	735
定員数（人）	90	100	125	128	131	135
アンケート調査結果	勿来地区、常磐地区、内郷地区で児童発達支援のニーズが高いことがうかがえます。					

※定員数については、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の両方を提供している事業所の両サービス合わせての定員数（27年度：80人、28年度以降：90人）を含む。

【医療型児童発達支援】

区分	第4期計画（実績値）			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	1	0	1	1	1
利用量（日／月）	1	2	0	1	1	1

【居宅訪問型児童発達支援】

区分	第4期計画（実績値）			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）				6	8	10
利用量（日／月）				24	32	40

【放課後等デイサービス】

区分	第4期計画（実績値）			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度（見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	279 (105.3)	320 (107.7)	381 (114.4)	445	516	599
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	2,252 (120.0)	2,559 (121.7)	3,090 (131.3)	3,732	4,474	5,364
定員数（人）	106	116	221	253	249	331
アンケート調査結果	常磐地区、内郷地区、小川地区で放課後等デイサービスのニーズが高いことがうかがえます。					

※定員数については、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の両方を提供している事業所の両サービス合わせての定員数（27年度：80人、28年度以降：90人）を含む。



【保育所等訪問支援】

区分	第4期計画（実績値）			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度 （見込）	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	2 (40.0)	4 (40.0)	1 (6.7)	2	3	5
利用量（日／月） 下段：計画比（%）	3 (20.0)	2 (6.7)	1 (2.2)	2	3	5
アンケート調査結果	平地区で保育所等訪問支援のニーズが高いことがうかがえます。					

②障害児相談支援

実績及び見込量

区分	第4期計画（実績値）			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人） 下段：計画比（%）	400 (108.1)	380 (93.8)	399 (90.7)	484	569	653

2 医療的ケア児調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進が求められています。

事業の内容

医療的ケア児調整 コーディネーター の配置【新規】	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育その他の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活を支援します。
---------------------------------	--

実績及び見込量

区分	実績値			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
配置人数（人）				2	3	3

見込量確保のための方策

いわき市地域自立支援協議会（児童・療育支援部会）等において協議を行い、コーディネーターの配置に努めます。



3 子ども・子育ての支援等における体制整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、以下のように設定します。

実績及び見込量

【保育所の利用を必要とする障がいのある児童数】

区分	実績値			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童数（人）	207	187	184	193	193	193

【認定こども園の利用を必要とする障がいのある児童数】

区分	実績値			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童数（人）	2	3	6	6	6	6

【放課後児童健全育成事業を必要とする障がいのある児童数】

区分	実績値			第1期計画（計画値）		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童数（人）	43	60	65	65	65	65

見込量確保のための方策

障がいのある児童に対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。



資料編

1 用語解説

【ア行】

■アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■アスペルガー症候群

対人関係の障がいがあり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は自閉症と共通するが、アスペルガー症候群は明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

■意思決定支援

日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

■一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

■インクルージョン

障がいの有無や能力にかかわらず、あらゆる児童が地域社会における学校教育の場において包み込まれ（包括）、それぞれに必要な援助が保障されたうえで教育を受けることを意味する。1980年代以降、アメリカの障がい児教育領域において注目されてきた概念。

■オストメイト

癌や事故などで消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ）を造設した人のことをいう。人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

【カ行】

■学習障がい（LD：Learning Disabilities 又は Learning Disorders）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

■共生型サービス

高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスをうけやすくするため、一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取組。

■ケアマネジメント

障がいのある方が地域で生活するため、障がいのある方一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。障害者自立支援法の施行により導入され、狭義には、障害支援区分の認定プロセスやサービス利用計画作成サービス等、広義には、自立支援協議会等における社会資源の連携や相談支援体制の構築を指す。

■権利擁護

自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人（障がいのある方等）のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。

■高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。外見からは分かりにくいため「見えない障がい」と呼ばれ、制度のうえでは精神障がいに分類される。

■工賃

就労継続支援B型事業所等で働く障がいのある方に支払われる賃金（手当、賞与等含む）。事業所等が授産活動で得た収入から必要経費を差し引いた残りが、工賃として利用者に支払われる。

■合理的配慮

障がいのある方が権利と基本的自由を享有し、行使することを保障するために必要とされる環境の改善、変更及び調整であり、かつ過度の負担を課さないものをいう。例えば、障がいの状態に応じた専門性を有する教員の配置等。

【サ行】

■自主防災組織

災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織。

■児童発達支援センター

児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行なうなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられるもの。

■自閉症

「対人関係」、「コミュニケーション」、「限定した常同的な興味、行動及び活動」の3つの領域で障がいが見られる。3歳までには何らかの症状が見られる。

■重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）と定めている。

■就労継続支援事業所（A型・B型）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する事業所の一つ。就労を希望する障がいのある方に生産活動や就労の機会等を提供する。雇用契約を結び最低賃金を保障するA型と、雇用契約によらないB型がある。

■手話通訳（者）

言語・聴覚に障がいのある人のコミュニケーション手段の一つである手話を用いる通訳。

■障害児通所支援

児童福祉法に基づき市町村が行う、障がい児支援の専門施設・事業としてのサービス。児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などがある。

■障害児等療育支援事業

在宅の障がい児（者）の地域における生活を支援するため、家庭での適切な療育に関する指導や各種サービスの利用に関する相談を行う事業のこと。

■障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日より施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）において、市町村に機能設置が義務づけられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障がいのある方に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

■障害者権利条約

障がいのある方の尊厳と権利を保障するための人権条約。すべての障がいのある方によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護及び確保すること並びに障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的としている。この条約は批准国に対し、障がいのある方の権利を確保するための取り組みを求めている。2006年12月に国連総会で採択された。

■権利擁護・成年後見センター

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、都道府県に機能設置が義務づけられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障がいのある方に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

■障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。（平成25年6月公布、平成28年4月施行予定）

■障害者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」として平成7年度に設けた。

■障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある方の職業生活の自立と安定を図るため、就労に課題のある障がいのある方に対し、就業とそれに伴う生活上の支援を一体的に実施する機関。関係機関と連携しながら、職場実習の斡旋や求職活動の支援、就職後の定着支援、それらに伴う生活上の支援を行う。

■障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって制定された新たな法律。障がいのある方の定義に難病等を追加し、平成26年4月からはケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象者の拡大が実施された。（平成24年6月公布、平成25年4月施行）

■障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。

■障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある方の心身の状態を総合的に表す区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6までである。

■小児慢性特定疾患

子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるものは『小児慢性特定疾患』として、医療費の公費負担が行なわれている。対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／先天性代謝異常／血友病等血液・免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患。

■消費生活センター

消費者保護を目的とした都道府県・市町村（特別区を含む）の行政機関であり、衣食住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談への対応、消費者被害の未然防止など暮らしに役立つ情報等の提供をしている。

■自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、都道府県や市町村に設置する協議会。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障がいを有する者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けることができる。

○対象となる障がい【11種類】

①視覚 ②聴覚、平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能 ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） ⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能 ⑨小腸機能 ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能障がい

■身体障害者補助犬

身体障害者補助犬法で規定された、盲導犬／視覚障がい者の手助けをする、聴導犬／聴覚障がい者の手助けをする、介助犬／運動機能障がい者の手助けをする犬をいう。

■ストーマ

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任する他、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、不利益から守る制度。

■相談支援専門員

障がいのある方等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画書を作成する者。相談支援事業を行う際は、事業所等に相談支援専門員を配置しなければならない。実務経験を満たし相談支援従事者研修（初任者研修）を修了した者が相談支援専門員となる。

【タ行】

■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく市町村における地域生活支援事業の一つ。障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行うセンター。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域包括ケアシステム

障がいのある方や高齢者等が、家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等がチームを組んで、必要なサービスを総合的に適時・適切に提供するシステム。

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に定められ、利用者の身近な地域である都道府県・市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的に実施するもの。各自治体が必ず実施する事業（必須事業）として、以下の事業が定められている。

●市町村地域生活支援事業

1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業
	(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業
	(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	日常生活用具給付等事業
8	手話奉仕員養成研修事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター機能強化事業

●都道府県地域生活支援事業

1	専門性の高い相談支援事業
	(1) 発達障害者支援センター運営事業
	(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
	(3) 障害児等療育支援事業
	(4) 障害者就業・生活支援センター事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
	(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
	(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
5	広域的な支援事業
	(1) 都道府県相談支援体制整備事業
	(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

■注意欠陥多動性障がい（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

注意持続の欠如若しくはその子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。

■点訳奉仕員

所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書作成に協力する者。

■特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級における教育に加えて、通常の学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育。

■トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により、障がいのある方を試行雇用することで、障がいのある方に関する知識や経験のない事業所に本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。

【ナ行】

■日常生活用具

重度の障がいのある方に対し給付又は貸与される日常生活上の便宜を図る用具。市町村地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業で給付又は貸与する。

■乳幼児健康診査

母子保健法により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査、その他の乳幼児健診等を実施しており、乳幼児の心身の発育・発達のスクリーニング等を行っている。

■認知症

脳に何らかの原因で障がいが起き、脳の機能が低下することで、物忘れや判断力の低下など、日常生活に支障をきたす「脳の病気」のこと。

■ノーマライゼーション

障がいのある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであるという考え方。

【ハ行】

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条）。原因は不明な部分が多い。

■発達障害者支援センター

発達障害者支援法第 14 条に基づき、発達障がい者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障がい児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障がいについての普及啓発や情報提供を行う。

■バリアフリー

障がいのある方等の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がいのある方を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいう。

■ハローワーク

厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障がい者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

■福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある方のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、労働者としての権利や最低賃金は保証されず、あくまでも施設の利用者という立場であり、自立更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

■福祉の店

障がい者の社会参加と住民に対する理解の促進を図るため、障害者支援施設で作られた製品の展示販売を行う店舗。

■福祉避難所

高齢者や障がいのある方等の避難行動要支援者のために特別な配慮がされた避難所。一般の避難所同様に市町村が指定するもので、社会福祉施設、学校、公民館等が想定される。

■法定雇用率制度

障がいのある方の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障がいのある方の雇用義務を事業主に課す制度。民間企業の法定雇用率は 2.0%、国や地方公共団体等は 2.3%。

■補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全杖、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。

【マ行】

■民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

【ヤ行】

■ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境・建物・施設・製品等のデザインをつくり上げていこうとする考え方。

■避難行動要支援者

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとる際に支援を要する人。

■要約筆記（者）

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝える。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。

【ラ行】

■リハビリテーション

心身に障がいのある者の人間的復権を理念とし、障がいのある方のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。

■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。障がいのある児童等を対象として、障がいの早期発見・早期治療による障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図る。

■療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がいを有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障がい者」であることの証票として県知事が交付する手帳。

■レスパイト

障がいのある方の家族等を一時的に障がいのある方の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

2 いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

区分	団体等名
学識経験者	大学等
	（内科医又は整形外科医）
	（精神科医）
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき市精神障害者家族の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	平公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

3 いわき市地域自立支援協議会委員名簿

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	氏名	所属団体職名	特記事項
学識経験者	山本 佳子	いわき明星大学 教養学部地域教養学科 教授	副会長
	関 晴朗	独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	
	田子 久夫	公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	
障害者福祉団体	吉江 路子	いわき市盲人福祉協会 女性部副部長	
	森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会	
	根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長	
	古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会 会長	
	石井 静子	いわき聴力障害者会 副会長	
	豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会 会長	
障害者福祉施設等	鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	会長
	高木 郁夫	社会福祉法人いわき福音協会 はまなす荘 次長	
	古川 敬	社会福祉法人育成会 理事	
	松崎 有一	社会福祉法人誠心会 理事長	
	草野 滋章	社会福祉法人希望の杜福祉会 常務理事	
障害者関係機関	齋藤 秀美	福島県立いわき支援学校 校長	
	門馬 栄	福島県立平支援学校 校長	
	渡辺 隆	平公共職業安定所 所長	
	栗村 嘉起	いわき障害者就業・生活支援センター 所長	
	吉田 裕之	いわき市社会福祉協議会 生活支援課長	
代 市民表	石井 キヌ	いわき市ボランティア連絡協議会	

4 第4次市障がい者計画・第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画策定経緯

年月日	検討会議／協議事項
平成29年7月27日	第1回 いわき市地域自立支援協議会（全体会議） (1) 平成29年度における地域自立支援協議会の取り組みについて (2) 第4次いわき市障がい者計画の改定等について ・第4次市障がい者計画改定等に係る基本方針について
平成29年9月27日	第2回 いわき市地域自立支援協議会（全体会議） (1) 第4次いわき市障がい者計画の改定等について ・第4次市障がい者計画改定等のポイントについて ・各団体のアンケート結果について
平成29年11月30日	第3回 いわき市地域自立支援協議会（全体会議） (1) 第4次いわき市障がい者計画施策体系（案）等について (2) 第4次いわき市障がい者計画改定等に係るパブリックコメントに向けた素案について ・第4次市障がい者計画改定等に係る素案作成の考え方 ・素案（変更・修正箇所）の概要
平成29年12月25日	第4次いわき市障がい者計画改定等に係る庁内関係課長会議 (1) 第4次いわき市障がい者計画改定等に係る基本方針等について (2) 第4次いわき市障がい者計画改定等（素案）の概要について (3) 第4次いわき市障がい者計画改定等（素案）に対する意見について
平成30年2月6日	第4回 いわき市地域自立支援協議会（全体会議） (1) (2)

第4次市障がい者計画（後期）
第5期市障害福祉計画・第1期市障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：いわき市 保健福祉部 障がい福祉課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話：0246-22-7485(直通) FAX：0246-22-3183

URL：<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>
